

郡上市国土強靱化地域計画

～美しい「ふるさと郡上」を後世に～

(令和2年度から5年間)

令和2年4月

郡 上 市

<目 次>

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画期間	1
第1章 強靱化の基本的考え方	2
1 強靱化の理念	2
2 基本目標	2
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	3
(1) 本市の特性を踏まえた取組推進	3
(2) 効率的・効果的な取組推進	3
(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進	3
4 計画策定の進め方	5
第2章 本市の地域特性	6
1 市域の特色	6
2 気候的特性	7
3 社会経済的特性	7
(1) 人口	7
(2) 産業	8
(3) 交通	9
第3章 計画策定に際して想定するリスク	10
1 風水害（水害、土砂災害）、大雪	10
2 巨大地震（内陸直下型地震、南海トラフ巨大地震）	11
3 密集火災	12
4 火山災害	12
第4章 脆弱性評価	13
1 脆弱性評価の考え方	13
2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	13
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	15

第5章 強靱化の推進方針	16
1 推進方針の整理	16
2 施策分野ごとの強靱化の推進方針	16
(1) 行政機能 ～公助の強化～	17
(2) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～	20
(3) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～	22
(4) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～	24
(5) 産業・経済 ～災害に強い農林業とサプライチェーンの確保～	25
(6) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化（道路整備）～	28
(7) 国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～	30
(8) 環境 ～廃棄物対策～	31
(9) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成、 ～自助・共助の底上げ～	32
(10) 官民連携／まちづくり ～民間リソースを活かした対応力強化～	33
(11) 老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～	34
第6章 計画の推進	36
1 施策の重点化	36
2 毎年度のアクションプランの策定	36
3 計画の見直し	36
(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	39
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	67
(別紙3) リスクシナリオごとの推進方針	80

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、その後、国においては「国土強靱化基本計画」が平成26年に作成された。

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本市においても、近い将来発生する確率が高いとされている南海トラフ地震や、内陸直下型の長良川上流断層帯地震など、いかなる災害が発生した場合でも、致命的なダメージを回避し、被害を受けることが仮にあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができるように、この規定に基づき、国土強靱化地域計画を策定する。

本計画に基づく事業実施を通じ、いつまでも元気であり続ける強靱な郡上市の実現を目指す。

2 計画の性格

本計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。なお、本計画は「第2次郡上市総合計画」と整合性を図り策定するものであり、強靱化に関わる分野においては、市の様々な計画等の指針となる性格を有するものである。

より詳細な事業・施策は、本計画に示した推進方針を踏まえながら、毎年の予算編成を通じて具体化し、アクションプランとして取りまとめる。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とする。なお、計画期間内であっても、修正の必要が生じた場合には、見直しを実施する。

第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念

本市は、岐阜県のほぼ中央部の山間地域に位置し、清流長良川や緑豊かな森林に囲まれており、人々はこの美しい自然環境のなかで暮らしや文化を育んできた。その一方で、古来、あまたの災害に見舞われるも、先人たちは、たゆまぬ治水、治水の努力を重ね、教訓と知恵を伝承し、古い歴史と伝統をもつ郡上市を築き上げてきた。

私たちはこの故郷を次世代に引き継ぐため、自然災害や大規模地震といった万一の危機を直視し、災害を忘れることなく、平時からの備えを行っていかなければならない。

本市合併後も、平成16年の台風23号、平成18年豪雪、平成30年7月豪雨及び台風21号をはじめとする多くの大災害を経験している。また近年は、今までに経験したことのないような大規模な風水害や地震などが全国各地で発生している。こうした災害の教訓を踏まえ、県や関係団体、そして市民が一体となって、豪雨災害や今にも起こりえる巨大地震等の大規模自然災害に備えた事前防災・減災及び迅速な復旧・復興に向けた取り組みの強化を図る必要がある。

東日本大震災など過去の大規模災害では、住民の助け合いによって多くの命が救われている。「自らの命は自ら守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本に、災害に対する不断の備えを進め、公助と適切に連携しつつ、自助・共助による市民自身及び地域の災害対応力の強化を図ることが必要である。

こうした理念のもと、強靱化の取り組みを市民一体となって進めることにより、本市の持続的成長と発展につなげていく。

2 基本目標

基本法では、その第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。これを踏まえ、郡上市国土強靱化地域計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4項目を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとする。

- 市民の生命の保護が最大限図られること
- 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

なお、市民生活や市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、近年の気候変動の影響による全国各地での豪雨災害の頻発化・激甚化、さらには震度5以上の大規模地震の発生が増大していることなどから、本計画では、国土強靱化基本計画と同様に、まずは大規模な自然災害を対象とすることとする。

(1) 本市の特性を踏まえた取組推進

- ・ 人口減少や少子高齢化の進行など、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組みを進めること。
- ・ 直近の平成30年7月豪雨災害や台風21号による停電被害をはじめ、過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、想定外の事態が常態化してきたことを念頭に置いて取組みに当たること。
- ・ 県土の10%に当たる約1,030平方キロメートルの面積を有し、その約9割を山林が占めるという本市の地勢的な特性や、災害リスクを踏まえて取組みを進めること。
- ・ それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みに当たること。

(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・ 国、県、近隣市町村、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組みを進めること。
- ・ 「自律・分散・協調」型の国土形成を促す効果的な方策を、国全体が進める中で地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組みに当たること。
- ・ 非常時のみならず、日常の市民生活の安全安心、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組みとの連携を図ること。
- ・ 限られた資源の中、国県の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進

- ・ 強靱化の担い手は市民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会等を通じた継続的な防災教育の取組みを進めること。
- ・ 平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援など地域防災力の要として、防災リーダーや消防団員等防災人材の育成を男女共同参画の視点にも配慮しつつ推進すること。

(参考)

国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」(要約)

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ①強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ②長期的視野を持った計画的な取組推進
- ③地域間連携の強化と「自律、分散・協調」型国土構造の実現
- ④経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- ⑤制度、規制の適正なあり方を見据えた取組推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑦自助、共助及び公助の適切な組合せと官と民の適切な連携及び役割分担
- ⑧平時の有効活用

(3) 効率的な施策の推進

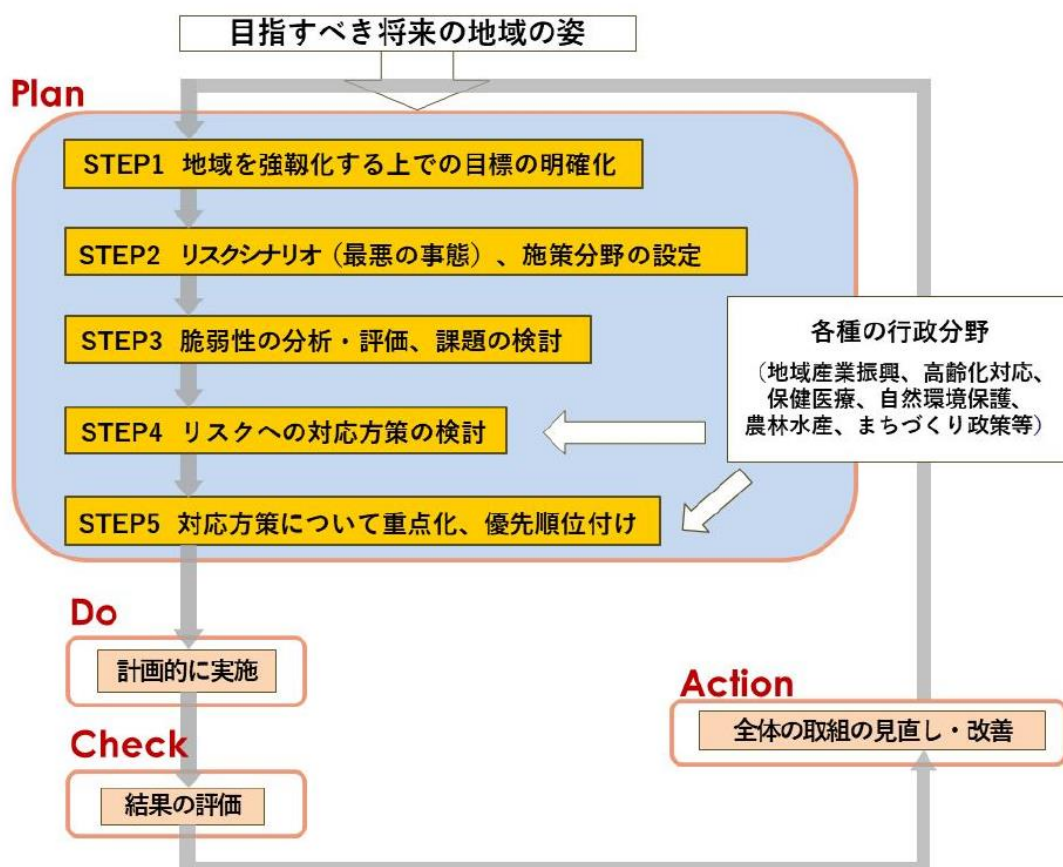
- ⑨施策の重点化の推進
- ⑩既存の社会資本の有効活用
- ⑪民間資金の積極的活用
- ⑫施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬土地の合理的利用の促進
- ⑭研究開発の推進と成果の普及

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ⑯女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
- ⑰環境との調和、景観の維持への配慮、自然環境の有する多様な機能の活用

4 計画策定の進め方

国土強靱化地域計画の策定に関して、国（内閣府）から「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第6版）」が示されており、本計画の作成にあたっては、同ガイドラインに記載されている次の手順を踏襲することとした。



（出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第6版）策定・改訂編 内閣官房国土強靱化推進室）

図1 国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方

第2章 本市の地域特性

1 市域の特色

本市は、岐阜県のほぼ中央に位置し、南北約50km、東西約30キロで県の約10分の1に当たる1,030.75平方キロメートルと広大な面積を有している。北部へ行くほど標高が高く、市の最高峰は標高1,810mの銚子ヶ峰で、一番低い美並町木尾の110mと比べて大きな高低差がある。市域の約90%を森林が占めており、河川沿いを中心に、集落や耕地が開けている。その一方で多数の集落が、土砂災害のおそれが高い急峻な地形の狭隘部に存在している。

また、大日ヶ岳を源流とする長良川は、北から南へ貫流しており、市域のほとんどが長良川の流域である。このほかに、北西部に位置する石徹白川は九頭竜川の支流に、東部の和良川や弓掛川は飛騨川の支流に属している。

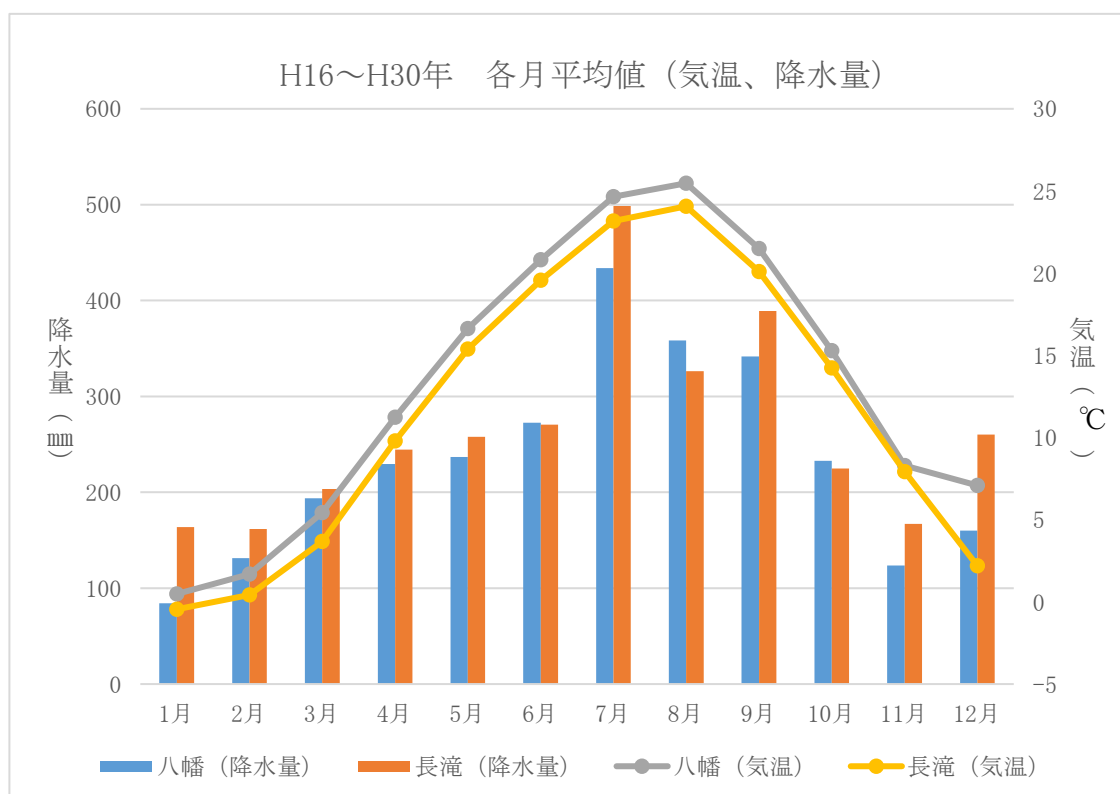
地質は、美濃帯に属し、砂岩、頁岩(けつがん)、チャート、石灰岩、凝灰岩などの基盤の上を流紋岩や安山岩の火山岩が覆っている。



2 気候的特性

本市は、内陸にあって、一般に飛騨気候区に近い天候をあらわすが、やや太平洋よりにあたるため、夏は晴天の日の多い太平洋式の海洋性温帯気候をあらわす。一方、冬は、南北に50数kmの長い地形のため、南部では数cmの積雪しかないのに北部では1mを超える積雪がある。旧美並村・旧和良村以外の地域は豪雪地帯に指定されており、寒冷期が長く、積雪量も多く、気温の比較差の大きい日本海型の内陸性気候区に属する。

また、本市は湿気を含んだ南東の季節風が越美山脈に吹きつけるため、県内でも有数の多雨地帯である。



3 社会経済的特性

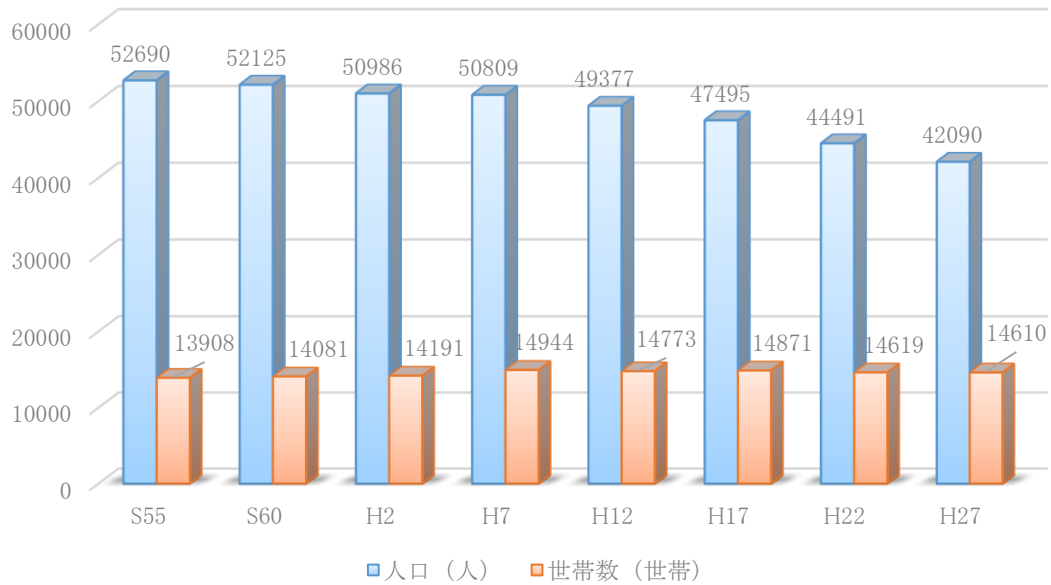
(1) 人口

本市の住民基本台帳人口は、平成31年4月1日現在で41,592人、世帯数は15,307世帯である。

国勢調査による人口の推移は、平成27年の人口は42,090人であり、平成17年の人口47,495人と比較すると、10年間で5,405人（約12.8%）減少しており、平成22年からの5年間は2,401人（約5.4%）の減少となっている。

平成27年の世帯数は、14,610世帯で、平成22年からの5年間で12世帯の減少にとどまっており、ほぼ横ばいの状況にある。一般世帯の人員は、平成27年で約2.81人/世帯となっており、平成17年の3.14人/世帯と比較して年々減少傾向にあり、核家族化が進行していることがうかがえる。

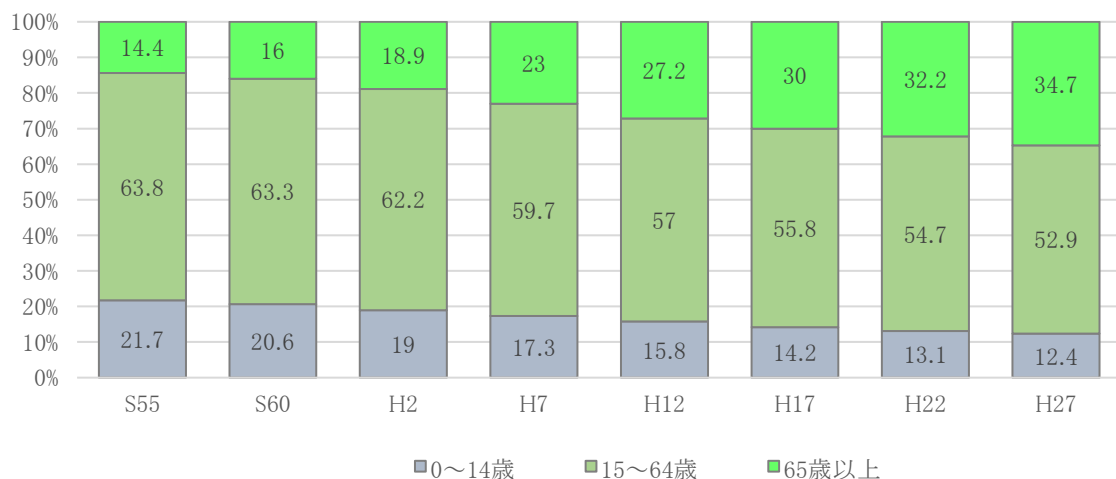
人口・世帯数の推移 (国勢調査)



また、平成27年国勢調査の年齢別人口は、14歳以下の年少人口が5,218人(12.4%)、15歳以上64歳以下の生産年齢人口が22,222人(52.9%)、65歳以上の老年人口が14,604人(34.7%)となっており、全国平均(26.6%)や岐阜県平均(28.1%)と比較して老年人口割合が非常に高くなっており、経年的な変化をみると、着実に少子・高齢化が進行していることが確認できる。

高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加や、生活圏の広域化による屋間の留守家庭の増加は、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

年齢別人口割合の推移 (%) (国勢調査)

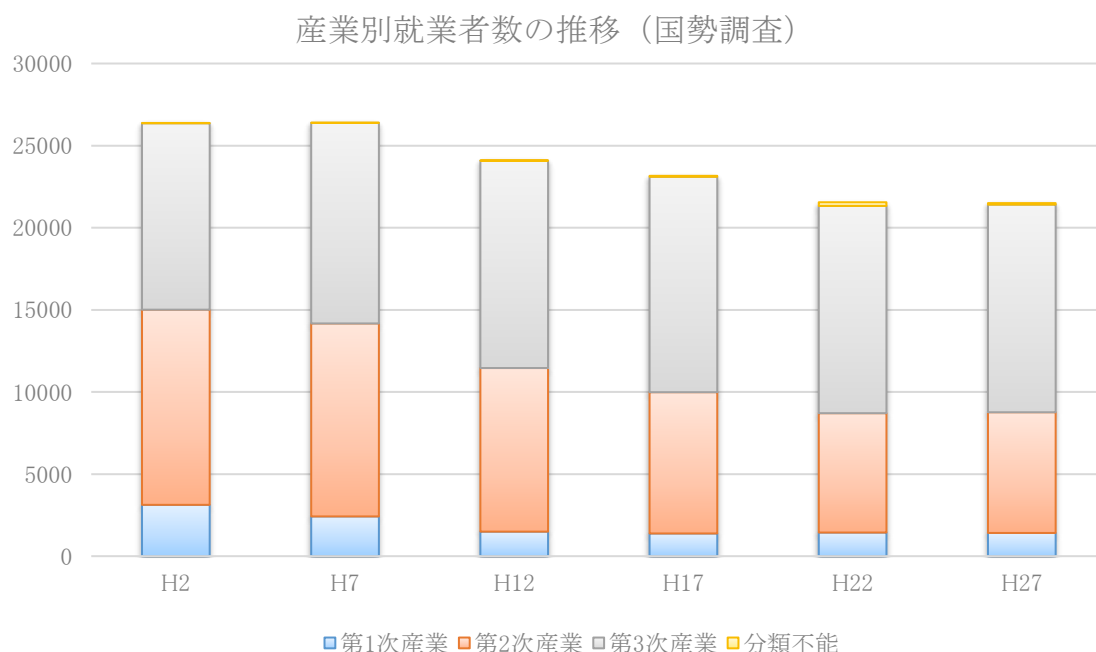


(2) 産業

平成27年国勢調査の総就業者数は21,501人であり、これは総人口の約51.1%に該

当する。

産業別では第一次産業就業者数が1,413人(6.6%)、第二次産業就業者数が7,351人(34.2%)、第三次産業就業者数が12,645人(58.8%)となっている。産業大分類別の就業者の割合は、平成17年から大きな変化はみられない。



農業は、中山間地域の気象条件を生かした稲作や施設園芸、高冷地野菜栽培等が営まれているが、担い手の不足や耕作放棄地の増加、鳥獣被害、さらに近年の天候不順が農業生産に深刻な影響を与えている。

工業は、高速自動車道の整備により、自動車部品や大型製材工場などの企業進出がみられるようになり、製造品出荷額等は増加傾向にある。商業は、主要幹線道路沿いへの店舗の立地が進んでいる一方、商店街は空き店舗が増加し、活力が低下している。

(3) 交通

本市の西側地域（高鷲・白鳥・大和・八幡・美並）を南北に縦断する東海北陸自動車道には、それぞれの地域にインターチェンジが設置され、国道・県道・市道と連結した交通網を形成している。

また、東海北陸自動車道に並行して長良川鉄道が走っており、住民の足となっている。本市の東側地域に当たる明宝・和良地域は、国道・県道に市道が連結して交通網ができており、定期バスが運行されているが、住民の足は主に自家用車に依存している。

災害時における応急対応や緊急輸送の際の道路の確保を考えると、今後とも道路網の整備が重要である。

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本市は、急峻な山地に囲まれ、長良川をはじめいくつかの中小河川が屈曲して流れており、多数の急傾斜地、砂防指定地を抱えている。こうした地形的要因から、土石流、がけ崩れ、道路の決壊、河川の氾濫等の風水害や、豪雪地帯特有の雪害等の大規模な自然災害に見舞われやすい。

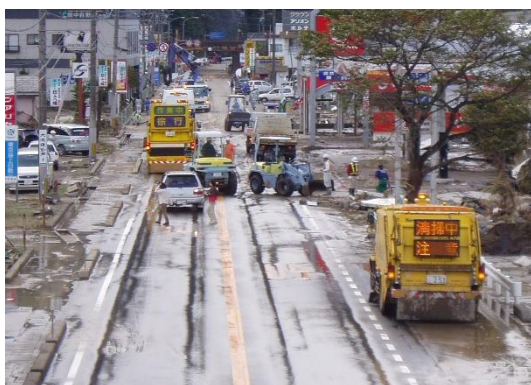
また、直下には長良川上流断層帯をはじめとする多くの断層が確認されており、これを震源とする内陸直下型地震等の発生が懸念されている。さらに活火山である白山の噴火も懸念される。

原因別の災害の概要と将来予想される災害の状況は、おおむね次のとおりである。

1 風水害（水害、土砂災害）、大雪

本市の地勢的条件から山間部水害が起こりやすく、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流や土砂災害（特別）警戒区域に指定されている区域では、家屋の流埋没あるいは道路の被害等が予想される。

近年では平成11年9月の9・15豪雨や平成16年10月の台風23号による水害、さらに平成30年7月豪雨など、集中豪雨により局所的に被災するという新たな水害の様相を呈するようになってきている。また、大型台風が通過する場合にあっては、強風による倒木停電等の相当規模の被害が予想される。



平成16年10月台風23号災害(八幡町)

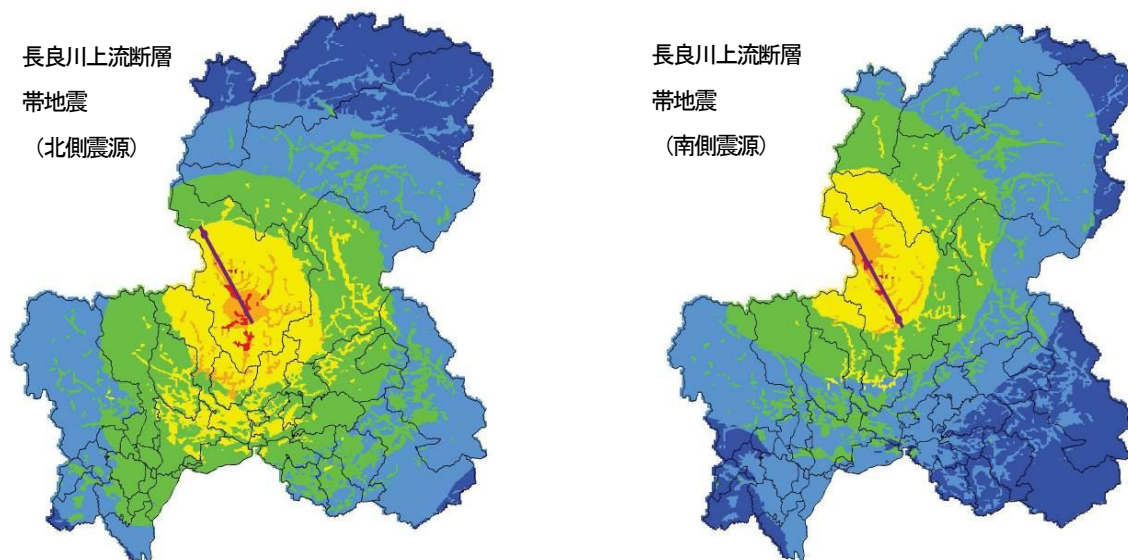


平成30年7月豪雨災害(和良町)

また、本市の内、平成16年3月合併の旧和良村、旧美並村を除く地域は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）による豪雪地帯に指定されている。昭和56年の56豪雪、平成14年豪雪及び平成18年豪雪時に見られたように、豪雪により局地的な雪崩、交通網の寸断をはじめ、倒木による長期停電などの被害が予想される。

2 巨大地震（内陸直下型地震、南海トラフ巨大地震）

岐阜県は「南海トラフの巨大地震等被害想定調査(平成25年2月)」、「内陸直下地震被害想定調査(平成31年2月)」等の地震防災対策に備えた調査を実施しており、特に本市に影響が大きいと想定される地震の被害予測は次のとおりである。



地震の被害予想(岐阜県調査)

地震名	震源	震度	人的被害（人）				避難者数(人)	建物被害(棟)		出火件数
			死者数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数		全壊	半壊	
長良川上流断層帯地震	北側震源 (断層破壊が南へ進む)	市域の4割は震度7の強い揺れが、5割は震度6強～6弱の揺れが予測される。	635	1,108	3,195	1,458	16,926	11,606	8,189	188
	南側震源 (断層破壊が北へ進む)	市域の2割は震度7の強い揺れが、7割は震度6強～6弱の揺れが予測される。	508	883	2,831	1,159	14,297	9,219	8,100	173
高山・大原断層帯地震	北側震源 (断層破壊が南西へ進む)	市域の8割が震度6強～6弱の揺れが、北東部では震度7の強い揺れも予測される。	234	405	1,974	535	8,726	3,967	6,922	53
	南側震源 (断層破壊が北東へ進む)	市域のほとんどに震度6弱～5強の揺れが、北東部では震度6強の揺れも予測される。	30	51	513	68	1,833	520	2,335	7

地震名	震源	震度	人的被害（人）				避難者数(人)	建物被害(棟)		出火件数
			死者数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数		全壊	半壊	
阿寺断層帯地震	南側震源 (断層破壊が北西へ進む)	市域の7割は震度6弱、あとは震度5強の揺れが予測される。	80	139	1,154	184	4,459	1,386	4,803	12
	北側震源 (断層破壊が南東へ進む)	市域の7割は震度6強～6弱、あとは震度5強～5弱の揺れが予測される。	66	114	888	151	3,482	1,247	3,951	12
揖斐川－武芸川断層帯地震		市域の6割は震度6強～6弱、あとは震度5強～5弱の揺れが予測される。	64	110	826	145	3,350	1,244	3,716	14
跡津川断層帯地震		市域のほとんどに震度5強の揺れが予測される。	53	93	1,011	122	3,929	1,050	4,599	12
南海トラフの巨大地震		市域全体が震度5強となり、一部震度6弱の揺れが予測される	8	14	319	19	2,149	681	2,310	7

3 密集火災

市域のうち八幡町及び白鳥町地内の市街地等においては、木造家屋が密集しており、強風時や震災時等の特殊条件下にあっては、大規模火災の発生が懸念される。

4 火山災害

平成26年9月に発生した御嶽山噴火は、多くの犠牲者が発生する戦後最悪の火山災害となった。岐阜県には御嶽山のほかに焼岳、乗鞍岳、白山、アカダナ山の4つの活火山がある。

本市は、国、県、関係市町村、公共機関、火山専門家等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための「白山火山防災協議会」に参加しているが、今回の災害を踏まえ、火山防災対策の検討を進めなければならない。

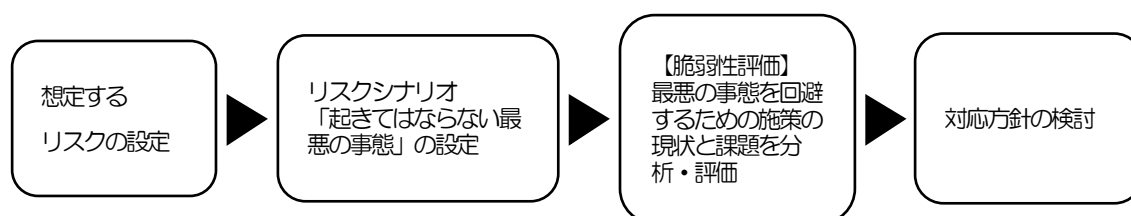
第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国及び県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討した。



2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

国の基本計画及び岐阜県強靱化計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。

具体的に、国は8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」、県では7つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

本計画においては、これを参考に、先に述べた想定するリスクや本市の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・統合を行い、8項目の「事前に備えるべき目標」と26項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次頁のとおり設定した。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

事前に備えるべき目標 (8 項目)		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） (26項目)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や、住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模な火山噴火及び豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雪や豪雪、雪崩等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足
		2-4	観光客等の想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災等による医療機能の麻痺
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		5-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	市民生活の基盤となる電気、燃料、上下水道、交通ネットワーク等のライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・燃料等の長期にわたる機能停止
		6-2	上水道及び污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	人口減少・高齢化の進展により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

前項の26項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連する現在の施策を洗い出し、取組状況を整理の上、各施策の強み、弱みを分析・評価した。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行った。

評価結果は別紙1，2のとおりである。

（別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 39頁～）

（別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果 66頁～）

<個別施策分野>

施策分野	テーマ
(1) 行政機能	～公助の強化～
(2) 都市・住宅／土地利用	～災害に強いまちづくり～
(3) 保健医療・福祉	～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～
(4) ライフライン・情報通信	～生活基盤の維持～
(5) 産業・経済	～災害に強い農林業とサプライチェーンの確保～
(6) 交通・物流	～交通ネットワークの強化（道路整備）～
(7) 国土保全	～河川、砂防、治山、火山等対策～
(8) 環境	～廃棄物対策～

<横断的分野>

(9) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成	～自助・共助の底上げ～
(10) 官民連携／まちづくり	～民間リソースを活かした対応力強化～
(11) 老朽化対策	～社会インフラの長寿命化～

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うに当たり設定した以下の11の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。

<個別施策分野>

- (1) 行政機能 ～公助の強化～
- (2) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～
- (3) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～
- (4) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～
- (5) 産業・経済 ～災害に強い農林業とサプライチェーンの確保～
- (6) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化（道路整備）～
- (7) 国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～
- (8) 環境 ～廃棄物対策～

<横断的分野>

- (9) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～
- (10) 官民連携／まちづくり ～民間リソースを活かした対応力強化～
- (11) 老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの推進方針は（別紙3 リスクシナリオごとの推進方針 79頁～）のとおりである。

なお、1つの推進方針が、複数の最悪の事態の回避に資する場合が多いことから、重複を避けるとともに、対策を効率的に実行するため、個別施策分野（8分野）及び横断的分野（3分野）の合計11分野の施策ごとに、推進方針を再整理した。

これらの推進方針は、事前に備えるべき8つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとにとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。施策分野ごとの推進方針を次頁以降に示す。

<個別施策分野>

(1) 行政機能 ～公助の強化～

【庁舎等防災拠点機能の強化】総務部契約管財課 振興事務所振興課

- ・ 災害対策本部及び支部が設置される庁舎が、災害対応の中核拠点として機能できるよう、施設の耐震性を高めるとともに、長時間稼働の非常用電源の確保や高効率照明機器、再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- ・ 本庁舎及び支所庁舎の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応できるよう、浸水対策や土砂災害対策を着実に推進する。

【災害時非常用物資の備蓄推進】総務部総務課

- ・ 災害用備蓄品は、長期保存が可能なものから比較的短期で更新を要するものまで様々であり、整備計画に基づいて定期的かつ効率的な更新に努める。
- ・ 災害備蓄品の適正管理のため、保管倉庫等の整備を推進する。
- ・ 市内全域で大規模災害が発生した場合、市の備蓄品のみで対応することは困難と想定されることや、大規模災害で道路が寸断し集落が孤立することなどのリスクを回避するため、家庭や地域での備蓄品の整備を促進する。

【指定避難所の耐震化推進】総務部総務課 振興事務所振興課

- ・ 本市では指定避難所を公共施設のみで確保することは困難であるため、自治会が管理する集会施設等を避難所に指定している。地震災害に対応する指定避難所は、耐震化されていることが必要であるため、自治会が実施する耐震化工事に補助金を交付して耐震化を推進する。
- ・ 浸水害に対応した指定避難所の中で、耐震化が完了していない施設については、地震災害にも対応できるよう耐震化を進める。

【安全性と良好な生活環境を備えた避難所の確保】総務部総務課 健康福祉部社会福祉課

- ・ 避難所機能を強化するため、避難所運営に必要な資機材、設備等を計画的に整備するとともに、備蓄品の適切な維持、管理に努める。
- ・ 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、県の「避難所運営ガイドライン」を踏まえて、郡上市避難所運営マニュアルを改定する。
- ・ 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生、蔓延を防ぐための衛生、防疫体制を確立する。
- ・ 避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ、寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する。

【消防庁舎の老朽化対策】 消防本部消防総務課

- ・ 消防防災拠点である「市消防本部」「郡上中消防署」「郡上北消防署」「南出張所」庁舎は、耐震基準は満たしているが、法定耐用年数から見ると老朽化が進んでいるため、施設の修繕を推進するとともに、大規模改修等を検討する。
- ・ 大規模改修等については、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する。

【消防力の強化】

（消防設備、資機材の整備） 総務部総務課

- ・ 災害対策の要となる消防団の消防力維持、強化のため、小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車、消防ポンプ車等を計画的に更新整備するとともに、災害時の救助活動に必要な投光器や発電機等の資機材の整備を推進する。
- ・ 火災の拡大を、早期の初期消火により防止するため、耐震性貯水槽や消火栓等の防火水利を計画的に整備する。

（常備消防力の充実） 消防本部消防総務課

- ・ 大規模災害発生時においても災害活動等に支障をきたさないようにするため、適正な職員体制を検討する。
- ・ 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、隣接市以外での応援体制を検討する。
- ・ 消防の対応力強化のため、情報通信基盤や装備資機材の配備増強、更新を計画的に推進するとともに、更新された機器等について、職員の使用方法の習熟を図る。
- ・ 複雑、多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る。

（消防団の災害対応力の強化） 消防本部消防総務課

- ・ 消防本部と消防団との連携強化を構築するため、各災害対応訓練を計画的に実施する。
- ・ 隣接地域への応援出動を迅速に実施するため、消防団各方面隊に対し、応援活動を想定した訓練を定期的に実施する。
- ・ 大規模災害時には、防災関係機関による救助活動が遅延するおそれがあるため、地域住民による自主的な防災活動が出来るよう消防団と自主防災組織との連携強化を図る。

【緊急ヘリポートの確保】 消防本部警防指令課

- ・ 市内には、ヘリポート専用の場外離着陸場が1箇所であり、多発した孤立集落の発生に対して迅速に国や県の支援を受けるためにはヘリポートが必要である。崖崩れ等が発生して陸路が遮断され、孤立が予想される地域にはヘリポートの計画的な整備を推進する。

【業務継続体制の強化】 総務部総務課・契約管財課 市長公室情報課

- ・ 郡上市業務継続計画(BCP)を策定し、非常時優先業務や職員参集想定等を定めているが、

計画が形骸化しないよう、職員への周知を図るとともに継続的な見直しを行う。

- ・ 非常時優先業務の執行環境を維持するため、主要庁舎の非常用電源等の確保、管理に努めるとともに、職員用非常食、飲料水等の計画的な備蓄を推進する。
- ・ 市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）を早期に策定する。

【業務継続体制の強化(消防部門)】 消防本部消防総務課

- ・ 大規模災害発生時にも消防等における災害対応業務を実施しつつ、通常業務を維持するため、郡上市業務継続計画の検証を行い、非常時優先業務と人員計画の不断の見直しを行う。
- ・ 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確保を検討する。
- ・ 岐阜県緊急消防援助隊受援計画に基づき、郡上市消防本部受援計画の見直しを行う。

【災害時応援協定の締結促進】 総務部総務課

- ・ 大規模災害が発生した場合には、市の災害用備蓄品だけでは、市民生活を確保することが困難であることが想定されるため、自治体や民間企業等との災害時応援協定を拡充し、食料、生活必需品、防災資機材等の供給体制の強化を図る。
- ・ 災害時応援協定先と大規模現地訓練等を通じて「顔の見える関係」の構築に努める。

【受援体制の整備】 総務部総務課

- ・ 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく。

業務指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
本庁及び6支所への自立・分散型非常用電源の導入数	0 施設(R1)	7施設(R6)
災害備蓄品(主食、副食、飲料水)の備蓄数	5,000 人分 (R1)	5,000 人分維持 (R6)
指定避難所の内、集会所の耐震化率	17 施設(44.7%)(R1)	19 施設(50%)(R6)
避難所運営マニュアルの改定	未改定(R1)	改定完了(R3)
消防庁舎(3施設)大規模改修	0 施設(R1)	2 施設(R6)
耐震性貯水槽の設置数	89 基(11.4%)(H30)	112 基(15%)(R6)
消防用車両整備(更新 13 台)	1 台(R1)	13 台(R6)
連携強化訓練の実施	1 回(R1)	毎年 1 回実施
場外離着陸場の整備	1 箇所(R1)	3 箇所(R6)
情報システム部門の業務継続計画(ICT-BCP)策定	未策定(R1)	策定完了(R3)
郡上市消防本部受援計画の見直し	未実施(R1)	見直し完了(R3)
災害時応援協定等締結数	34 協定(R1)	37 協定(R6)
災害時受援計画の策定	未策定(R1)	策定完了(R3)

(2) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

【住宅、建築物等の耐震化、防火対策の推進】

(住宅の耐震化の推進) 建設部都市住宅課

- ・ 住宅、建築物の倒壊は、人命や財産を奪うだけでなく、避難の妨げや火災の発生にもつながる。このため、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る。また、土砂災害特別警戒区域内においても安心して暮らせるよう、壁や基礎などの強化を行い、土砂災害に強い住宅づくりを推進する。

(住宅等の防火、防災対策の推進) 消防本部予防課

- ・ 住宅火災による死者を低減するため、住宅用火災警報器の設置率の向上を図るとともに、感震ブレーカー、住宅用消火器及び防災製品の必要性を認識させるなど火災予防を推進する。
- ・ 過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。
- ・ 危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と発災時における危険物等の保安を確保するための措置を講じる。

(緊急輸送道路沿道建築物の耐震化) 建設部都市住宅課

- ・ 緊急輸送道路沿いの建築物の倒壊は、円滑な避難はもとより、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る。

(ブロック塀等の除却推進) 建設部都市住宅課

- ・ 市内に点在するブロック塀等は、避難所への避難路や児童生徒の通学路沿道にある場合もあり、巨大地震が発生した場合において、倒壊の危険性があるので除却の必要性や安全確保について意識付けを行うとともに、危険ブロック塀の除去等が進むよう支援する。

(空き家対策の推進) 総務部総務課 建設部都市住宅課

- ・ 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、所有者への適正管理の意識啓発や自力救済（活用、取り壊し）の依頼、相談体制の整備等、総合的な空き家対策を推進する。

【円滑かつ迅速な応急住宅の供給】 建設部都市住宅課

- ・ 災害発生後に必要な応急住宅戸を建設する候補地について、県にから示された最大必要戸数を満たしていないので、適切な候補地を確保する。

【大規模避難所、防災物流拠点の整備推進】 振興事務所振興課 総務部総務課

- ・ 長良川上流断層帯地震など大規模地震発生時において、市内住宅密集地からの避難者及び、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道を利用する帰宅困難者等の発生が想定され、これらの

多くの避難者を受け入れることが可能な防災備蓄品を保有する防災物流拠点を兼ね備えた大規模避難所の整備を推進する。

- ・ 南海トラフ地震が発生した場合、太平洋沿岸は巨大津波により壊滅的な被害を受ける可能性がある。太平洋沿岸の被災地への支援物資の運搬や復旧及び復興支援は日本海側からアクセスするのが効果的であるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道が連結する白鳥インター周辺に防災物流拠点の整備を促進する。

【公園整備の促進】建設部都市住宅課 総務部契約管財課

- ・ 公園施設は、地震災害時に避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備に努める。
- ・ 公園施設の老朽化が進んでいることから、新たに作成する公園施設修繕計画に基づき更新、維持管理に努める。

【大規模盛土造成地対策】建設部都市住宅課

- ・ 大規模盛土造成地の調査は、岐阜県により一次スクリーニングが実施されており、今後二次スクリーニングの実施等について検討する。
- ・ 県ホームページにおいて県内市町村の大規模盛土造成地を公表している。今後は造成地の安全性の把握を進め、郡上市内において危険な宅地がある場合は対策工事を行う。

【地籍調査の推進】建設部建設用地課

- ・ 災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を計画的に推進するとともに、緊急輸送路の地図を重点的に整備する。

【教育、文化施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】

（文化財保護対策の推進）教育委員会社会教育課

- ・ 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や耐震調査等への支援を行う。また、後世へ資料を良好な状態で継承するため、文化財の資料、写真などのデジタルデータ化や、保存整理ができる人材を育成する。

業務指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
住宅及び多数の利用がある建築物の耐震化率	61%・72%(H30)	95%・95%(R6)
住宅用火災警報器設置率	59%(R1)	100%(R6)
ブロック塀等撤去実施件数	0件(R1)	60件(R6)
郡上市空き家バンクへの登録総数	89件(R1)	144件(R6)
応急住宅建設可能用地の確保	2,180戸分(R1)	3,820戸分(R6)
防災物流拠点整備マスタープランの作成	未作成(R1)	作成完了(R4)
計画に基づき修繕等が完了した公園施設の割合	0%(R1)	100%(R6)

指標名	現状値	目標値
大規模盛土造成地のスクリーニングの実施	一次結果の公表(R1)	第二次スクリーニングの実施(R6)
地籍調査の実施累計面積(認証面積+調査中換算面積)	43.19K m ² (R1)	43.83K m ² (R6)
資料保存整理実践講座の開催	1回(R1)	毎年2回以上開催

(3) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

【事業継続体制の強化(病院部門)】市民病院事務局総務課

- ・ 災害時にも、患者や地域住民の生命や身体的安全に対応するため、医療を継続して提供するための病院機能を維持し、または機能停止・喪失状態を迅速に復旧させるための事業継続計画(BCP)を見直すなど業務継続体制を強化する。

【医療施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】市民病院事務局総務課

- ・ 市民病院は、建設から14年以上が経過し、設備の老朽化も進んできたため、災害時に医療機能が低下しないための施設・設備の定期点検の実施、不具合部分の計画的修繕や更新など行うとともに、自家発電装置等のある地下室への浸水対策を検討する。

【災害医療体制の整備、充実】市民病院事務局総務課

- ・ 大規模災害を想定した現場設営やトリアージ訓練、非常参集訓練を年2回以上実施するとともに、地域災害拠点病院との連携体制の強化、医療支援チーム(DMAT)の受援体制の整備等を推進する。
- ・ 災害時における医師等医療従事者を確保するため、医師会等関係機関との連携強化を図る。

【病院医療器材の自衛的備蓄対策の推進】市民病院事務局総務課

- ・ 災害時の医療器材の需要に対応するため、医薬品、食料、非常用自家発電装置の燃料等の備蓄を推進する。
- ・ 非常用自家発電設備用の燃料を確保するために燃料供給事業者との連携強化を図る。

【災害時健康管理体制の整備】健康福祉部健康課

- ・ 災害時において市民の健康管理が適切に展開できるよう、本市の「災害時保健活動～保健師編～」や、県、国が作成している災害時保健活動に基づき、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。
- ・ 感染症予防や食中毒予防、エコノミークラス症候群予防、熱中症予防等、事前に予測できる疾患に関して、平素からパンフレット等を用いた健康教育を推進する。
- ・ 衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒液やマスク等を備蓄しているが、備蓄量の増強や、配布体制の強化について検討する。

- ・ 慢性疾患の悪化やストレスによるメンタルヘルスの悪化を防ぐための、健康相談等の体制を整備する。

【社会福祉施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】健康福祉部社会福祉課・高齢福祉課

- ・ 民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。
- ・ 非常災害対策計画の策定状況について早急に確認をし、未策定の場合は策定を支援する。
- ・ 停電による施設の機能低下を防ぐため、国庫補助事業などの活用を促すなどして自家発電装置の設置を推進する。
- ・ 多様な災害に確実かつ迅速に対応できるよう、関係機関と連携した避難訓練の実施を支援する。
- ・ 土砂災害危険区域又は洪水危険区域に立地する、郡上偕楽園をはじめとする介護老人福祉施設の移転に向けた調査、検討を行う。

【福祉避難所の運営体制確保】健康福祉部社会福祉課・高齢福祉課

- ・ 福祉避難所が円滑に運営できるよう、福祉避難所運営マニュアル等の策定や、防災訓練の開催を支援するとともに、福祉避難所の充実、強化に向けて、福祉避難所管理団体との連携を強化する。

【災害時避難行動要支援者登録制度の推進】健康福祉部社会福祉課・高齢福祉課

- ・ 災害時避難行動要支援者登録制度について周知を行い、要支援者本人、支援関係者の防災意識向上を推進するとともに、支援関係者の名簿管理の徹底を図る。
- ・ ダイレクトメールの発送等により、定期的な要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、要支援者ごとに個別計画の策定を推進し、その実効性を確保する。

【要配慮者施設の避難計画策定の促進】総務部総務課 健康福祉部社会福祉課・児童家庭課・高齢福祉課 教育委員会学校教育課

- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。

【災害ボランティア対策】健康福祉部社会福祉課

- ・ 災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、行政、郡上市社会福祉協議会、NPO、災害ボランティア団体等が連携、協働して活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を推進する。
- ・ 郡上市社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりを指導、支援する。

業務指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
病院事業継続計画の見直し	未実施(R1)	見直し完了(R3)
病院施設長寿命化計画策定	未策定(R1)	策定完了(R3)
医療従事者防災研修	2回(R1)	毎年2回以上実施
病院の食糧・飲料水の備蓄	入院患者3日分(R1)	入院患者・療従事者 6日分(R6)
域毎の「災害時保健活動関連情報の概況」の更新	更新(R1)	毎年更新
社会福祉施設の非常災害対策計画策定率	8.3%(R1)	100%(R6)
福祉避難所対象施設との協定締結率	65.3%(R1)	100%(R6)
自力避難ができない要支援者に対する個別計画の策定率	0%(R1)	100%(R6)
要配慮者施設の避難計画策定率	54.6%(R1)	100%(R6)
社協と連携したボランティアセンター開設訓練の実施	1回(R1)	毎年実施

(4) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

【上下水道の耐震、老朽化対策の推進】環境水道部水道総務課・水道工務課

- ・ 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持するため、水道施設の点検・修繕を行い、延命化に努めるとともに、水道事業ビジョンにより計画的に施設更新を行う。また、周辺自治体と連携する応急給水、及び応急復旧の体制強化に努める。
- ・ 下水道ストックマネジメント計画により、計画的に下水施設の更新を行う。また、耐震化を推進するとともに、統合事業により下水道処理施設の効率化を図る。
- ・ 長期的な污水处理機能を確保するため、農業集落排水施設最適化整備構想に基づき、機能強化事業を推進し、污水处理機能の維持に努める。

【業務継続体制の強化(上下水道部門)】環境水道部水道総務課・水道工務課

- ・ 災害時において上下水道施設の機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制の検証を行い、非常時優先業務と人員計画等の不断の見直しを推進する。

【情報伝達手段の整備、確保】総務部総務課 市長公室情報課

- ・ 防災行政無線(同報系)は、令和4年11月末までにスプリアス規制に対応するための改修が必要であること、また、デジタル化の整備を行ってから10年以上が経過していることから、計画的な施設整備を推進する。
- ・ 長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するなど、情報伝達施設の適切な維持管理に努める。

- ・ 防災行政無線（移動系）は、市内の防災行政機関や公用車及び消防車両用に230機を配備している。災害時に確実に機能するよう適切な維持管理に努めるとともに、更新時期等を検討する。
- ・ 災害時における避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール（安心・安全メール、エリアメール）など、多様なツールを導入しているが、一層の充実や迅速化を進めるため、各種サービスの効果的な利用、情報伝達手段の多重化を推進する。

【孤立集落への情報伝達手段の確保】 総務部総務課

- ・ 孤立集落に支援を行ううえで通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信機器用の非常用電源の整備を推進する。

【避難所における情報収集、連絡手段の確保】 総務部総務課

- ・ 指定緊急避難場所において情報収集等の通信手段を確保するため、テレビ視聴と公衆無線 LAN（Wi-Fi）ができる環境を整備した。災害時、これらの施設が適切に稼働できるよう、平時からの維持管理に努める。
- ・ 未整備の避難場所については、災害リスクを検証し、必要に応じてテレビ視聴、無線通信環境を整備する。

業務指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
水道管の耐震化率(管路延長:900 km)	19.3%(R1)	26.0%(R6)
事業継続計画の見直し	未実施(R1)	見直し完了(R3)
メール配信サービス登録者数(防災関係)	4,753 人(R1)	5,000 人(R6)
地域に配備する衛星携帯電話数	2 台(R1)	2 台維持(R6)
避難所無線 LAN の定期点検	未実施(R1)	毎年実施

(5) 産業・経済 ～災害に強い農林業とサプライチェーンの確保～

【農地の適切な保全管理】 農林水産部農務水産課

- ・ 農地が有する保水効果など、防災や環境保全等の多面的機能を増進するため、担い手の育成や、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みを促進する。

【農業施設の適切な保全管理】 農林水産部農務水産課 建設部建設工務課

- ・ 安定した食料供給に向け、引き続き農地や農業水利施設等の農業施設の改修及び、長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

- ・ 農産物の安定生産を図るため、自然災害に強い農業施設の整備を推進する。

【農業担い手の育成、確保】農林水産部農務水産課

- ・ 農業従事者の高齢化と後継者不足による遊休農地の拡大防止を図るため、新規就農者のための相談対応や研修指導、施設整備など包括的な支援を展開することにより、農業の担い手の育成、確保を推進する。

【都市農村交流の推進】農林水産部農務水産課

- ・ 都市農村交流の推進を図るため、『「ぎふの田舎へいこう!」推進協議会』等による地域間連携や、グリーン・ツーリズム実践者の受入体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組みがより一層行われるよう支援する。

【災害に強い森林づくり】農林水産部林務課

- ・ 本市は市域の90%を森林が占めており、台風、豪雨時に山腹崩壊や溪流浸食の発生が危惧される。山地災害等を防止するため、間伐等の森林整備を計画的に実施することにより、水源涵養機能、土砂災害防止機能など森林の持つ公益的機能の維持増進を図る。
- ・ 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、郡上市森林マネジメント協議会等関係機関と連携して森林整備を促進する。
- ・ 林内の倒木等が豪雨時に下流へ流出し、民家・道路等に被害をおよぼすことを未然に防止するため、流出のおそれがある箇所の倒木処理を推進するとともに、集落、農地、生活道路等に隣接した森林の整備を行うことにより、風雪害による倒木、それにより誘発される土砂崩壊、雪崩による被害を防止する。
- ・ 木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、市産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する。
- ・ 適切な森林整備を継続的に実施するため、新規林業就労者の支援や、林業技術者の実地研修等により、林業の担い手確保・育成を推進する。

【観光施設の耐震強化及び防火対策の推進】商工観光部観光課

- ・ 観光施設の耐震設備や防火設備を定期的に点検し、必要に応じて補強を行う。
- ・ 観光施設等において火災、地震に対する避難訓練を定期的に実施する。

【外国人観光客への避難誘導の実施】商工観光部観光課

- ・ 外国人観光客向けの避難情報の多言語化を推進するとともに、情報発信方法の整備等を促進する。

【帰宅困難観光客等の誘導、受入れの体制の整備】商工観光部観光課

- ・ 大規模災害時に多数の観光客等の帰宅困難者が発生すると予想されるため、避難誘導、受

入れ、備蓄品の配布等及び情報提供の方法について、マニュアル化を進めるなど、避難誘導体制の強化を図る。

- ・ 「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置及び、帰宅困難者等に必要な物資の備蓄など防災機能を強化する。

【冬季観光事業者の災害対応力の強化】 商工観光部観光課

- ・ 市内には大規模なスキー場が多数存在し、毎年多くの観光客が訪れている。豪雪等の大雪災害からスキー客等の安全確保を図るため、郡上市スキー観光安全対策協議会が主体となって冬季観光客の安全対策に取り組む。

【事業者の事業継続支援】 商工観光部商工課

- ・ 市内事業者の災害対応力を強化するため、事業継続意識の向上に向けた啓発を強化するとともに、事業者の事業継続計画（BCP）策定を支援する。
- ・ 商工会や産業支援センターなどの関係機関と事業継続に係る連携を強化する。

【燃料供給施設の事業継続支援】 商工観光部商工課

- ・ 市民生活に必要な燃料供給施設の事業継続力を向上させるため、施設の修繕や備品整備等の支援を推進する。

【企業誘致の推進、企業立地の促進】 商工観光部商工課

- ・ 市内産業の生産力を強化と、他地域との競争力向上につなげるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道との結節点という立地条件を活かし、製造業や物流施設等の企業誘致を推進する。

【小水力等再生可能エネルギーの活用推進】 商工観光部商工課 農林水産部林務課

- ・ 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の創出と活用の取り組みを検討するとともに、農業水利施設等を活用した小水力発電施設の整備や保全及び、木質バイオマス発電の導入等を推進する。
- ・ 木質バイオマス発電燃料の安定供給を図るため、林地に残された未利用材の搬出を推進する。

業務指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
中山間等直接支払交付金取り組み協定数	170 協定(R1)	170 協定維持(R6)
多面的機能支払交付金取り組み組織数	107 組織(R1)	110 組織(R6)
農業次世代人材投資事業給付金の受給者数	15 人(R1)	25 人(R6)
農家民泊受入れ者数	2,349 人(H30)	2,400 人 R6)
環境保全林の整備面積（間伐、植栽面積）	1,210ha(H30)	1,300ha (R6)

指標名	現状値	目標値
観光施設(郡上八幡城)での避難訓練の実施	1 回(R1)	毎年度 1 回実施
徹夜おどり英語ボランティアガイド参加者	11 人(R1)	20 人(R6)
道の駅の協力体制づくりのための連絡協議会の開催	1 回(R1)	毎年度 1 回開催
冬季観光事業者の情報共有等の場づくり支援	2 回(R1)	毎年度 2 回実施
事業者の事業継続力強化計画の策定数	0 (R1)	90 事業者(R6)
市内の燃料供給施設数(商工会員)	25 施設(R1)	25 施設維持(R6)
事業所等設置奨励金新規申請件数	0 件(R1)	2 件(R5)
未利用材の搬出促進事業による木材搬出量	620 トン(R1)	620 トン維持(R6)

(6) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化（道路整備）～

【道路ネットワークの確保】

（狹隘箇所等の整備推進）建設部建設総務課・建設工務課

- ・ 山間地域に位置する本市においては、人、物の移動、輸送手段を車に大きく依存している。大規模災害時に地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、市管理道路をはじめとした、地域を繋ぐ道路整備を推進する。
- ・ とくに、狹隘箇所や崩落、落石危険箇所のある道路は、消火活動や救急活動をはじめ、災害時の避難行動の妨げとなることから、拡幅等の工事を推進する。

（沿道林の整備推進）建設部建設工務課 総務部総務課

- ・ 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）等により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する。

（無電柱化等の推進）建設部都市住宅課

- ・ 本市においては「郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区」において無電柱化事業を実施しているが、幹線道路等については未実施である。防災拠点を結ぶ緊急輸送道路等について、大規模災害時のルート確保の必要性及び整備効果が高い箇所を選定し無電柱化等を推進する。

（農林道の整備推進）建設部建設総務課・建設工務課

- ・ 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する。

【広域的幹線道路の整備促進】建設部建設総務課・建設工務課

- ・ 切迫する南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、発災時には日本海側から太平洋沿岸の被災地へ支援物資の運搬など復興支援バックアップが期待される。福井県境に接する本市の地域性と、代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道へつながるアクセス道の強化を図るとともに、直轄管理国道及び濃飛横断自動車道をはじめとした主要な骨格幹線道路の整備を促進し、広域的かつ高規格の幹線道路を軸とした市内の幹線道路ネットワークを構築する。
- ・ 広域幹線道路ネットワークは、災害発生時の避難や救急救援物資の輸送、ライフラインの早期復旧などの役割を果たすだけでなく、地域資源を活かした産業の活性化や広域的な経済活動を促進する効果が期待されるため、今後も継続して広域的な幹線道路ネットワークの構築に取り組む。

【道路施設の維持、長寿命化対策の推進】建設部建設総務課・建設工務課

- ・ 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化の進行が見込まれるため「郡上市道路橋梁維持管理個別施設計画」及び「郡上市道路トンネル維持管理個別施設計画」を策定し修繕を進めている。今後も引き続き計画的な点検、補修等を実施する。
- ・ 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあるため、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復等を地下構造物の管理者と連携して実施する。

【道路啓開の迅速な実施】建設部建設工務課

- ・ 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と情報共有を図るとともに連携した訓練を継続的に実施する。

【道路除雪体制及び監視体制の強化】建設部建設総務課

- ・ 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する。
- ・ 大雪、暴風雪警報等の発令時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う。
- ・ 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る。

【地域交通事業者の災害対応力の強化、車両整備の推進】市長公室企画課

- ・ 災害時における市民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討するとともに、代替交通を確保するため、鉄道及びバスの連携体制を構築する。
- ・ 気象警報等発令の際は、気象情報や道路河川、発災状況など関係機関から情報収集を行い、交通事業者と連携のうえ、安全を最優先とした的確な運行体制を講じ、速やかに利用者への周知を行う。
- ・ 安全運行を確保するため、適正な車両整備を推進する。

【鉄道の老朽化対策、存続支援】 市長公室企画課

- ・ 長良川鉄道の安全運行を確保するため、老朽化した施設の整備や安全対策を重点的に支援する必要がある。また、地域を支える重要な交通機関であることから、引き続き利用促進や経営に対し支援を行う。
- ・ 鉄道の長期にわたる機能停止に備え、代替交通を確保するため、市内交通事業者との連携体制を構築する。

業務指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
市管理道路斜面等の要対策箇所数	21 箇所(R1)	14 箇所 (R6)
無電柱化推進計画における市道計画路線の無電柱化率	0 %(R1)	100 %(R6)
基幹的農道の供用開始延長	9km (H30)	15km (R6)
橋梁長寿命化修繕の実施箇所数(舗装修繕路線数)	29 箇所(H30)	102 箇所(R6)
大規模現地防災訓練への参加	1 回(R1)	毎年参加
除雪体制を維持するための除雪車両数	58 台(H30)	65 台(R6)
市内交通事業者数(鉄道、バス、タクシー)	7 社(R1)	7 社維持(R6)
PC 枕木の交換率	35%(R1)	43%(R6)

(7) 国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～

【総合的な土砂災害対策の推進】 建設部建設工務課

- ・ 近年、台風等の豪雨や局地的豪雨が増加している。市内には土砂災害の恐れのある区域が多数存在しており、治山整備、急傾斜地、土砂災害対策等の災害防止対策を県と連携して計画的に実施する。
- ・ また、土砂災害発生危険度をより詳細に示したメッシュ情報等の提供など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する。

【総合的な水害対策の推進】 建設部建設総務課・建設工務課

- ・ 本市は、急峻な山々に囲まれて網の目のように河川が流れる地形が多く、集中豪雨などによる水害や土砂災害が発生しやすいことから、災害を未然に防ぐための危険箇所の早期解消を図るため、河川管理者と連携した河川整備を促進するとともに、洪水時の河川情報の充実を図るなど、ハード対策・ソフト対策の両面にわたって防災・減災対策を推進する。
- ・ また、平成30年7月豪雨で被害が発生した市が管理する普通河川において、河道拡幅等の河川整備を進め、早期に治水安全度の向上を図る。

【ため池の防災対策の推進】 建設部建設総務課・建設工務課

- ・ 農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものに

ついて、堤体の補強等のハード対策を計画的に推進する。また、大規模地震や異常豪雨により災害発生恐れがあるため池について、ハザードマップを作成し、危険箇所を地域住民に周知する。

【災害対策資機材の確保、充実】建設部建設総務課

- ・ 被災箇所の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き平時に災害時応急対策用資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を行い、災害に備える。

【火山災害対策の推進】総務部総務課

- ・ 平成26年9月の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、活火山である白山への登山届が義務化された。本市には、白山への登山口を有していることから、登山届の提出を促進し、登山者の把握と安全啓発を促進する。
- ・ 白山火山連絡協議会など関係機関と連携を図りながら情報伝達訓練や実動訓練などの防災訓練を継続的に実施する。

【建設業の担い手育成、確保】建設部建設総務課

- ・ 地域の復旧、復興の中心となる建設業を担う人材の育成、確保を図るため、魅力ある労働環境の整備をはじめ、担い手確保につながる魅力発信等を促進することにより、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。

業務指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
土砂災害発生危険箇所	112 箇所(H30)	90 箇所(R6)
災害時応急対策関係団体との情報交換会の開催回数	1 回(R1)	毎年度 1 回開催
火山災害発生情報伝達訓練の実施	1 回(R1)	毎年度 1 回実施
建設業関係団体との意見交換会の開催回数	1 回(R1)	毎年度 1 回開催

(8) 環境 ～廃棄物対策～

【災害廃棄物対策の推進】環境水道部環境課

- ・ 大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失及び浸水等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも迅速にごみを処理する体制を整えているが、より実効性を高めるための見直しを随時行って、災害廃棄物処理体制の強化を図る。

- ・ 強靱な廃棄物処理施設を維持するとともに、停電等による廃棄物処理施設の機能低下を防ぐため、代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを各施設に整備する。

【河川に流出したごみ等の撤去】建設部建設工務課 環境水道部環境課

- ・ 河川断面及び流下能力を阻害している流木、河道内樹木の撤去等、河川管理者が実施する災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去することにより、河川環境の保全を推進する。

業務指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
廃棄物処理施設整備計画の策定	未策定(R1)	策定完了(R3)

<横断的分野>

(9) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～

【自主防災組織等の育成強化】総務部総務課

- ・ 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人たちのコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、自主防災組織を育成するとともに、活動の活性化を図る。
- ・ 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、だれにでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを強化する。
- ・ 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める。
- ・ 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成するとともに、減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成し、自主防災組織との連携を強化する。
- ・ 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。

【防災教育の推進】総務部総務課 教育委員会学校教育課

- ・ 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、水害や土砂災害などのリスクがある幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、避難訓練と合わせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。
- ・ 学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取り組みを継続的に進めるとともに、学校の実情に応じた実効性のある自主的な取り組みの拡大に努める。

【小中学校の危機管理マニュアル整備】 教育委員会学校教育課

- ・ 災害時において児童生徒の安全を確保するため、それぞれの小中学校の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応した実効性の高い危機管理マニュアルに見直す。

【土砂災害及び浸水害の警戒情報の提供】 総務部総務課

- ・ 突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）により急激に河川水位が上昇、また土中雨量が上昇するなどの事象が頻発化しており、今後、さらに地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが危惧されることから、県が指定する土砂災害特別警戒区域等をもとにした土砂災害ハザードマップ及び、洪水浸水想定区域図をもとにした洪水ハザードマップを作成し、居住地の災害リスク情報を市民へ提供し、被災時の避難経路等を確認してもらうなど防災意識の啓もうを推進する。

【消防団員等人材の確保】 消防本部消防総務課

- ・ 地域の防災力を維持するため、県と連携したキャンペーン等の実施や地域ぐるみで消防力を応援する取組み等により、団員の確保を図る。

【被災建築物応急危険度判定士の育成】 建設部都市住宅課

- ・ 大規模地震発生時において、被災した住宅の危険度判定を円滑に実施するため、被災建築物応急危険度判定士の資格取得を推進し、危険度判定体制の強化を図る。

業務指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
自主防災組織による防災訓練の実施率	87.8% (R1)	100% (R6)
家庭地域と連携した防災教育の実施率	50% (R1)	100% (R6)
小中学校危機管理マニュアルの見直し実施率	50% (R1)	100% (R6)
洪水ハザードマップの作成・配布	長良川・吉田川(R1)	県公表全河川(R6)
消防団員の充足率(定員 1,920 人)	99.3% (R1)	95%維持(R6)
被災建築物応急危険度判定士数	59 人(R1)	80 人(R6)

(10) 官民連携／まちづくり ～民間リソースを活かした対応力強化～

【移住、定住、交流推進】 市長公室秘書広報課・政策推進課

- ・ 発災後に地域の活性化を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするために、都市住民等を受け入れる移住や定住、交流人口の増加等につながる、地域間交流の開催や空き家、就業情報等の提供などの支援対策を総合的に推進する。

【小さな拠点とネットワークの推進】市長公室政策推進課

- ・ 市では、小さな拠点とネットワークの形成に当たり、行政サービスの諸機能を有し、市域間でネットワークを構築できる旧町村の単位を「小さな拠点エリア」として設定している。小さな拠点エリアにおいて「防災・減災」「自助・共助」等の活動を機能させ、未充足の分野を市域内のネットワークで補完するために、小さな拠点とネットワークの考え方を広く周知するとともに、活動拠点の設定を促進し、地域経営を組織する仕組みづくりを進める。

業務指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
郡上市空き家バンクへの登録物件総数	96 件(R1)	144 件(R6)
小さな拠点とネットワーク拠点施設における地域経営組織の数	0 組織(R1)	14 組織(R6)

(11) 老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～**【公共建築物等の耐震化及び老朽化対策】総務部契約管財課 市長公室企画課**

- ・ 公共建築物等の耐震化及び老朽化対策については、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行う。とくに平成28年4月の熊本地震において、避難所として指定された建築物の建築非構造部材が落下等することにより機能継続が困難となった事例が発生するなど、防災拠点となる建築物の建築非構造部材の耐震安全性の確保がこれまで以上に求められていることから、建築非構造部材（外壁、扉、ガラス、天井、間仕切り等）の耐震化も計画的に進める。
- ・ 公共建築物等の計画的な改修及び更新は、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する。

【教育、文化施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】**（小中学校施設非構造部材耐震化事業）教育委員会教育総務課**

- ・ 特定天井等を有していない屋内運動場等や、校舎棟で200㎡を超える吊り天井を有する教室については、落下防止についての点検調査を実施していない。これらの施設は、地震時に落下する恐れがあるため、速やかに点検調査を実施し、その状況を踏まえ、緊急性のあるものについては早急に改善工事を計画する。

（八幡城天守耐震補強事業）教育委員会社会教育課

- ・ 多くの観光客が訪れる八幡城について、地震等による石垣及び天守の崩壊を防ぐために石垣の調査及び改修、また天守の耐震補強を実施する。

- ・ 近年世界遺産等が火災で滅失していることから、八幡城の耐震補強と併せて防火対策についても強化する。

業務指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
市有建築物の耐震化率	82.4%(R1)	91.2%(R6)
小中学校施設非構造部材の点検調査実施率	13%(H30)	100%(R6)
八幡城跡石垣計測及び図面化実施面積	201 m ² (R1)	752 m ² (R6)

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の重点化を図る必要がある。このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」など下記の5つの視点により総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を次項のとおり設定した。

これにより、施策の重点化を行い、毎年度の予算編成や国・県への施策提案に反映する。なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

【重点化の視点】

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体の強靱化に対する貢献	国全体の強靱化にどの程度貢献するか

2 毎年度のアクションプランの策定

本市の国土強靱化推進のための主要施策を「郡上市国土強靱化地域計画アクションプラン」としてとりまとめ、毎年度、進捗状況を把握する。

3 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び岐阜県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。地域防災計画など国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

【重点化施策項目】

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(1)行政機能	・庁舎等防災拠点機能の強化 ・災害時非常用物資の備蓄推進 ・指定避難所の耐震化推進 ・安全性と良好な生活環境を備えた避難所の確保 ・消防庁舎の老朽化対策 ・消防力の強化(消防設備、資機材の整備) (常備消防力の充実)(消防団の災害対応力の強化) ・業務継続体制の強化 ・業務継続体制の強化(消防部門)	・緊急ヘリポートの確保 ・災害時応援協定の締結促進 ・受援体制の整備
(2)都市・住宅 ／土地利用	・住宅、建築物等の耐震化、防火対策の推進 (住宅の耐震化の推進)(住宅等の防火、防災対策の推進)(空き家対策の推進) ・大規模避難所、防災物流拠点の整備推進	・住宅、建築物等の耐震化、防火対策の推進 (緊急輸送道路沿道建築物の耐震化)(ブロック塀等の除却推進) ・円滑かつ迅速な応急住宅の供給 ・公園整備の促進 ・大規模盛土造成地対策 ・地籍調査の推進 ・教育、文化施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進(文化財保護対策の推進)
(3)保健医療・福祉	・福祉避難所の運営体制確保 ・災害時避難行動要支援者登録制度の推進 ・要配慮者施設の避難計画策定の促進	・事業継続体制の強化(病院部門) ・医療施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進 ・災害医療体制の整備、充実 ・病院医療器材の自衛的備蓄対策の推進 ・災害時健康管理体制の整備 ・社会福祉施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進 ・災害ボランティア対策
(4)ライフライン・情報通信	・上下水道の耐震、老朽化対策の推進 ・情報伝達手段の整備、確保	・業務継続体制の強化(上下水道部門) ・孤立集落への情報伝達手段の確保 ・避難所における情報収集、連絡手段の確保

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(5)産業・経済	・農地の適切な保全管理 ・農業担い手の育成、確保 ・災害に強い森林づくり ・外国人観光客への避難誘導の実施 ・帰宅困難観光客等の誘導、受入れの体制の整備 ・企業誘致の推進、企業立地の促進	・農業施設の適切な保全管理 ・都市農村交流の推進 ・観光施設の耐震強化及び防火対策の推進 ・冬季観光事業者の災害対応力の強化 ・事業者の事業継続支援 ・燃料供給施設の事業継続支援 ・小水力等再生可能エネルギーの活用推進
(6)交通・物流	・道路ネットワークの確保(狹隘箇所等の整備推進)(沿道林の整備推進)(農林道の整備推進) ・広域的幹線道路の整備促進 ・道路施設の維持、長寿命化対策の推進	・道路ネットワークの確保(無電柱化等の推進) ・道路啓開の迅速な実施 ・道路除雪体制及び監視体制の強化 ・地域交通事業者の災害対応力の強化、車両整備の推進 ・鉄道の老朽化対策、存続支援
(7)国土保全	・総合的な土砂災害対策の推進 ・総合的な水害対策の推進	・ため池の防災対策の推進 ・災害対策資機材の確保、充実 ・火山災害対策の推進 ・建設業の担い手育成、確保
(8)環境	・災害廃棄物対策の推進	・河川に流出したごみ等の撤去
(9)リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成	・自主防災組織等の育成強化 ・防災教育の推進 ・小中学校の危機管理マニュアル整備 ・土砂災害及び浸水害の警戒情報の提供 ・消防団員等人材の確保	・被災建築物応急危険度判定士の育成
(10)官民連携／まちづくり	・移住、定住、交流推進	・小さな拠点とネットワークの推進
(11)老朽化対策	・公共建築物等の耐震化及び老朽化対策 ・教育、文化施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進(小中学校施設非構造部材耐震化事業)	・教育、文化施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進(八幡城天守耐震補強事業)

別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や、住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生

【住宅、建築物等の耐震化、防火対策の推進】

(住宅の耐震化の推進) 1-2 7-1

- ・ 住宅、建築物の倒壊は、人命や財産を奪うだけでなく、避難の妨げや火災の発生にもつながる。このため、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る必要がある。また、土砂災害特別警戒区域内においても安心して暮らせるよう、壁や基礎などの強化を行い、土砂災害に強い住宅づくりを推進する必要がある。

(住宅等の防火、防災対策の推進) 1-2 7-1

- ・ 住宅火災による死者を低減するため、住宅用火災警報器の設置率の向上を図るとともに、感震ブレーカー、住宅用消火器及び防災製品の必要性を認識させるなど火災予防を推進する必要がある。
- ・ 過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる必要がある。
- ・ 危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と発災時における危険物等の保安を確保するための措置を講じる必要がある。

(緊急輸送道路沿道建築物の耐震化) 5-2 6-3 7-1

- ・ 緊急輸送道路沿いの建築物の倒壊は、円滑な避難はもとより、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る必要がある。

(ブロック塀等の除却推進)

- ・ 市内に点在するブロック塀等は、避難所への避難路や児童生徒の通学路沿道にある場合もあり、巨大地震が発生した場合において、倒壊の危険性があるので除却の必要性や安全確保について意識付けを行うとともに、危険ブロック塀の除去等が進むよう支援する必要がある。

(空き家対策の推進)

- ・ 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、所有者への適正管理の意識啓発や自力救済（活用、取り壊し）の依頼、相談体制の整備等、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

【公共建築物等の耐震化及び老朽化対策】 3-1

- ・ 公共建築物等の耐震化及び老朽化対策については、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。とくに平成28年4月の熊本地震において、避難所として指定された建築物の建築非構造部材が落下等することにより機能継続が困難となった事例が発生するなど、防災拠点となる建築物の建築非構造部材の耐震安全性の確保がこれまで以上に求められていることから、建築非構造部材（外壁、扉、ガラス、天井、間仕切り等）の耐震化も計画的に進める必要がある。
- ・ 公共建築物等の計画的な改修及び更新は、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する必要がある。

【消防庁舎の老朽化対策】 3-1 2-3

- ・ 消防防災拠点である「市消防本部、郡上中消防署」「郡上北消防署」「南出張所」庁舎は、耐震基準は満たしているが、法定耐用年数から見ると老朽化が進んでいるため、施設の修繕を推進するとともに、大規模改修等を検討する必要がある。
- ・ 大規模改修等については、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する必要がある。

【社会福祉施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】 2-5

- ・ 民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る必要がある。
- ・ 非常災害対策計画の策定状況について早急に確認をし、未策定の場合は策定を支援する必要がある。
- ・ 停電による施設の機能低下を防ぐため、国庫補助事業などの活用を促すなど自家発電装置の設置を推進する必要がある。
- ・ 多様な災害に確実かつ迅速に対応できるよう、関係機関と連携した避難訓練の実施を支援する必要がある。
- ・ 土砂災害危険区域又は洪水危険区域に立地する、郡上偕楽園をはじめとする介護老人福祉施設の移転に向けた調査、検討を行う必要がある。

【医療施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】 2-5

- ・ 市民病院は、建設から13年以上が経過し、設備の老朽化も進んできたため、災害時に医療機能が低下しないための施設・設備の定期点検の実施、不具合部分の計画的修繕や更新など行うとともに、自家発電装置等のある地下室への浸水対策を検討する必要がある。

【観光施設の耐震強化及び防火対策の推進】 5-1 7-1 8-4

- ・ 観光施設の耐震設備や防火設備を定期的に点検し、必要に応じて補強を行う必要がある。
- ・ 観光施設等において火災、地震に対する避難訓練を定期的に実施する必要がある。

【教育、文化施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】**（小中学校施設非構造部材耐震化事業）**

- ・ 特定天井等を有していない屋内運動場等や、校舎棟で200㎡を超える吊り天井を有する教室については、落下防止についての点検調査を実施していない。これらの施設は、地震時に落下する恐れがあるため、速やかに点検調査を実施し、その状況を踏まえ、緊急性のあるものについては早急に改善工事を計画する必要がある。

（八幡城天守耐震補強事業） 8-4

- ・ 多くの観光客が訪れる八幡城について、地震等による石垣及び天守の崩壊を防ぐために石垣の調査及び改修、また天守の耐震補強を実施する必要がある。
- ・ 近年世界遺産等が火災で滅失していることから、八幡城の耐震補強と併せて防火対策についても強化する必要がある。

【指定避難所の耐震化推進】 2-6

- ・ 本市では、指定避難所を公共施設のみで確保することは困難であるため自治会が管理する集会施設等を避難所に指定している。地震災害に対応する指定避難所は、耐震化されていることが必要であるため、自治会が実施する耐震化工事に補助金を交付して耐震化を推進する必要がある。
- ・ 浸水害に対応した指定避難所の中で、耐震化が完了していない施設については、地震災害にも対応できるよう耐震化を進める必要がある。

【大規模避難所、防災物流拠点の整備推進】2-1 2-4 8-2

- ・ 長良川上流断層帯地震など大規模地震発生時において、市内住宅密集地からの避難者及び、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道を利用する帰宅困難者等の発生が想定され、これらの多くの避難者を受け入れることが可能な防災備蓄品を保有する防災物流拠点を兼ね備えた大規模避難所の整備を推進する必要がある。
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合、太平洋沿岸は巨大津波により壊滅的な被害を受ける可能性がある。太平洋沿岸の被災地への支援物資の運搬や復旧及び復興支援は日本海側からアクセスするのが効果的であるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道が連結する白鳥インター周辺に防災物流拠点の整備を促進する必要がある。

【公園整備の促進】7-1

- ・ 公園施設は、地震災害時に避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備に努める必要がある。
- ・ 公園施設の老朽化が進んでいることから、新たに作成する公園施設修繕計画に基づき更新、維持管理に努める必要がある。

【大規模盛土造成地対策】

- ・ 大規模盛土造成地の調査は、岐阜県により一次スクリーニングが実施されており、今後二次スクリーニングの実施等について検討する必要がある。
- ・ 県ホームページにおいて県内市町村の大規模盛土造成地を公表している。今後は造成地の安全性の把握を進め、郡上市内において危険な宅地がある場合は対策工事を行う必要がある。

【道路啓開の迅速な実施】1-2 2-2 5-2 6-3

- ・ 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と情報共有を図るとともに連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

1-2) 大規模な火山噴火及び豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生**【火山災害対策の推進】**

- ・ 平成 26 年 9 月の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、活火山である白山への登山届が義務化された。本市には、白山への登山口を有していることから、登山届の提出を促進し、登山者の把握と安全啓発を促進する必要がある。
- ・ 白山火山連絡協議会など関係機関と連携を図りながら情報伝達訓練や実動訓練などの防災訓練を継続的に実施する必要がある。

【総合的な土砂災害対策の推進】

- ・ 近年、台風等の豪雨や局地的豪雨が増加している。市内には土砂災害の恐れのある区域が多数存在しており、治山整備、急傾斜地、土砂災害対策等の災害防止対策を県と連携して計画的に実施する必要がある。
- ・ また、土砂災害発生の危険度をより詳細に示したメッシュ情報等の提供など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する必要がある。

【土砂災害及び浸水害の警戒情報の提供】1-3 4-2

- ・ 突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）により急激に河川水位が上昇、また土中雨量が上昇するなどの事

象が頻発化しており、今後、さらに地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが危惧されることから、県が指定する土砂災害特別警戒区域等をもとにした土砂災害ハザードマップ及び、洪水浸水想定区域図をもとにした洪水ハザードマップを作成し、居住地の災害リスク情報を市民へ提供し、被災時の避難経路等を確認してもらうなど防災意識の啓もうを推進する必要がある。

【道路啓開の迅速な実施】 1-1 2-2 5-2 6-3

- ・ 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と情報共有を図るとともに連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

【住宅、建築物等の耐震化、防火対策の推進】

（住宅の耐震化の推進） 1-1 7-1

- ・ 住宅、建築物の倒壊は、人命や財産を奪うだけでなく、避難の妨げや火災の発生にもつながる。このため、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る必要がある。また、土砂災害特別警戒区域内においても安心して暮らせるよう、壁や基礎などの強化を行い、土砂災害に強い住宅づくりを推進する必要がある。

（住宅の防火、防災対策の推進）

- ・ 危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と発災時における危険物等の保安を確保するための措置を講じる必要がある。

【要配慮者施設の避難計画策定の促進】 1-3 2-5 4-2

- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。

【災害に強い森林づくり】 1-3 7-3

- ・ 本市は市域の90%を森林が占めており、台風、豪雨時に山腹崩壊や溪流浸食の発生が危惧される。山地災害等を防止するため、間伐等の森林整備を計画的に実施することにより、水源涵養機能、土砂災害防止機能など森林の持つ公益的機能の維持増進を図る必要がある。
- ・ 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、郡上市森林マネジメント協議会等関係機関と連携して森林整備を促進する必要がある。
- ・ 林内の倒木等が豪雨時に下流へ流出し、民家・道路等に被害をおよぼすことを未然に防止するため、流出のおそれがある箇所への倒木処理を推進するとともに、集落、農地、生活道路等に隣接した森林の整備を行うことにより、風雪害による倒木、それにより誘発される土砂崩壊、雪崩による被害を防止する必要がある。
- ・ 木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、市産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する必要がある。
- ・ 適切な森林整備を継続的に実施するため、新規林業就労者の支援や、林業技術者の実地研修等により、林業の担い手確保・育成を推進する必要がある。

1-3) 突発的又は広域的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【総合的な水害対策の推進】 7-2

- ・ 本市は、急峻な山々に囲まれて網の目のように河川が流れる地形が多く、集中豪雨などによる水害や土砂災害が発生しやすいことから、災害を未然に防ぐための危険箇所の早期解消を図るため、河川管理者と連携した河川整備を促進するとともに、洪水時の河川情報の充実を図るなど、ハード対策・ソフト対策の両面にわたって防災・減災対策を推進する必要がある。
- ・ また、平成30年7月豪雨で被害が発生した市が管理する普通河川において、河道拡幅等の河川整備を進め、早期に治水安全度の向上を図る必要がある。

【土砂災害及び浸水害の警戒情報の提供】 1-2 4-2

- ・ 突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）により急激に河川水位が上昇、また土中雨量が上昇するなどの事象が頻発化しており、今後、さらに地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが危惧されることから、県が指定する土砂災害特別警戒区域等をもとにした土砂災害ハザードマップ及び、洪水浸水想定区域図をもとにした洪水ハザードマップを作成し、居住地の災害リスク情報を市民へ提供し、被災時の避難経路等を確認してもらうなど防災意識の啓もうを推進する必要がある。

【ため池の防災対策の推進】 7-2

- ・ 農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強等のハード対策を計画的に推進する必要がある。また、大規模地震や異常豪雨により災害発生の恐れがあるため池について、ハザードマップを作成し、危険箇所を地域住民に周知する必要がある。

【要配慮者施設の避難計画策定の促進】 1-2 2-5 4-2

- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。

【農地の適切な保水管理】 5-3 7-3

- ・ 農地が有する保水効果など、防災や環境保全等の多面的機能を増進するため、担い手の育成や、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保水管理する取組みを促進する必要がある。

【災害に強い森林づくり】 1-2 7-3

- ・ 本市は市域の90%を森林が占めており、台風、豪雨時に山腹崩壊や溪流浸食の発生が危惧される。山地災害等を防止するため、間伐等の森林整備を計画的に実施することにより、水源涵養機能、土砂災害防止機能など森林の持つ公益的機能の維持増進を図る必要がある。
- ・ 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、郡上市森林マネジメント協議会等関係機関と連携して森林整備を促進する必要がある。
- ・ 林内の倒木等が豪雨時に下流へ流出し、民家・道路等に被害をおよぼすことを未然に防止するため、流出のおそれがある箇所の倒木処理を推進するとともに、集落、農地、生活道路等に隣接した森林の整備を行うことにより、風雪害による倒木、それにより誘発される土砂崩壊、雪崩による被害を防止する必要がある。
- ・ 木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、市産材の需要拡大

を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する必要がある。

- ・ 適切な森林整備を継続的に実施するため、新規林業就労者の支援や、林業技術者の実地研修等により、林業の担い手確保・育成を推進する必要がある。

1-4) 暴風雪や豪雪、雪崩等による多数の死傷者の発生

【道路除雪体制及び監視体制の強化】2-2 5-2 6-3 4-2

- ・ 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する必要がある。
- ・ 大雪、暴風雪警報等の発令時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う必要がある。
- ・ 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る必要がある。

【道路ネットワークの確保】(沿道林の整備推進)2-2 4-1 5-2 6-1 6-3

- ・ 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する必要がある。

【地域交通事業者の災害対応力の強化、車両整備の推進】5-2 6-3

- ・ 災害時における市民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討するとともに、代替交通を確保するため、鉄道及びバスの連携体制を構築する必要がある。
- ・ 気象警報等発令の際は、気象情報や道路河川、発災状況など関係機関から情報収集を行い、交通事業者と連携のうえ、安全を最優先とした的確な運行体制を講じ、速やかに利用者への周知を行う必要がある。
- ・ 安全運行を確保するため、適正な車両整備を推進する必要がある。

【冬季観光事業者の災害対応力の強化】5-1

- ・ 市内には大規模なスキー場が多数存在し、毎年多くの観光客が訪れている。豪雪等の大雪災害からスキー客等の安全確保を図るため、郡上市スキー観光安全対策協議会が主体となって冬季観光客の安全対策に取り組む必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【災害時非常用物資の備蓄推進】2-2

- ・ 災害用備蓄品は、長期保存が可能なものから比較的短期で更新を要するものまで様々であり、整備計画に基づいて定期的かつ効率的な更新に努める必要がある。

- ・ 災害備蓄品の適正管理のため、保管倉庫等の整備を推進する必要がある。
- ・ 市内全域で大規模災害が発生した場合、市の備蓄品のみで対応することは困難と想定されることや、大規模災害で道路が寸断し集落が孤立することなどのリスクを回避するため、家庭や地域での備蓄品の整備を促進する必要がある。

【災害時応援協定の締結促進】 2-3 2-6 3-1 5-3

- ・ 大規模災害が発生した場合には、市の災害用備蓄品だけでは、市民生活を確保することが困難であることが想定されるため、自治体や民間企業等との災害時応援協定を拡充し、食料、生活必需品、防災資機材等の供給体制の強化を図る必要がある。
- ・ 災害時応援協定先と大規模現地訓練等を通じて「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

【受援体制の整備】 2-3 2-6 3-1

- ・ 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく必要がある。

【大規模避難所、防災物流拠点の整備推進】 1-1 2-4 8-2

- ・ 長良川上流断層帯地震など大規模地震発生時において、市内住宅密集地からの避難者及び、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道を利用する帰宅困難者等の発生が想定され、これらの多くの避難者を受け入れることが可能な防災備蓄品を保有する防災物流拠点を兼ね備えた大規模避難所の整備を推進する必要がある。
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合、太平洋沿岸は巨大津波により壊滅的な被害を受ける可能性がある。太平洋沿岸の被災地への支援物資の運搬や復旧及び復興支援は日本海側からアクセスするのが効果的であるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道が連結する白鳥インター周辺に防災物流拠点の整備を促進する必要がある。

【上下水道の耐震、老朽化対策の推進】 6-2

- ・ 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持するため、水道施設の点検・修繕を行い、延命化に努めるとともに、水道事業ビジョンにより計画的に施設更新を行う必要がある。また、周辺自治体と連携する応急給水、及び応急復旧の体制強化に努める必要がある。
- ・ 下水道ストックマネジメント計画により、計画的に下水施設の更新を行う必要がある。また、耐震化を推進するとともに、統合事業により下水道処理施設の効率化を図る必要がある。
- ・ 長期的な汚水処理機能を確保するため、農業集落排水施設最適化整備構想に基づき、機能強化事業を推進し、汚水処理機能の維持に努める必要がある。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【道路ネットワークの確保】

（狭隘箇所等の整備推進） 5-2 6-3

- ・ 山間地域に位置する本市においては、人、物の移動、輸送手段を車に大きく依存している。大規模災害時に地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、市管理道路をはじめとした、地域を繋ぐ道路整備を推進する必要がある。

- ・とくに、狭隘箇所や崩落、落石危険箇所のある道路は、消火活動や救急活動をはじめ、災害時の避難行動の妨げとなることから、拡幅等の工事を推進する必要がある。

(沿道林の整備推進) 1-4 4-1 5-2 6-1 6-3

- ・ 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する必要がある。

(農林道の整備推進) 5-2 6-3

- ・ 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する必要がある。
- ・ 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に林道整備を推進する必要がある。

【道路啓開の迅速な実施】 1-1 1-2 5-2 6-3

- ・ 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と情報共有を図るとともに連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

【緊急ヘリポートの確保】

- ・ 市内には、ヘリポート専用の場外離着陸場が1箇所であり、多発した孤立集落の発生に対して迅速に国や県の支援を受けるためにはヘリポートが必要である。崖崩れ等が発生して陸路が遮断され、孤立が予想される地域にはヘリポートの計画的な整備を推進する必要がある。

【道路除雪体制及び監視体制の強化】 1-4 4-2 5-2 6-3

- ・ 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する必要がある。
- ・ 大雪、暴風雪警報等の発令時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う必要がある。
- ・ 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る必要がある。

【孤立集落への情報伝達手段の確保】 4-1

- ・ 孤立集落に支援を行ううえで通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信機器用の非常用電源の整備を推進する必要がある。

【災害時非常用物資の備蓄推進】 2-1

- ・ 災害用備蓄品は、長期保存が可能なものから比較的短期で更新を要するものまで様々であり、整備計画に基づいて定期的かつ効率的な更新に努める必要がある。
- ・ 災害備蓄品の適正管理のため、保管倉庫等の整備を推進する必要がある。
- ・ 市内全域で大規模災害が発生した場合、市の備蓄品のみで対応することは困難と想定されることや、大規模災害で道路が寸断し集落が孤立することなどのリスクを回避するため、家庭や地域での備蓄品の整備を促進する必要がある。

【自主防災組織等の育成強化】 2-3 2-6 3-1 8-4

- ・ 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人たちのコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施され

るように、自主防災組織を育成するとともに、活動の活性化を図る必要がある。

- ・ 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、だれにでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを強化する必要がある。
- ・ 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める必要がある。
- ・ 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成するとともに、減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成し、自主防災組織との連携を強化する必要がある。
- ・ 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。

2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

【業務継続体制の強化(消防部門)】 3-1

- ・ 大規模災害発生時にも消防等における災害対応業務を実施しつつ、通常業務を維持するため、郡上市業務継続計画の検証を行い、非常時優先業務と人員計画の不断の見直しを行う必要がある。
- ・ 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確保を検討する必要がある。
- ・ 岐阜県緊急消防援助隊受援計画に基づき、郡上市消防本部受援計画の見直しを行う必要がある。

【消防庁舎の老朽化対策】 1-1 3-1

- ・ 消防防災拠点である「市消防本部」「郡上中消防署」「郡上北消防署」「南出張所」庁舎は、耐震基準は満たしているが、法定耐用年数から見ると老朽化が進んでいるため、施設の修繕を推進するとともに、大規模改修等を検討する必要がある。
- ・ 大規模改修等については、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する必要がある。

【災害時応援協定の締結促進】 2-1 2-6 3-1 5-3

- ・ 大規模災害が発生した場合には、市の災害用備蓄品だけでは、市民生活を確保することが困難であることが想定されるため、自治体や民間企業等との災害時応援協定を拡充し、食料、生活必需品、防災資機材等の供給体制の強化を図る必要がある。
- ・ 災害時応援協定先と大規模現地訓練等を通じて「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

【受援体制の整備】 2-1 2-6 3-1

- ・ 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制(受援体制)について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく必要がある。

【消防力の強化】

(常備消防力の充実)

- ・ 大規模災害発生時においても災害活動等に支障をきたさないようにするため、適正な職員体制を検討する必要がある。
- ・ 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、隣接市以外での応援体制を検討する必要がある。
- ・ 消防の対応力強化のため、情報通信基盤や装備資機材の配備増強、更新を計画的に推進するとともに、更新された機器等について、職員の使用方法の習熟を図る必要がある。
- ・ 複雑、多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る必要がある。

（消防設備、資機材の整備）

- ・ 災害対策の要となる消防団の消防力維持、強化のため、小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車、消防ポンプ車等を計画的に更新整備するとともに、災害時の救助活動に必要な投光器や発電機等の資機材の整備を推進する必要がある。
- ・ 火災の拡大を、早期の初期消火により防止するため、耐震性貯水槽や消火栓等の防火水利を計画的に整備する必要がある。

（消防団の災害対応力の強化）

- ・ 消防本部と消防団との連携強化を構築するため、各災害対応訓練を計画的に実施する必要がある。
- ・ 隣接地域への応援出動を迅速に実施するため、消防団各方面隊に対し、応援活動を想定した訓練を定期的実施する必要がある。
- ・ 大規模災害時には、防災関係機関による救助活動が遅延するおそれがあるため、地域住民による自主的な防災活動が出来るよう消防団と自主防災組織との連携強化を図る必要がある。

【消防団員等人材の確保】 8-2

- ・ 地域の防災力を維持するため、県と連携したキャンペーン等の実施や地域ぐるみで消防力を応援する取組み等により、団員の確保を図る必要がある。

【自主防災組織等の育成強化】 2-2 2-6 3-1 8-4

- ・ 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで作る」という地域の人たちのコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、自主防災組織を育成するとともに、活動の活性化を図る必要がある。
- ・ 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、だれにでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを強化する必要がある。
- ・ 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める必要がある。
- ・ 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成するとともに、減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成し、自主防災組織との連携を強化する必要がある。
- ・ 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。

2-4) 観光客等の想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

【帰宅困難観光客等の誘導、受入れの体制の整備】

- ・ 大規模災害時に多数の観光客等の帰宅困難者が発生すると予想されるため、避難誘導、受入れ、備蓄品の配布等及び情報提供の方法について、マニュアル化を進めるなど、体制の強化を図る必要がある。
- ・ 「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置及び、帰宅困難者等に必要な物資の備蓄など防災機能を強化する必要がある。

【外国人観光客への避難誘導の実施】

- ・ 外国人観光客向けの避難情報の多言語化を推進するとともに、情報発信方法の整備等を促進する必要がある。

【大規模避難所、防災物流拠点の整備推進】 1-1 2-1 8-2

- ・ 長良川上流断層帯地震など大規模地震発生時において、市内住宅密集地からの避難者及び、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道を利用する帰宅困難者等の発生が想定され、これらの多くの避難者を受け入れることが可能な防災備蓄品を保有する防災物流拠点を兼ね備えた大規模避難所の整備を推進する必要がある。
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合、太平洋沿岸は巨大津波により壊滅的な被害を受ける可能性がある。太平洋沿岸の被災地への支援物資の運搬や復旧及び復興支援は日本海側からアクセスするのが効果的であるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道が連結する白鳥インター周辺に防災物流拠点の整備を促進する必要がある。

2-5) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災による医療機能の麻痺

【医療施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】 1-1

- ・ 市民病院は、建設から13年以上が経過し、設備の老朽化も進んできたため、災害時に医療機能が低下しないための施設・設備の定期点検の実施、不具合部分の計画的修繕や更新など行うとともに、自家発電装置等のある地下室への浸水対策を検討する必要がある。

【病院医療器材の自衛的備蓄対策の推進】

- ・ 災害時の医療器材の需要に対応するため、医薬品、食料、非常用自家発電装置の燃料等の備蓄を推進する必要がある。
- ・ 非常用自家発電設備用の燃料を確保するために燃料供給事業者との連携強化を図る必要がある。

【事業継続計画の強化】(病院部門) 3-1

- ・ 災害時にも、患者や地域住民の生命や身体の安全に対応するため、医療を継続して提供するための病院機能を維持し、または機能停止・喪失状態を迅速に復旧させるための事業継続計画(BCP)の見直しを行う必要がある。

【災害医療体制の整備、充実】

- ・ 大規模災害を想定した現場設営やトリアージ訓練、非常参集訓練を年2回以上実施するとともに、地域災害拠点病院との連携体制の強化、医療支援チーム(DMAT)の受援体制の整備等を推進する必要がある。
- ・ 災害時における医師等医療従事者を確保するため、医師会等関係機関との連携強化を図る必要

がある。

【社会福祉施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】 1-1

- ・ 民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る必要がある。
- ・ 非常災害対策計画の策定状況について早急に確認をし、未策定の場合は策定を支援する必要がある。
- ・ 停電による施設の機能低下を防ぐため、国庫補助事業などの活用を促すなど自家発電装置の設置を推進する必要がある。
- ・ 多様な災害に確実かつ迅速に対応できるよう、関係機関と連携した避難訓練の実施を支援する必要がある。
- ・ 土砂災害危険区域又は洪水危険区域に立地する、郡上偕楽園をはじめとする介護老人福祉施設の移転に向けた調査、検討を行う必要がある。

【要配慮者施設の避難計画策定の促進】 1-2 1-3 4-2

- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。

2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【安全性と良好な生活環境を備えた避難所の確保】

- ・ 避難所機能を強化するため、避難所運営に必要な資機材、設備等を計画的に整備するとともに、備蓄品の適切な維持、管理に努める必要がある。
- ・ 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、県の「避難所運営ガイドライン」を踏まえて、郡上市避難所運営マニュアルを改定する必要がある。
- ・ 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生、蔓延を防ぐための衛生、防疫体制を確立する必要がある。
- ・ 避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する必要がある。

【指定避難所の耐震化推進】 1-1

- ・ 本市では指定避難所を公共施設のみで確保することは困難であるため自治会が管理する集会施設等を避難所に指定している。地震災害に対応する指定避難所は、耐震化されていることが必要であるため、自治会が実施する耐震化工事に補助金を交付して耐震化を推進する必要がある。
- ・ 浸水害に対応した指定避難所の中で、耐震化が完了していない施設については、地震災害にも対応できるよう耐震化を進める必要がある。

【福祉避難所の運営体制確保】

- ・ 福祉避難所が円滑に運営できるよう、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練を支援すると

ともに、福祉避難所の充実、強化に向けて、福祉避難所管理団体との連携を強化する必要がある。

【災害時健康管理体制の整備】

- ・ 災害時において市民の健康管理が適切に展開できるよう、本市の「災害時保健活動～保健師編～」や、県、国が作成している災害時保健活動に基づき、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。
- ・ 感染症予防や食中毒予防、エコノミークラス症候群予防、熱中症予防等、事前に予測できる疾患に関して、平素からパンフレット等を用いた健康教育を推進する必要がある。
- ・ 慢性疾患の悪化やストレスによるメンタルヘルスの悪化を防ぐための、健康相談等の体制を整備する必要がある。

【災害時応援協定の締結促進】 2-1 2-3 3-1 5-3

- ・ 大規模災害が発生した場合には、市の災害用備蓄品だけでは、市民生活を確保することが困難であることが想定されるため、自治体や民間企業等との災害時応援協定を拡充し、食料、生活必需品、防災資機材等の供給体制の強化を図る必要がある。
- ・ 災害時応援協定先と大規模現地訓練等を通じて「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

【受援体制の整備】 2-1 2-3 3-1

- ・ 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく必要がある。

【円滑かつ迅速な応急住宅の供給】 8-2

- ・ 災害発生後に必要な応急住宅戸を建設する候補地について、県にから示された最大必要戸数を満たしていないので、適切な候補地を確保する必要がある。

【自主防災組織等の育成強化】 2-2 2-3 3-1 8-4

- ・ 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人たちのコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、自主防災組織を育成するとともに、活動の活性化を図る必要がある。
- ・ 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、だれにでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを強化する必要がある。
- ・ 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める必要がある。
- ・ 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成するとともに、減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成し、自主防災組織との連携を強化する必要がある。
- ・ 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【業務継続体制の強化】4-2

- ・ 郡上市業務継続計画（BCP）を策定し、非常時優先業務や職員参集想定等を定めているが、計画が形骸化しないよう、職員への周知を図るとともに継続的な見直しを行う必要がある。
- ・ 非常時優先業務の執行環境を維持するため、主要庁舎の非常用電源等の確保、管理に努めるとともに、職員用非常食、飲料水等の計画的な備蓄を推進する必要がある。
- ・ 市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）を早期に策定する必要がある。

（消防部門）2-3

- ・ 大規模災害発生時にも消防等における災害対応業務を実施しつつ、通常業務を維持するため、郡上市業務継続計画の検証を行い、非常時優先業務と人員計画の不断の見直しを行う必要がある。
- ・ 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確保を検討する必要がある。
- ・ 岐阜県緊急消防援助隊受援計画に基づき、郡上市消防本部受援計画の見直しを行う必要がある。

（上下水道部門）6-2

- ・ 災害時において上下水道施設の機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制の検証を行い、非常時優先業務と人員計画等の不断の見直しを推進する必要がある。

（病院部門）2-5

- ・ 災害時にも、患者や地域住民の生命や身体の安全に対応するため、医療を継続して提供するための病院機能を維持し、または機能停止・喪失状態を迅速に復旧させるための事業継続計画（BCP）を見直すなど業務継続体制を強化する必要がある。

【庁舎等防災拠点機能の強化】4-1

- ・ 災害対策本部及び支部が設置される庁舎が、災害対応の中核拠点として機能できるよう、施設の耐震性を高めるとともに、長時間稼働の非常用電源の確保や高効率照明機器、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。
- ・ 本庁舎及び支所庁舎の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応できるよう、浸水対策や土砂災害対策を着実に推進する必要がある。

【公共建築物等の耐震化及び老朽化対策】1-1

- ・ 公共建築物等の耐震化及び老朽化対策については、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。とくに平成28年4月の熊本地震において、避難所として指定された建築物の建築非構造部材が落下等することにより機能継続が困難となった事例が発生するなど、防災拠点となる建築物の建築非構造部材の耐震安全性の確保がこれまで以上に求められていることから、建築非構造部材（外壁、扉、ガラス、天井、間仕切り等）の耐震化も計画的に進める必要がある。
- ・ 公共建築物等の計画的な改修及び更新は、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する必要がある。

【消防庁舎の老朽化対策】1-1 2-3

- ・ 消防防災拠点である「市消防本部、郡上中消防署」「郡上北消防署」「南出張所」庁舎は、耐震基準は満たしているが、法定耐用年数から見ると老朽化が進んでいるため、施設の修繕を推進するとともに、大規模改修等を検討する必要がある。
- ・ 大規模改修等については、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する必要がある。

【災害時応援協定の締結促進】2-1 2-3 2-6 5-3

- ・ 大規模災害が発生した場合には、市の災害用備蓄品だけでは、市民生活を確保することが困難であることが想定されるため、自治体や民間企業等との災害時応援協定を拡充し、食料、生活必需品、防災資機材等の供給体制の強化を図る必要がある。
- ・ 災害時応援協定先と大規模現地訓練等を通じて「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

【受援体制の整備】2-1 2-3 2-6

- ・ 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく必要がある。

【被災建築物応急危険度判定士の育成】8-2

- ・ 大規模地震発生時において、被災した住宅の危険度判定を円滑に実施するため、被災建築物応急危険度判定士の資格取得を推進し、危険度判定体制の強化を図る必要がある。

【災害ボランティア対策】8-2 8-4

- ・ 災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、行政、郡上市社会福祉協議会、NPO、災害ボランティア団体等が連携、協働して活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を推進する必要がある。
- ・ 郡上市社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりを指導、支援する必要がある。

【自主防災組織等の育成強化】2-2 2-3 2-6 8-4

- ・ 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人たちのコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、自主防災組織を育成するとともに、活動の活性化を図る必要がある。
- ・ 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、だれにでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを強化する必要がある。
- ・ 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める必要がある。
- ・ 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成するとともに、減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成し、自主防災組織との連携を強化する必要がある。
- ・ 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【情報伝達手段の整備、確保】

- ・ 防災行政無線（同報系）は、令和4年11月末までにスプリアス規制に対応するための改修が必要であること、また、デジタル化の整備を行ってから10年以上が経過していることから、計画的な施設整備を推進する必要がある。
- ・ 長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するなど、情報伝達施設の適切な維持管理に努める必要がある。
- ・ 防災行政無線（移動系）は、市内の防災行政機関や公用車及び消防車両用に230機を配備している。災害時に確実に機能するよう適切な維持管理に努めるとともに、更新時期等を検討する必要がある。
- ・ 災害時における避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール（安心・安全メール、エリアメール）など、多様なツールを導入しているが、一層の充実や迅速化を進めるため、各種サービスの効果的な利用、情報伝達手段の多重化を推進する必要がある。

【庁舎等防災拠点機能の強化】3-1

- ・ 災害対策本部及び支部が設置される庁舎が、災害対応の中核拠点として機能できるよう、施設の耐震性を高めるとともに、長時間稼働の非常用電源の確保や高効率照明機器、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。
- ・ 本庁舎及び支所庁舎の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応できるよう、浸水対策や土砂災害対策を着実に推進する必要がある。

【孤立集落への情報伝達手段の確保】2-2

- ・ 孤立集落に支援を行ううえで通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信機器用の非常用電源の整備を推進する必要がある。

【道路ネットワークの確保】(沿道林の整備推進)1-4 2-2 5-2 6-1 6-3

- ・ 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する必要がある。

4-2) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【業務継続体制の強化】3-1

- ・ 郡上市業務継続計画（BCP）を策定し、非常時優先業務や職員参集想定等を定めているが、計画が形骸化しないよう、職員への周知を図るとともに継続的な見直しを行う必要がある。
- ・ 非常時優先業務の執行環境を維持するため、主要庁舎の非常用電源等の確保、管理に努めるとともに、職員用非常食、飲料水等の計画的な備蓄を推進する必要がある。
- ・ 市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）を早期に策定する必要がある。

【土砂災害及び浸水害の警戒情報の提供】 1-2 1-3

- ・ 突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）により急激に河川水位が上昇、また土中雨量が上昇するなどの事象が頻発化しており、今後、さらに地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが危惧されることから、県が指定する土砂災害特別警戒区域等をもとにした土砂災害ハザードマップ及び、洪水浸水想定区域図をもとにした洪水ハザードマップを作成し、居住地の災害リスク情報を市民へ提供し、被災時の避難経路等を確認してもらうなど防災意識の啓もうを推進する必要がある。

【要配慮者施設の避難計画策定の促進】 1-2 1-3 2-5

- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。

【災害時避難行動要支援者登録制度の推進】

- ・ 災害時避難行動要支援者登録制度について周知を行い、要支援者本人、支援関係者の防災意識向上を推進するとともに、支援関係者の名簿管理の徹底を図る必要がある。
- ・ ダイレクトメールの発送等により、定期的な要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、要支援者ごとに個別計画の策定を推進し、その実効性を確保する必要がある。

【避難所における情報収集、連絡手段の確保】

- ・ 指定緊急避難場所において情報収集等の通信手段を確保するため、テレビ視聴と公衆無線LAN（Wi-Fi）ができる環境を整備した。災害時、これらの施設が適切に稼働できるよう、平時からの維持管理に努める必要がある。
- ・ 未整備の避難場所については、災害リスクを検証し、必要に応じてテレビ視聴、無線通信環境を整備する必要がある。

【道路除雪体制及び監視体制の強化】 1-4 2-2 5-2 6-3

- ・ 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する必要がある。
- ・ 大雪、暴風雪警報等の発令時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う必要がある。
- ・ 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る必要がある。

【防災教育の推進】

- ・ 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、水害や土砂災害などのリスクがある幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、避難訓練と合わせて、地域の災害リスク等を理解させる防災教育を推進する必要がある。
- ・ 学校において、家庭や地域と連携した「命を守る」防災教育の取り組みを継続的に進めるとともに、学校の実情に応じた実効性のある自主的な取り組みの拡大に努める必要がある。

【小中学校の危機管理マニュアル整備】

- ・ 災害時において児童生徒の安全を確保するため、それぞれの小中学校の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応した実効性の高い危機管理マニュアルに見直す必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

【事業者の事業継続支援】

- ・ 市内事業者の災害対応力を強化するため、事業継続意識の向上に向けた啓発を強化するとともに、事業者の事業継続計画（BCP）策定を支援する必要がある。
- ・ 商工会や産業支援センターなどの関係機関と事業継続に係る連携を強化する必要がある。

【企業誘致の推進、企業立地の促進】

- ・ 市内産業の生産力を強化と、他地域との競争力向上につなげるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道との結節点という立地条件を活かし、製造業や物流施設等の企業誘致を推進する必要がある。

【冬季観光事業者の災害対応力の強化】 1-4

- ・ 市内には大規模なスキー場が多数存在し、毎年多くの観光客が訪れている。豪雪等の大雪災害からスキー客等の安全確保を図るため、郡上市スキー観光安全対策協議会が主体となって冬季観光客の安全対策に取り組む必要がある。

【観光施設の耐震強化及び防火対策の推進】 1-1 7-1 8-4

- ・ 観光施設の耐震設備や防火設備を定期的に点検し、必要に応じて補強を行う必要がある。
- ・ 観光施設等において火災、地震に対する避難訓練を定期的の実施する必要がある。

5-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【広域的幹線道路の整備促進】 6-3

- ・ 切迫する南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、発災時には日本海側から太平洋沿岸の被災地へ支援物資の運搬など復興支援バックアップが期待される。福井県境に接する本市の地域性と、代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道へつながるアクセス道の強化を図るとともに、直轄管理国道及び濃飛横断自動車道をはじめとした主要な骨格幹線道路の整備を促進し、広域的かつ高規格の幹線道路を軸とした市内の幹線道路ネットワークを構築する必要がある。
- ・ 広域幹線道路ネットワークは、災害発生時の避難や救急救援物資の輸送、ライフラインの早期復旧などの役割を果たすだけでなく、地域資源を活かした産業の活性化や広域的な経済活動を促進する効果が期待されるため、今後も継続して広域的な幹線道路ネットワークの構築に取り組む必要がある。

【道路施設の維持、長寿命化対策の推進】 6-3

- ・ 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化の進行が見込まれるため「郡上市道路橋梁維持管理個別施設計画及び「郡上市道路トンネル維持管理個別施設計画」を策定し修繕を進めている。今後も引き続き計画的な点検、補修等を実施する必要がある。
- ・ 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあるため、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復等を地下構造物の管理者と連携して実施する必要がある。

【道路ネットワークの確保】

（狭隘箇所等の整備推進）2-2 6-3

- ・ 山間地域に位置する本市においては、人、物の移動、輸送手段を車に大きく依存している。大規模災害時に地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、市管理道路をはじめとした、地域を繋ぐ道路整備を推進する必要がある。
- ・ とくに、狭隘箇所や崩落、落石危険箇所のある道路は、消火活動や救急活動をはじめ、災害時の避難行動の妨げとなることから、拡幅等の工事を推進する必要がある。

（沿道林の整備推進）1-4 2-2 4-1 6-1 6-3

- ・ 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する必要がある。

（農林道の整備推進）2-2 6-3

- ・ 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する必要がある。
- ・ 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に林道整備を推進する必要がある。

（無電柱化等の推進）6-3

- ・ 本市においては「郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区」において無電柱化事業を実施しているが、幹線道路等については未実施である。防災拠点を結ぶ緊急輸送道路等について、大規模災害時のルート確保の必要性及び整備効果が高い箇所を選定し無電柱化等を推進する必要がある。

【道路啓開の迅速な実施】1-1 1-2 2-2 6-3

- ・ 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と情報共有を図るとともに連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

【道路除雪体制及び監視体制の強化】1-4 2-2 4-2 6-3

- ・ 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する必要がある。
- ・ 大雪、暴風雪警報等の発令時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う必要がある。
- ・ 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る必要がある。

【住宅、建築物等の耐震化、防火対策の推進】（緊急輸送道路沿道建築物の耐震化）1-1 6-3 7-1

- ・ 緊急輸送道路沿いの建築物の倒壊は、円滑な避難はもとより、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る必要がある。

【鉄道の老朽化対策、存続支援】6-3

- ・ 長良川鉄道の安全運行を確保するため、老朽化した施設の整備や安全対策を重点的に支援する必要がある。また、地域を支える重要な交通機関であることから、引き続き利用促進や経営に対し支援を行う必要がある。
- ・ 鉄道の長期にわたる機能停止に備え、代替交通を確保するため、市内交通事業者との連携体制

を構築する必要がある。

【地域交通事業者の災害対応力の強化、車両整備の推進】 1-4 6-3

- ・ 災害時における市民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討するとともに、代替交通を確保するため、鉄道及びバスの連携体制を構築する必要がある。
- ・ 気象警報等発令の際は、気象情報や道路河川、発災状況など関係機関から情報収集を行い、交通事業者と連携のうえ、安全を最優先とした的確な運行体制を講じ、速やかに利用者への周知を行う必要がある。
- ・ 安全運行を確保するため、適正な車両整備を推進する必要がある。

5-3) 食料等の安定供給の停滞

【災害時応援協定の締結促進】 2-1 2-3 2-6 3-1

- ・ 大規模災害が発生した場合には、市の災害用備蓄品だけでは、市民生活を確保することが困難であることが想定されるため、自治体や民間企業等との災害時応援協定を拡充し、食料、生活必需品、防災資機材等の供給体制の強化を図る必要がある。
- ・ 災害時応援協定先と大規模現地訓練等を通じて「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

【農地の適切な保全管理】 1-3 7-3

- ・ 農地が有する保水効果など、防災や環境保全等の多面的機能を増進するため、担い手の育成や、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みを促進する必要がある。

【農業施設の適切な保全管理】 7-3

- ・ 安定した食料供給に向け、引き続き農地や農業水利施設等の農業施設の改修及び、長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。
- ・ 農産物の安定生産を図るため、自然災害に強い農業施設の整備を推進する必要がある。

【農業担い手の育成、確保】 8-2 8-3

- ・ 農業従事者の高齢化と後継者不足による遊休農地の拡大防止を図るため、新規就農者確保のための相談対応や研修指導、施設整備など包括的な支援を展開することにより、農業の担い手の確保、育成を推進する必要がある。

6 市民生活の基盤となる電気、燃料、上下水道、交通ネットワーク等のライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電気・燃料等の長期にわたる機能停止

【燃料供給施設の事業継続支援】

- ・ 市民生活に必要な燃料供給施設の事業継続力を向上させるため、施設の修繕や備品整備等の支援を推進する必要がある。

【小水力等再生可能エネルギーの活用推進】

- ・ 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の創出と活用の取り組みを検討するとともに、農業水利施設等を活用した小水力発電施設の整備や保全及び、木質バイオマス発電の導入等を推進する必要がある。
- ・ 木質バイオマス発電燃料の安定供給を図るため、林地に残された未利用材の搬出を推進する必要がある。

【道路ネットワークの確保】(沿道林の整備推進) 1-4 2-2 4-1 5-2 6-3

- ・ 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する必要がある。

6-2) 上下水道及び污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

【上下水道の耐震、老朽化対策の推進】 2-1

- ・ 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持するため、水道施設の点検・修繕を行い、延命化に努めるとともに、水道事業ビジョンにより計画的に施設更新を行う必要がある。また、周辺自治体と連携する応急給水、及び応急復旧の体制強化に努める必要がある。
- ・ 下水道ストックマネジメント計画により、計画的に下水施設の更新を行う必要がある。また、耐震化を推進するとともに、統合事業により下水道処理施設の効率化を図る必要がある。
- ・ 長期的な污水处理機能を確保するため、農業集落排水施設最適化整備構想に基づき、機能強化事業を推進し、污水处理機能の維持に努める必要がある。

【業務継続体制の強化(上下水道部門)】 3-1

- ・ 災害時において上下水道施設の機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制の検証を行い、非常時優先業務と人員計画等の不断の見直しを推進する必要がある。

6-3) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【広域的幹線道路の整備促進】 5-2

- ・ 切迫する南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、発災時には日本海側から太平洋沿岸の被災地へ支援物資の運搬など復興支援バックアップが期待される。福井県境に接する本市の地域性と、代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道へつながるアクセス道の強化を図るとともに、直轄管理国道及び濃飛横断自動車道をはじめとした主要な骨格幹線

道路の整備を促進し、広域のかつ高規格の幹線道路を軸とした市内の幹線道路ネットワークを構築する必要がある。

- ・ 広域幹線道路ネットワークは、災害発生時の避難や救急救援物資の輸送、ライフラインの早期復旧などの役割を果たすだけでなく、地域資源を活かした産業の活性化や広域的な経済活動を促進する効果が期待されるため、今後も継続して広域的な幹線道路ネットワークの構築に取り組む必要がある。

【道路施設の維持、長寿命化対策の推進】 5-2

- ・ 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化の進行が見込まれるため「郡上市道路橋梁維持管理個別施設計画及び「郡上市道路トンネル維持管理個別施設計画」を策定し修繕を進めている。今後も引き続き計画的な点検、補修等を実施する必要がある。
- ・ 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあるため、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復等を地下構造物の管理者と連携して実施する必要がある。

【道路ネットワークの確保】

（狭隘箇所等の整備推進） 2-2 5-2

- ・ 山間地域に位置する本市においては、人、物の移動、輸送手段を車に大きく依存している。大規模災害時に地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、市管理道路をはじめとした、地域を繋ぐ道路整備を推進する必要がある。
- ・ とくに、狭隘箇所や崩落、落石危険箇所のある道路は、消火活動や救急活動をはじめ、災害時の避難行動の妨げとなることから、拡幅等の工事を推進する必要がある。

（沿道林の整備推進） 1-4 2-2 4-1 5-2 6-1

- ・ 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する必要がある。

（無電柱化等の推進） 5-2

- ・ 本市においては「郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区」において無電柱化事業を実施しているが、幹線道路等については未実施である。防災拠点を結ぶ緊急輸送道路等について、大規模災害時のルート確保の必要性及び整備効果が高い箇所を選定し無電柱化等を推進する必要がある。

（農林道の整備推進） 2-2 5-2

- ・ 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する必要がある。
- ・ 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に林道整備を推進する必要がある。

【道路啓開の迅速な実施】 1-1 1-2 2-2 5-2

- ・ 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と情報共有を図るとともに連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

【道路除雪体制及び監視体制の強化】 1-4 2-2 4-2 5-2

- ・ 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する必要がある。

- ・ 大雪、暴風雪警報等の発令時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う必要がある。
- ・ 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る必要がある。

【住宅、建築物等の耐震化、防火対策の推進】（緊急輸送道路沿道建築物の耐震化） 1-1 5-2 7-1

- ・ 緊急輸送道路沿いの建築物の倒壊は、円滑な避難はもとより、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る必要がある。

【鉄道の老朽化対策、存続支援】 5-2

- ・ 長良川鉄道の安全運行を確保するため、老朽化した施設の整備や安全対策を重点的に支援する必要がある。また、地域を支える重要な交通機関であることから、引き続き利用促進や経営に対し支援を行う必要がある。
- ・ 鉄道の長期にわたる機能停止に備え、代替交通を確保するため、市内交通事業者との連携体制を構築する必要がある。

【地域交通事業者の災害対応力の強化、車両整備の推進】 1-4 5-2

- ・ 災害時における市民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討するとともに、代替交通を確保するため、鉄道及びバスの連携体制を構築する必要がある。
- ・ 気象警報等発令の際は、気象情報や道路河川、発災状況など関係機関から情報収集を行い、交通事業者と連携のうえ、安全を最優先とした的確な運行体制を講じ、速やかに利用者への周知を行う必要がある。
- ・ 安全運行を確保するため、適正な車両整備を推進する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

【住宅、建築物等の耐震化、防火対策の推進】

（住宅の耐震化の推進） 1-1 1-2

- ・ 住宅、建築物の倒壊は、人命や財産を奪うだけでなく、避難の妨げや火災の発生にもつながる。このため、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る必要がある。また、土砂災害特別警戒区域内においても安心して暮らせるよう、壁や基礎などの強化を行い、土砂災害に強い住宅づくりを推進する必要がある。

（住宅等の防火、防災対策の推進） 1-1 1-2

- ・ 住宅火災による死者を低減するため、住宅用火災警報器の設置率の向上を図るとともに、感震ブレーカー、住宅用消火器及び防災製品の必要性を認識させるなど火災予防を推進する必要がある。
- ・ 過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる必要がある。
- ・ 危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と発災時における危険物等の保安を確保するための措置を講じる必要がある。

（緊急輸送道路沿道建築物の耐震化） 1-1 5-2 6-3

- ・ 緊急輸送道路沿いの建築物の倒壊は、円滑な避難はもとより、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る必要がある。

【観光施設の耐震強化及び防火対策の推進】 1-1 5-1 8-4

- ・ 観光施設の耐震設備や防火設備を定期的に点検し、必要に応じて補強を行う必要がある。
- ・ 観光施設等において火災、地震に対する避難訓練を定期的実施する必要がある。

【公園整備の促進】 1-1

- ・ 公園施設は、地震災害時に避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備に努める必要がある。
- ・ 公園施設の老朽化が進んでいることから、新たに作成する公園施設修繕計画に基づき更新、維持管理に努める必要がある。

7-2) ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【ため池の防災対策の推進】 1-3

- ・ 農業用ため池の老朽化による決壊により、下流域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強等のハード対策を計画的に推進する必要がある。また、大規模地震や異常豪雨により災害発生の恐れがあるため池について、ハザードマップを作成し、危険箇所を地域住民に周知する必要がある。

【総合的な水害対策の推進】 1-3

- ・ 本市は、急峻な山々に囲まれて網の目のように河川が流れる地形が多く、集中豪雨などによる水害や土砂災害が発生しやすいことから、災害を未然に防ぐための危険箇所の早期解消を図るため、河川管理者と連携した河川整備を促進するとともに、洪水時の河川情報の充実を図るなど、ハード対策・ソフト対策の両面にわたって防災・減災対策を推進する必要がある。
- ・ また、平成30年7月豪雨で被害が発生した市が管理する普通河川において、河道拡幅等の河川整備を進め、早期に治水安全度の向上を図る必要がある。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農地の適切な保全管理】 1-3 5-3

- ・ 農地が有する保水効果など、防災や環境保全等の多面的機能を増進するため、担い手の育成や、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みを促進する必要がある。

【農業施設の適切な保全管理】 5-3

- ・ 安定した食料供給に向け、引き続き農地や農業水利施設等の農業施設の改修及び、長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。
- ・ 農産物の安定生産を図るため、自然災害に強い農業施設の整備を推進する必要がある。

【災害に強い森林づくり】 1-2 1-3

- ・ 本市は市域の90%を森林が占めており、台風、豪雨時に山腹崩壊や溪流浸食の発生が危惧され

る。山地災害等を防止するため、間伐等の森林整備を計画的に実施することにより、水源涵養機能、土砂災害防止機能など森林の持つ公益的機能の維持増進を図る必要がある。

- ・ 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、郡上市森林マネジメント協議会等関係機関と連携して森林整備を促進する必要がある。
- ・ 林内の倒木等が豪雨時に下流へ流出し、民家・道路等に被害をおよぼすことを未然に防止するため、流出のおそれがある箇所の倒木処理を推進するとともに、集落、農地、生活道路等に隣接した森林の整備を行うことにより、風雪害による倒木、それにより誘発される土砂崩壊、雪崩による被害を防止する必要がある。
- ・ 木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、市産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する必要がある。
- ・ 適切な森林整備を継続的に実施するため、新規林業就労者の支援や、林業技術者の実地研修等により、林業の担い手確保・育成を推進する必要がある。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物対策の推進】

- ・ 大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失及び浸水等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも迅速にごみを処理する体制を整えているが、より実効性を高めるための見直しを随時行って、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。
- ・ 強靱な廃棄物処理施設を維持するとともに、停電等による廃棄物処理施設の機能低下を防ぐため、代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを各施設に整備する必要がある。

【河川に流出したごみ等の撤去】

- ・ 河川断面及び流下能力を阻害している流木、河道内樹木の撤去等、河川管理者が実施する災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去することにより、河川環境の保全を推進する必要がある。

8-2) 復興を支える人材等や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【消防団員等人材の確保】 2-3

- ・ 地域の防災力を維持するため、県と連携したキャンペーン等の実施や地域ぐるみで消防力を応援する取組み等により、団員の確保を図る必要がある。

【災害ボランティア対策】 3-1 8-4

- ・ 災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、行政、郡上市社会福祉協議会、NPO、災害ボランティア団体等が連携、協働して活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を推進する必要がある。

- ・ 郡上市社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりを指導、支援する必要がある。

【都市農村交流の推進】 8-3

- ・ 都市農村交流の推進を図るため、『「ぎふの田舎へいこう!」推進協議会』等による地域間連携や、グリーン・ツーリズム実践者の受入体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組みがより一層行われるよう支援する必要がある。

【農業担い手の育成、確保】 8-3 5-3

- ・ 農業従事者の高齢化と後継者不足による遊休農地の拡大防止を図るため、新規就農者のための相談対応や研修指導、施設整備など包括的な支援を展開することにより、農業の担い手の育成、確保を推進する必要がある。

【建設業の担い手育成、確保】

- ・ 地域の復旧、復興の中心となる建設業を担う人材の育成、確保を図るため、魅力ある労働環境の整備をはじめ、担い手確保につながる魅力発信等を促進することにより、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する必要がある。

【被災建築物応急危険度判定士の育成】 3-1

- ・ 大規模地震発生時において、被災した住宅の危険度判定を円滑に実施するため、被災建築物応急危険度判定士の資格取得を推進し、危険度判定体制の強化を図る必要がある。

【大規模避難所、防災物流拠点の整備推進】 2-1 1-1 2-4

- ・ 長良川上流断層帯地震など大規模地震発生時において、市内住宅密集地からの避難者及び、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道を利用する帰宅困難者等の発生が想定され、これらの多くの避難者を受け入れることが可能な防災備蓄品を保有する防災物流拠点を兼ね備えた大規模避難所の整備を推進する必要がある。
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合、太平洋沿岸は巨大津波により壊滅的な被害を受ける可能性がある。太平洋沿岸の被災地への支援物資の運搬や復旧及び復興支援は日本海側からアクセスするのが効果的であるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道が連結する白鳥インター周辺に防災物流拠点の整備を促進する必要がある。

【災害対策資機材の確保、充実】

- ・ 被災箇所の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き平時に災害時応急対策用資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を行い、災害に備える必要がある。

【円滑かつ迅速な応急住宅の供給】 2-6

- ・ 災害発生後に必要な応急住宅戸を建設する候補地について、県にから示された最大必要戸数を満たしていないので、適切な候補地を確保する必要がある。

【地籍調査の推進】

- ・ 災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を計画的に推進するとともに、緊急輸送路の地図を重点的に整備する必要がある。

8-3) 人口減少・高齢化の進展により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【移住、定住、交流推進】

- ・ 発災後に地域の活性化を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするために、都市住民等を受け入れる移住や定住、交流人口の増加等につながる、地域間交流の開催や空き家、就業情報等の提供

などの支援対策を総合的に推進する必要がある。

【小さな拠点とネットワークの推進】

- ・ 市では、小さな拠点とネットワークの形成に当たり、行政サービスの諸機能を有し、市域間でネットワークを構築できる旧町村の単位を「小さな拠点エリア」として設定している。小さな拠点エリアにおいて「防災・減災」「自助・共助」等の活動を機能させ、未充足の分野を市域内のネットワークで補完するために、小さな拠点とネットワークの考え方を広く周知するとともに、活動拠点の設定を促進し、地域経営を組織する仕組みづくりを進める必要がある。

【都市農村交流の推進】 8-2

- ・ 都市農村交流の推進を図るため、『「ぎふの田舎へいこう!」推進協議会』等による地域間連携や、グリーン・ツーリズム実践者の受入体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取り組みがより一層行われるよう支援する必要がある。

【農業担い手の育成、確保】 5-3 8-2

- ・ 農業従事者の高齢化と後継者不足による遊休農地の拡大防止を図るため、新規就農者確保のための相談対応や研修指導、施設整備など包括的な支援を展開することにより、農業の担い手の確保、育成を推進する必要がある。

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【教育、文化施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】

(文化財保護対策の推進)

- ・ 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や耐震調査等への支援を行う必要がある。また、後世へ資料を良好な状態で継承するため、文化財の資料、写真などのデジタルデータ化や、保存整理ができる人材を育成する必要がある。

(八幡城天守耐震補強事業) 1-1

- ・ 多くの観光客が訪れる八幡城について、地震等による石垣及び天守の崩壊を防ぐために石垣の調査及び改修、また天守の耐震補強を実施する必要がある。
- ・ 近年世界遺産等が火災で滅失していることから、八幡城の耐震補強と併せて防火対策についても強化する必要がある。

【観光施設の耐震強化及び防火対策の推進】 1-1 5-1 7-1

- ・ 観光施設の耐震設備や防火設備を定期的に点検し、必要に応じて補強を行う必要がある。
- ・ 観光施設等において火災、地震に対する避難訓練を定期的実施する必要がある。

【自主防災組織等の育成強化】 2-2 2-3 2-6 3-1

- ・ 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人たちのコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、自主防災組織を育成するとともに、活動の活性化を図る必要がある。
- ・ 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、だれにでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを強化する必要がある。
- ・ 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努め

る必要がある。

- ・ 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成するとともに、減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成し、自主防災組織との連携を強化する必要がある。
- ・ 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。

【災害ボランティア対策】 8-2 3-1

- ・ 災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、行政、郡上市社会福祉協議会、NPO、災害ボランティア団体等が連携、協働して活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を推進する必要がある。
- ・ 郡上市社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりを指導、支援する必要がある。

別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

【個別施策分野】

(1) 行政機能 ～公助の強化～

【庁舎等防災拠点機能の強化】3-1 4-1

- ・ 災害対策本部及び支部が設置される庁舎が、災害対応の中核拠点として機能できるよう、施設の耐震性を高めるとともに、長時間稼働の非常用電源の確保や高効率照明機器、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。
- ・ 本庁舎及び支所庁舎の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応できるよう、浸水対策や土砂災害対策を着実に推進する必要がある。

【災害時非常用物資の備蓄推進】2-1 2-2

- ・ 災害用備蓄品は、長期保存が可能なものから比較的短期で更新を要するものまで様々であり、整備計画に基づいて定期的かつ効率的な更新に努める必要がある。
- ・ 災害備蓄品の適正管理のため、保管倉庫等の整備を推進する必要がある。
- ・ 市内全域で大規模災害が発生した場合、市の備蓄品のみで対応することは困難と想定されることや、大規模災害で道路が寸断し集落が孤立することなどのリスクを回避するため、家庭や地域での備蓄品の整備を促進する必要がある。

【指定避難所の耐震化推進】2-6 1-1

- ・ 本市では指定避難所を公共施設のみで確保することは困難であるため自治会が管理する集会施設等を避難所に指定している。地震災害に対応する指定避難所は、耐震化されていることが必要であるため、自治会が実施する耐震化工事に補助金を交付して耐震化を推進する必要がある。
- ・ 浸水害に対応した指定避難所の中で、耐震化が完了していない施設については、地震災害にも対応できるよう耐震化を進める必要がある。

【安全性と良好な生活環境を備えた避難所の確保】2-6

- ・ 避難所機能を強化するため、避難所運営に必要な資機材、設備等を計画的に整備するとともに、備蓄品の適切な維持、管理に努める必要がある。
- ・ 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、県の「避難所運営ガイドライン」を踏まえて、郡上市避難所運営マニュアルを改定する必要がある。
- ・ 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生、蔓延を防ぐための衛生、防疫体制を確立する必要がある。
- ・ 避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する必要がある。

【消防庁舎の老朽化対策】3-1 1-1 2-3

- ・ 消防防災拠点である「市消防本部、郡上中消防署」「郡上北消防署」「南出張所」庁舎は、耐震基準は満たしているが、法定耐用年数から見ると老朽化が進んでいるため、施設の修繕を推進するとともに、大規模改修等を検討する必要がある。

- ・ 大規模改修等については、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する必要がある。

【消防力の強化】

（消防設備、資機材の整備） 2-3

- ・ 災害対策の要となる消防団の消防力維持、強化のため、小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車、消防ポンプ車等を計画的に更新整備するとともに、災害時の救助活動に必要な投光器や発電機等の資機材の整備を推進する必要がある。
- ・ 火災の拡大を、早期の初期消火により防止するため、耐震性貯水槽や消火栓等の防火水利を計画的に整備する必要がある。

（常備消防力の充実） 2-3

- ・ 大規模災害発生時においても災害活動等に支障をきたさないようにするため、適正な職員体制を検討する必要がある。
- ・ 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、隣接市以外での応援体制を検討する必要がある。
- ・ 消防の対応力強化のため、情報通信基盤や装備資機材の配備増強、更新を計画的に推進するとともに、更新された機器等について、職員の使用方法の習熟を図る必要がある。
- ・ 複雑、多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る必要がある。

（消防団の災害対応力の強化） 2-3

- ・ 消防本部と消防団との連携強化を構築するため、各災害対応訓練を計画的に実施する必要がある。
- ・ 隣接地域への応援出動を迅速に実施するため、消防団各方面隊に対し、応援活動を想定した訓練を定期的に実施する必要がある。
- ・ 大規模災害時には、防災関係機関による救助活動が遅延するおそれがあるため、地域住民による自主的な防災活動が出来るよう消防団と自主防災組織との連携強化を図る必要がある。

【緊急ヘリポートの確保】 2-2

- ・ 市内には、ヘリポート専用の場外離着陸場が1箇所であり、多発した孤立集落の発生に対して迅速に国や県の支援を受けるためにはヘリポートが必要である。崖崩れ等が発生して陸路が遮断され、孤立が予想される地域にはヘリポートの計画的な整備を推進する必要がある。

【業務継続体制の強化】 3-1 4-2

- ・ 郡上市業務継続計画（BCP）を策定し、非常時優先業務や職員参集想定等を定めているが、計画が形骸化しないよう、職員への周知を図るとともに継続的な見直しを行う必要がある。
- ・ 非常時優先業務の執行環境を維持するため、主要庁舎の非常用電源等の確保、管理に努めるとともに、職員用非常食、飲料水等の計画的な備蓄を推進する必要がある。
- ・ 市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）を早期に策定する必要がある。

【業務継続体制の強化】（消防部門） 2-3 3-1

- ・ 大規模災害発生時にも消防等における災害対応業務を実施しつつ、通常業務を維持するため、郡上市業務継続計画の検証を行い、非常時優先業務と人員計画の不断の見直しを行う必要がある。
- ・ 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確

保を検討する必要がある。

- ・ 岐阜県緊急消防援助隊受援計画に基づき、郡上市消防本部受援計画の見直しを行う必要がある。

【災害時応援協定の締結促進】 3-1 2-1 2-3 2-6 5-3

- ・ 大規模災害が発生した場合には、市の災害用備蓄品だけでは、市民生活を確保することが困難であることが想定されるため、自治体や民間企業等との災害時応援協定を拡充し、食料、生活必需品、防災資機材等の供給体制の強化を図る必要がある。
- ・ 災害時応援協定先と大規模現地訓練等を通じて「顔の見える関係」の構築に努める必要がある。

【受援体制の整備】 3-1 2-1 2-3 2-6

- ・ 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく必要がある。

(2) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

【住宅、建築物等の耐震化、防火対策の推進】

（住宅の耐震化の推進） 1-1 1-2 7-1

- ・ 住宅、建築物の倒壊は、人命や財産を奪うだけでなく、避難の妨げや火災の発生にもつながる。このため、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る必要がある。また、土砂災害特別警戒区域内においても安心して暮らせるよう、壁や基礎などの強化を行い、土砂災害に強い住宅づくりを推進する必要がある。

（住宅等の防火、防災対策の推進） 1-1 1-2 7-1

- ・ 住宅火災による死者を低減するため、住宅用火災警報器の設置率の向上を図るとともに、感震ブレーカー、住宅用消火器及び防災製品の必要性を認識させるなど火災予防を推進する必要がある。
- ・ 過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる必要がある。
- ・ 危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と発災時における危険物等の保安を確保するための措置を講じる必要がある。

（緊急輸送道路沿道建築物の耐震化） 1-1 5-2 6-3 7-1

- ・ 緊急輸送道路沿いの建築物の倒壊は、円滑な避難はもとより、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る必要がある。

（ブロック塀等の除却推進） 1-1

- ・ 市内に点在するブロック塀等は、避難所への避難路や児童生徒の通学路沿道にある場合もあり、巨大地震が発生した場合において、倒壊の危険性があるので除却の必要性や安全確保について意識付けを行うとともに、危険ブロック塀の除去等が進むよう支援する必要がある。

（空き家対策の推進） 1-1

- ・ 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、所有者への適正管理の意識啓発や自力救済（活用、取り壊し）の依頼、相談体制の整備等、総合的な空き

家対策を推進する必要がある。

【円滑かつ迅速な応急住宅の供給】 2-6 8-2

- ・ 災害発生後に必要な応急住宅戸を建設する候補地について、県にから示された最大必要戸数を満たしていないので、適切な候補地を確保する必要がある。

【大規模避難所、防災物流拠点の整備推進】 2-1 1-1 2-4 8-2

- ・ 長良川上流断層帯地震など大規模地震発生時において、市内住宅密集地からの避難者及び、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道を利用する帰宅困難者等の発生が想定され、これらの多くの避難者を受け入れることが可能な防災備蓄品を保有する防災物流拠点を兼ね備えた大規模避難所の整備を推進する必要がある。
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合、太平洋沿岸は巨大津波により壊滅的な被害を受ける可能性がある。太平洋沿岸の被災地への支援物資の運搬や復旧及び復興支援は日本海側からアクセスするのが効果的であるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道が連結する白鳥インター周辺に防災物流拠点の整備を促進する必要がある。

【公園整備の促進】 1-1 7-1

- ・ 公園施設は、地震災害時に避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備に努める必要がある。
- ・ 公園施設の老朽化が進んでいることから、新たに作成する公園施設修繕計画に基づき更新、維持管理に努める必要がある。

【大規模盛土造成地対策】 1-1

- ・ 大規模盛土造成地の調査は、岐阜県により一次スクリーニングが実施されており、今後二次スクリーニングの実施等について検討する必要がある。
- ・ 県ホームページにおいて県内市町村の大規模盛土造成地を公表している。今後は造成地の安全性の把握を進め、郡上市内において危険な宅地がある場合は対策工事を行う必要がある。

【地籍調査の推進】 8-2

- ・ 災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を計画的に推進するとともに、緊急輸送路の地図を重点的に整備する必要がある。

【教育、文化施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】

（文化財保護対策の推進） 8-4

- ・ 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や耐震調査等への支援を行う必要がある。また、後世へ資料を良好な状態で継承するため、文化財の資料、写真などのデジタルデータ化や、保存整理ができる人材を育成する必要がある。

（３） 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

【事業継続体制の強化】（病院部門） 2-5 3-1

- ・ 災害時にも、患者や地域住民の生命や身体の安全に対応するため、医療を継続して提供するための病院機能を維持し、または機能停止・喪失状態を迅速に復旧させるための事業継続計画（BCP）を見直すなど業務継続体制を強化する必要がある。

【医療施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】 2-5 1-1

- ・ 市民病院は、建設から13年以上が経過し、設備の老朽化も進んできたため、災害時に医療機能が低下しないための施設・設備の定期点検の実施、不具合部分の計画的修繕や更新など行うとともに、自家発電装置等のある地下室への浸水対策を検討する必要がある。

【災害医療体制の整備、充実】2-5

- ・ 大規模災害を想定した現場設営やトリアージ訓練、非常参集訓練を年2回以上実施するとともに、地域災害拠点病院との連携体制の強化、医療支援チーム（DMAT）の受援体制の整備等を推進する必要がある。
- ・ 災害時における医師等医療従事者を確保するため、医師会等関係機関との連携強化を図る必要がある。

【病院医療器材の自衛的備蓄対策の推進】2-5

- ・ 災害時の医療器材の需要に対応するため、医薬品、食料、非常用自家発電装置の燃料等の備蓄を推進する必要がある。
- ・ 非常用自家発電設備用の燃料を確保するために燃料供給事業者との連携強化を図る必要がある。

【災害時健康管理体制の整備】2-6

- ・ 災害時において市民の健康管理が適切に展開できるよう、本市の「災害時保健活動～保健師編～」や、県、国が作成している災害時保健活動に基づき、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。
- ・ 感染症予防や食中毒予防、エコノミークラス症候群予防、熱中症予防等、事前に予測できる疾患に関して、平素からパンフレット等を用いた健康教育を推進する必要がある。
- ・ 衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒液やマスク等を備蓄しているが、備蓄量の増強や、配布体制の強化について検討する必要がある。
- ・ 慢性疾患の悪化やストレスによるメンタルヘルスの悪化を防ぐための、健康相談等の体制を整備する必要がある。

【社会福祉施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】2-5 1-1

- ・ 民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る必要がある。
- ・ 非常災害対策計画の策定状況について早急に確認をし、未策定の場合は策定を支援する必要がある。
- ・ 停電による施設の機能低下を防ぐため、国庫補助事業などの活用を促すなどして自家発電装置の設置を推進する必要がある。
- ・ 多様な災害に確実かつ迅速に対応できるよう、関係機関と連携した避難訓練の実施を支援する必要がある。
- ・ 土砂災害危険区域又は洪水危険区域に立地する、郡上偕楽園をはじめとする介護老人福祉施設の移転に向けた調査、検討を行う必要がある。

【福祉避難所の運営体制確保】2-6

- ・ 福祉避難所が円滑に運営できるよう、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練を支援するとともに、福祉避難所の充実、強化に向けて、福祉避難所管理団体との連携を強化する必要がある。

【災害時避難行動要支援者登録制度の推進】4-2

- ・ 災害時避難行動要支援者登録制度について周知を行い、要支援者本人、支援関係者の防災意識

向上を推進するとともに、支援関係者の名簿管理の徹底を図る必要がある。

- ・ダイレクトメールの発送等により、定期的な要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、要支援者ごとに個別計画の策定を推進し、その実効性を確保する必要がある。

【要配慮者施設の避難計画策定の促進】 1-3 1-2 2-5 4-2

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。

【災害ボランティア対策】 8-2 3-1 8-4

- ・災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、行政、郡上市社会福祉協議会、NPO、災害ボランティア団体等が連携、協働して活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を推進する必要がある。
- ・郡上市社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりを指導、支援する必要がある。

(4) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

【上下水道の耐震、老朽化対策の推進】 6-2 2-1

- ・上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持するため、水道施設の点検・修繕を行い、延命化に努めるとともに、水道事業ビジョンにより計画的に施設更新を行う必要がある。また、周辺自治体と連携する応急給水、及び応急復旧の体制強化に努める必要がある。
- ・下水道ストックマネジメント計画により、計画的に下水施設の更新を行う必要がある。また、耐震化を推進するとともに、統合事業により下水道処理施設の効率化を図る必要がある。
- ・長期的な汚水処理機能を確保するため、農業集落排水施設最適化整備構想に基づき、機能強化事業を推進し、汚水処理機能の維持に努める必要がある。

【業務継続体制の強化】(上下水道部門) 6-2 3-1

- ・災害時において上下水道施設の機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制の検証を行い、非常時優先業務と人員計画等の不断の見直しを推進する必要がある。

【情報伝達手段の整備、確保】 4-1

- ・防災行政無線（同報系）は、令和4年11月末までにスプリアス規制に対応するための改修が必要であること、また、デジタル化の整備を行ってから10年以上が経過していることから、計画的な施設整備を推進する必要がある。
- ・長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するなど、情報伝達施設の適切な維持管理に努める必要がある。
- ・防災行政無線（移動系）は、市内の防災行政機関や公用車及び消防車両用に230機を配備している。災害時に確実に機能するよう適切な維持管理に努めるとともに、更新時期等を検討する必要がある。
- ・災害時における避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール（安心・安全メール、エリアメール）など、多様なツールを導入しているが、一層の充実や迅速化を

進めるため、各種サービスの効果的な利用、情報伝達手段の多重化を推進する必要がある。

【孤立集落への情報伝達手段の確保】 4-1 2-2

- ・ 孤立集落に支援を行ううえで通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信機器用の非常用電源の整備を推進する必要がある。

【避難所における情報収集、連絡手段の確保】 4-2

- ・ 指定緊急避難場所において情報収集等の通信手段を確保するため、テレビ視聴と公衆無線LAN（Wi-Fi）ができる環境を整備した。災害時、これらの施設が適切に稼働できるよう、平時からの維持管理に努める必要がある。
- ・ 未整備の避難場所については、災害リスクを検証し、必要に応じてテレビ視聴、無線通信環境を整備する必要がある。

（５） 産業・経済 ～災害に強い農林業とサプライチェーンの確保～

【農地の適切な保全管理】 7-3 1-3 5-3

- ・ 農地が有する保水効果など、防災や環境保全等の多面的機能を増進するため、担い手の育成や、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みを促進する必要がある。

【農業施設の適切な保全管理】 5-3 7-3

- ・ 安定した食料供給に向け、引き続き農地や農業水利施設等の農業施設の改修及び、長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。
- ・ 農産物の安定生産を図るため、自然災害に強い農業施設の整備を推進する必要がある。

【農業担い手の育成、確保】 8-2 8-3 5-3

- ・ 農業従事者の高齢化と後継者不足による遊休農地の拡大防止を図るため、新規就農者のための相談対応や研修指導、施設整備など包括的な支援を展開することにより、農業の担い手の育成、確保を推進する必要がある。

【都市農村交流の推進】 8-2 8-3

- ・ 都市農村交流の推進を図るため、『「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会』等による地域間連携や、グリーン・ツーリズム実践者の受入体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組みがより一層行われるよう支援する必要がある。

【災害に強い森林づくり】 7-3 1-2 1-3

- ・ 本市は市域の90%を森林が占めており、台風、豪雨時に山腹崩壊や溪流浸食の発生が危惧される。山地災害等を防止するため、間伐等の森林整備を計画的に実施することにより、水源涵養機能、土砂災害防止機能など森林の持つ公益的機能の維持増進を図る必要がある。
- ・ 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、郡上市森林マネジメント協議会等関係機関と連携して森林整備を促進する必要がある。
- ・ 林内の倒木等が豪雨時に下流へ流出し、民家・道路等に被害をおよぼすことを未然に防止するため、流出のおそれがある箇所への倒木処理を推進するとともに、集落、農地、生活道路等に隣接した森林の整備を行うことにより、風雪害による倒木、それにより誘発される土砂崩壊、雪崩に

による被害を防止する必要がある。

- ・ 木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、市産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する必要がある。
- ・ 適切な森林整備を継続的に実施するため、新規林業就労者の支援や、林業技術者の実地研修等により、林業の担い手確保・育成を推進する必要がある。

【観光施設の耐震強化及び防火対策の推進】 1-1 5-1 7-1 8-4

- ・ 観光施設の耐震設備や防火設備を定期的に点検し、必要に応じて補強を行う必要がある。
- ・ 観光施設等において火災、地震に対する避難訓練を定期的に行う必要がある。

【外国人観光客への避難誘導の実施】 2-4

- ・ 外国人観光客向けの避難情報の多言語化を推進するとともに、情報発信方法の整備等を促進する必要がある。

【帰宅困難観光客等の誘導、受入れの体制の整備】 2-4

- ・ 大規模災害時に多数の観光客等の帰宅困難者が発生すると予想されるため、避難誘導、受入れ、備蓄品の配布等及び情報提供の方法について、マニュアル化を進めるなど、避難誘導体制の強化を図る必要がある。
- ・ 「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置及び、帰宅困難者等に必要な物資の備蓄など防災機能を強化する必要がある。

【冬季観光事業者の災害対応力の強化】 1-4 5-1

- ・ 市内には大規模なスキー場が多数存在し、毎年多くの観光客が訪れている。豪雪等の大雪災害からスキー客等の安全確保を図るため、郡上市スキー観光安全対策協議会が主体となって冬季観光客の安全対策に取り組む必要がある。

【事業者の事業継続支援】 5-1

- ・ 市内事業者の災害対応力を強化するため、事業継続意識の向上に向けた啓発を強化するとともに、事業者の事業継続計画（BCP）策定を支援する必要がある。
- ・ 商工会や産業支援センターなどの関係機関と事業継続に係る連携を強化する必要がある。

【燃料供給施設の事業継続支援】 6-1

- ・ 市民生活に必要な燃料供給施設の事業継続力を向上させるため、施設の修繕や備品整備等の支援を推進する必要がある。

【企業誘致の推進、企業立地の促進】 5-1

- ・ 市内産業の生産力を強化と、他地域との競争力向上につなげるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道との結節点という立地条件を活かし、製造業や物流施設等の企業誘致を推進する必要がある。

【小水力等再生可能エネルギーの活用推進】 6-1

- ・ 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の創出と活用の取り組みを検討するとともに、農業水利施設等を活用した小水力発電施設の整備や保全及び、木質バイオマス発電の導入等を推進する必要がある。
- ・ 木質バイオマス発電燃料の安定供給を図るため、林地に残された未利用材の搬出を推進する必要がある。

(6) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化（道路整備）～

【道路ネットワークの確保】

(狭隘箇所等の整備推進) 2-2 5-2 6-3

- ・ 山間地域に位置する本市においては、人、物の移動、輸送手段を車に大きく依存している。大規模災害時に地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、市管理道路をはじめとした、地域を繋ぐ道路整備を推進する必要がある。
- ・ とくに、狭隘箇所や崩落、落石危険箇所のある道路は、消火活動や救急活動をはじめ、災害時の避難行動の妨げとなることから、拡幅等の工事を推進する必要がある。

(沿道林の整備推進) 6-3 1-4 2-2 4-1 6-1 5-2

- ・ 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する必要がある。

(無電柱化等の推進) 6-3 5-2

- ・ 本市においては「郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区」において無電柱化事業を実施しているが、幹線道路等については未実施である。防災拠点を結ぶ緊急輸送道路等について、大規模災害時のルート確保の必要性及び整備効果が高い箇所を選定し無電柱化等を推進する必要がある。

(農林道の整備推進) 2-2 5-2 6-3

- ・ 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する必要がある。
- ・ 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に林道整備を推進する必要がある。

【広域的幹線道路の整備促進】 5-2 6-3

- ・ 切迫する南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、発災時には日本海側から太平洋沿岸の被災地へ支援物資の運搬など復興支援バックアップが期待される。福井県境に接する本市の地域性と、代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道へつながるアクセス道の強化を図るとともに、直轄管理国道及び濃飛横断自動車道をはじめとした主要な骨格幹線道路の整備を促進し、広域的かつ高規格の幹線道路を軸とした市内の幹線道路ネットワークを構築する必要がある。
- ・ 広域幹線道路ネットワークは、災害発生時の避難や救急救援物資の輸送、ライフラインの早期復旧などの役割を果たすだけでなく、地域資源を活かした産業の活性化や広域的な経済活動を促進する効果が期待されるため、今後も継続して広域的な幹線道路ネットワークの構築に取り組む必要がある。

【道路施設の維持、長寿命化対策の推進】 5-2 6-3

- ・ 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化の進行が見込まれるため「郡上市道路橋梁維持管理個別施設計画及び「郡上市道路トンネル維持管理個別施設計画」を策定し修繕を進めている。今後も引き続き計画的な点検、補修等を実施する必要がある。
- ・ 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあるため、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復等を地下構造物の管理者と連

携して実施する必要がある。

【道路啓開の迅速な実施】 1-1 1-2 2-2 5-2 6-3

- ・ 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と情報共有を図るとともに連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

【道路除雪体制及び監視体制の強化】 1-4 2-2 5-2 6-3 4-2

- ・ 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する必要がある。
- ・ 大雪、暴風雪警報等の発令時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う必要がある。
- ・ 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る必要がある。

【地域交通事業者の災害対応力の強化、車両整備の推進】 6-3 1-4 5-2

- ・ 災害時における市民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討するとともに、代替交通を確保するため、鉄道及びバスの連携体制を構築する必要がある。
- ・ 気象警報等発令の際は、気象情報や道路河川、発災状況など関係機関から情報収集を行い、交通事業者と連携のうえ、安全を最優先とした的確な運行体制を講じ、速やかに利用者への周知を行う必要がある。
- ・ 安全運行を確保するため、適正な車両整備を推進する必要がある。

【鉄道の老朽化対策、存続支援】 5-2 6-3

- ・ 長良川鉄道の安全運行を確保するため、老朽化した施設の整備や安全対策を重点的に支援する必要がある。また、地域を支える重要な交通機関であることから、引き続き利用促進や経営に対し支援を行う必要がある。
- ・ 鉄道の長期にわたる機能停止に備え、代替交通を確保するため、市内交通事業者との連携体制を構築する必要がある。

(7) 国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～

【総合的な土砂災害対策の推進】 1-2

- ・ 近年、台風等の豪雨や局地的豪雨が増加している。市内には土砂災害の恐れのある区域が多数存在しており、治山整備、急傾斜地、土砂災害対策等の災害防止対策を県と連携して計画的に実施する必要がある。
- ・ また、土砂災害発生の危険度をより詳細に示したメッシュ情報等の提供など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する必要がある。

【総合的な水害対策の推進】 1-3 7-2

- ・ 本市は、急峻な山々に囲まれて網の目のように河川が流れる地形が多く、集中豪雨などによる水害や土砂災害が発生しやすいことから、災害を未然に防ぐための危険箇所の早期解消を図るため、河川管理者と連携した河川整備を促進するとともに、洪水時の河川情報の充実を図るなど、ハード対策・ソフト対策の両面にわたって防災・減災対策を推進する必要がある。
- ・ また、平成30年7月豪雨で被害が発生した市が管理する普通河川において、河道拡幅等の河

川整備を進め、早期に治水安全度の向上を図る必要がある。

【ため池の防災対策の推進】 7-2 1-3

- ・ 農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強等のハード対策を計画的に推進する必要がある。また、大規模地震や異常豪雨により災害発生のおそれがあるため池について、ハザードマップを作成し、危険箇所を地域住民に周知する必要がある。

【災害対策資機材の確保、充実】 8-2

- ・ 被災箇所の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き平時に災害時応急対策用資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を行い、災害に備える必要がある。

【火山災害対策の推進】 1-2

- ・ 平成 26 年 9 月の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、活火山である白山への登山届が義務化された。本市には、白山への登山口を有していることから、登山届の提出を促進し、登山者の把握と安全啓発を促進する必要がある。
- ・ 白山火山連絡協議会など関係機関と連携を図りながら情報伝達訓練や実動訓練などの防災訓練を継続的に実施する必要がある。

【建設業の担い手育成、確保】 8-2

- ・ 地域の復旧、復興の中心となる建設業を担う人材の育成、確保を図るため、魅力ある労働環境の整備をはじめ、担い手確保につながる魅力発信等を促進することにより、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する必要がある。

(8) 環境 ～廃棄物対策～

【災害廃棄物対策の推進】 8-1

- ・ 大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失及び浸水等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも迅速にごみを処理する体制を整えているが、より実効性を高めるための見直しを随時行って、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。
- ・ 強靱な廃棄物処理施設を維持するとともに、停電等による廃棄物処理施設の機能低下を防ぐため、代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを各施設に整備する必要がある。

【河川に流出したごみ等の撤去】 8-1

- ・ 河川断面及び流下能力を阻害している流木、河道内樹木の撤去等、河川管理者が実施する災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去することにより、河川環境の保全を推進する必要がある。

【横断的分野】

(9) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～

【自主防災組織等の育成強化】2-3 2-6 3-1 8-4 2-2

- ・ 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人たちのコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、自主防災組織を育成するとともに、活動の活性化を図る必要がある。
- ・ 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、だれにでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを強化する必要がある。
- ・ 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める必要がある。
- ・ 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成するとともに、減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成し、自主防災組織との連携を強化する必要がある。
- ・ 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。

【防災教育の推進】4-2

- ・ 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、水害や土砂災害などのリスクがある幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、避難訓練と合わせて、地域の災害リスク等を理解させる防災教育を推進する必要がある。
- ・ 学校において、家庭や地域と連携した「命を守る」防災教育の取り組みを継続的に進めるとともに、学校の実情に応じた実効性のある自主的な取り組みの拡大に努める必要がある。

【小中学校の危機管理マニュアル整備】4-2

- ・ 災害時において児童生徒の安全を確保するため、それぞれの小中学校の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応した実効性の高い危機管理マニュアルに見直す必要がある。

【土砂災害及び浸水害の警戒情報の提供】4-2 1-2 1-3

- ・ 突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）により急激に河川水位が上昇、また土中雨量が上昇するなどの事象が頻発化しており、今後、さらに地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが危惧されることから、県が指定する土砂災害特別警戒区域等をもとにした土砂災害ハザードマップ及び、洪水浸水想定区域図をもとにした洪水ハザードマップを作成し、居住地の災害リスク情報を市民へ提供し、被災時の避難経路等を確認してもらうなど防災意識の啓もうを推進する必要がある。

【消防団員等人材の確保】2-3 8-2

- ・ 地域の防災力を維持するため、県と連携したキャンペーン等の実施や地域ぐるみで消防力を応援する取り組み等により、団員の確保を図る必要がある。

【被災建築物応急危険度判定士の育成】8-2 3-1

- ・ 大規模地震発生時において、被災した住宅の危険度判定を円滑に実施するため、被災建築物応急危険度判定士の資格取得を推進し、危険度判定体制の強化を図る必要がある。

(10) 官民連携／まちづくり ～民間リソースを活かした対応力強化～

【移住、定住、交流推進】 8-3

- ・ 発災後に地域の活性化を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするために、都市住民等を受け入れる移住や定住、交流人口の増加等につながる、地域間交流の開催や空き家、就業情報等の提供などの支援対策を総合的に推進する必要がある。

【小さな拠点とネットワークの推進】 8-3

- ・ 市では、小さな拠点とネットワークの形成に当たり、行政サービスの諸機能を有し、市域間でネットワークを構築できる旧町村の単位を「小さな拠点エリア」として設定している。小さな拠点エリアにおいて「防災・減災」「自助・共助」等の活動を機能させ、未充足の分野を市域内のネットワークで補完するために、小さな拠点とネットワークの考え方を広く周知するとともに、活動拠点の設定を促進し、地域経営を組織する仕組みづくりを進める必要がある。

(11) 老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

【公共建築物等の耐震化及び老朽化対策】 3-1 1-1

- ・ 公共建築物等の耐震化及び老朽化対策については、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。とくに平成 28 年 4 月の熊本地震において、避難所として指定された建築物の建築非構造部材が落下等することにより機能継続が困難となった事例が発生するなど、防災拠点となる建築物の建築非構造部材の耐震安全性の確保がこれまで以上に求められていることから、建築非構造部材（外壁、扉、ガラス、天井、間仕切り等）の耐震化も計画的に進める必要がある。
- ・ 公共建築物等の計画的な改修及び更新は、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する必要がある。

【教育、文化施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】

（小中学校施設非構造部材耐震化事業） 1-1

- ・ 特定天井等を有していない屋内運動場等や、校舎棟で 200 ㎡を超える吊り天井を有する教室については、落下防止についての点検調査を実施していない。これらの施設は、地震時に落下する恐れがあるため、速やかに点検調査を実施し、その状況を踏まえ、緊急性のあるものについては早急に改善工事を計画する必要がある。

（八幡城天守耐震補強事業） 8-4 1-1

- ・ 多くの観光客が訪れる八幡城について、地震等による石垣及び天守の崩壊を防ぐために石垣の調査及び改修、また天守の耐震補強を実施する必要がある。
- ・ 近年世界遺産等が火災で滅失していることから、八幡城の耐震補強と併せて防火対策についても強化する必要がある。

別紙3 リスクシナリオごとの推進方針

1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や、住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生

【住宅、建築物等の耐震化、防火対策の推進】

(住宅の耐震化の推進) 1-2 7-1

- ・ 住宅、建築物の倒壊は、人命や財産を奪うだけでなく、避難の妨げや火災の発生にもつながる。このため、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る。また、土砂災害特別警戒区域内においても安心して暮らせるよう、壁や基礎などの強化を行い、土砂災害に強い住宅づくりを推進する。

(住宅等の防火、防災対策の推進) 1-2 7-1

- ・ 住宅火災による死者を低減するため、住宅用火災警報器の設置率の向上を図るとともに、感震ブレーカー、住宅用消火器及び防災製品の必要性を認識させるなど火災予防を推進する。
- ・ 過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。
- ・ 危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と発災時における危険物等の保安を確保するための措置を講じる。

(緊急輸送道路沿道建築物の耐震化) 5-2 6-3 7-1

- ・ 緊急輸送道路沿いの建築物の倒壊は、円滑な避難はもとより、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る。

(ブロック塀等の除却推進)

- ・ 市内に点在するブロック塀等は、避難所への避難路や児童生徒の通学路沿道にある場合もあり、巨大地震が発生した場合において、倒壊の危険性があるので除却の必要性や安全確保について意識付けを行うとともに、危険ブロック塀の除去等が進むよう支援する。

(空き家対策の推進)

- ・ 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、所有者への適正管理の意識啓発や自力救済（活用、取り壊し）の依頼、相談体制の整備等、総合的な空き家対策を推進する。

【公共建築物等の耐震化及び老朽化対策】 3-1

- ・ 公共建築物等の耐震化及び老朽化対策については、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行う。とくに平成 28 年 4 月の熊本地震において、避難所として指定された建築物の建築非構造部材が落下等することにより機能継続が困難となった事例が発生するなど、防災拠点となる建築物の建築非構造部材の耐震安全性の確保がこれまで以上に求められていることから、建築非構造部材（外壁、扉、ガラス、天井、間仕切り等）の耐震化も計画的に進める。
- ・ 公共建築物等の計画的な改修及び更新は、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する。

【消防庁舎の老朽化対策】3-1 2-3

- ・ 消防防災拠点である「市消防本部、郡上中消防署」「郡上北消防署」「南出張所」庁舎は、耐震基準は満たしているが、法定耐用年数から見ると老朽化が進んでいるため、施設の修繕を推進するとともに、大規模改修等を検討する。
- ・ 大規模改修等については、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する。

【社会福祉施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】2-5

- ・ 民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。
- ・ 非常災害対策計画の策定状況について早急に確認をし、未策定の場合は策定を支援する。
- ・ 停電による施設の機能低下を防ぐため、国庫補助事業などの活用を促すなど自家発電装置の設置を推進する。
- ・ 多様な災害に確実かつ迅速に対応できるよう、関係機関と連携した避難訓練の実施を支援する。
- ・ 土砂災害危険区域又は洪水危険区域に立地する、郡上偕楽園をはじめとする介護老人福祉施設の移転に向けた調査、検討を行う。

【医療施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】2-5

- ・ 市民病院は、建設から13年以上が経過し、設備の老朽化も進んできたため、災害時に医療機能が低下しないための施設・設備の定期点検の実施、不具合部分の計画的修繕や更新など行うとともに、自家発電装置等のある地下室への浸水対策を検討する。

【観光施設の耐震強化及び防火対策の推進】5-1 7-1 8-4

- ・ 観光施設の耐震設備や防火設備を定期的に点検し、必要に応じて補強を行う。
- ・ 観光施設等において火災、地震に対する避難訓練を定期的に実施する。

【教育、文化施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】

（小中学校施設非構造部材耐震化事業）

- ・ 特定天井等を有していない屋内運動場等や、校舎棟で200㎡を超える吊り天井を有する教室については、落下防止についての点検調査を実施していない。これらの施設は、地震時に落下する恐れがあるため、速やかに点検調査を実施し、その状況を踏まえ、緊急性のあるものについては早急に改善工事を計画する。

（八幡城天守耐震補強事業）8-4

- ・ 多くの観光客が訪れる八幡城について、地震等による石垣及び天守の崩壊を防ぐために石垣の調査及び改修、また天守の耐震補強を実施する。
- ・ 近年世界遺産等が火災で滅失していることから、八幡城の耐震補強と併せて防火対策についても強化する。

【指定避難所の耐震化推進】2-6

- ・ 本市では、指定避難所を公共施設のみで確保することは困難であるため自治会が管理する集会施設等を避難所に指定している。地震災害に対応する指定避難所は、耐震化されていることが必要であるため、自治会が実施する耐震化工事に補助金を交付して耐震化を推進する。
- ・ 浸水害に対応した指定避難所の中で、耐震化が完了していない施設については、地震災害にも対応できるよう耐震化を進める。

【大規模避難所、防災物流拠点の整備推進】 2-1 2-4 8-2

- ・ 長良川上流断層帯地震など大規模地震発生時において、市内住宅密集地からの避難者及び、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道を利用する帰宅困難者等の発生が想定され、これらの多くの避難者を受け入れることが可能な防災備蓄品を保有する防災物流拠点を兼ね備えた大規模避難所の整備を推進する。
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合、太平洋沿岸は巨大津波により壊滅的な被害を受ける可能性がある。太平洋沿岸の被災地への支援物資の運搬や復旧及び復興支援は日本海側からアクセスするのが効果的であるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道が連結する白鳥インター周辺に防災物流拠点の整備を促進する。

【公園整備の促進】7-1

- ・ 公園施設は、地震災害時に避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備に努める。
- ・ 公園施設の老朽化が進んでいることから、新たに作成する公園施設修繕計画に基づき更新、維持管理に努める。

【大規模盛土造成地対策】

- ・ 大規模盛土造成地の調査は、岐阜県により一次スクリーニングが実施されており、今後二次スクリーニングの実施等について検討する。
- ・ 県ホームページにおいて県内市町村の大規模盛土造成地を公表している。今後は造成地の安全性の把握を進め、郡上市内において危険な宅地がある場合は対策工事を行う。

【道路啓開の迅速な実施】 1-2 2-2 5-2 6-3

- ・ 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と情報共有を図るとともに連携した訓練を継続的に実施する。

1-2) 大規模な火山噴火及び豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生**【火山災害対策の推進】**

- ・ 平成 26 年 9 月の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、活火山である白山への登山届が義務化された。本市には、白山への登山口を有していることから、登山届の提出を促進し、登山者の把握と安全啓発を促進する。
- ・ 白山火山連絡協議会など関係機関と連携を図りながら情報伝達訓練や実動訓練などの防災訓練を継続的に実施する。

【総合的な土砂災害対策の推進】

- ・ 近年、台風等の豪雨や局地的豪雨が増加している。市内には土砂災害の恐れのある区域が多数存在しており、治山整備、急傾斜地、土砂災害対策等の災害防止対策を県と連携して計画的に実施する。
- ・ また、土砂災害発生の危険度をより詳細に示したメッシュ情報等の提供など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する。

【土砂災害及び浸水害の警戒情報の提供】1-3 4-2

- ・ 突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）により急激に河川水位が上昇、また土中雨量が上昇するなどの事象が頻発化しており、今後、さらに地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが危惧されることから、県が指定する土砂災害特別警戒区域等をもとにした土砂災害ハザードマップ及び、洪水浸水想定区域図をもとにした洪水ハザードマップを作成し、居住地の災害リスク情報を市民へ提供し、被災時の避難経路等を確認してもらうなど防災意識の啓もうを推進する。

【道路啓開の迅速な実施】1-1 2-2 5-2 6-3

- ・ 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と情報共有を図るとともに連携した訓練を継続的に実施する。

【住宅、建築物等の耐震化、防火対策の推進】**（住宅の耐震化の推進）1-1 7-1**

- ・ 住宅、建築物の倒壊は、人命や財産を奪うだけでなく、避難の妨げや火災の発生にもつながる。このため、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る。また、土砂災害特別警戒区域内においても安心して暮らせるよう、壁や基礎などの強化を行い、土砂災害に強い住宅づくりを推進する。

（住宅の防火、防災対策の推進）

- ・ 危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と発災時における危険物等の保安を確保するための措置を講じる。

【要配慮者施設の避難計画策定の促進】1-3 2-5 4-2

- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。

【災害に強い森林づくり】1-3 7-3

- ・ 本市は市域の90%を森林が占めており、台風、豪雨時に山腹崩壊や溪流浸食の発生が危惧される。山地災害等を防止するため、間伐等の森林整備を計画的に実施することにより、水源涵養機能、土砂災害防止機能など森林の持つ公益的機能の維持増進を図る。
- ・ 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、郡上市森林マネジメント協議会等関係機関と連携して森林整備を促進する。
- ・ 林内の倒木等が豪雨時に下流へ流出し、民家・道路等に被害をおよぼすことを未然に防止するため、流出のおそれがある箇所への倒木処理を推進するとともに、集落、農地、生活道路等に隣接した森林の整備を行うことにより、風雪害による倒木、それにより誘発される土砂崩壊、雪崩による被害を防止する。
- ・ 木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、市産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する。
- ・ 適切な森林整備を継続的に実施するため、新規林業就労者の支援や、林業技術者の実地研修等により、林業の担い手確保・育成を推進する。

1-3) 突発的又は広域的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【総合的な水害対策の推進】7-2

- ・ 本市は、急峻な山々に囲まれて網の目のように河川が流れる地形が多く、集中豪雨などによる水害や土砂災害が発生しやすいことから、災害を未然に防ぐための危険箇所の早期解消を図るため、河川管理者と連携した河川整備を促進するとともに、洪水時の河川情報の充実を図るなど、ハード対策・ソフト対策の両面にわたって防災・減災対策を推進する。
- ・ また、平成30年7月豪雨で被害が発生した市が管理する普通河川において、河道拡幅等の河川整備を進め、早期に治水安全度の向上を図る。

【土砂災害及び浸水害の警戒情報の提供】1-2 4-2

- ・ 突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）により急激に河川水位が上昇、また土中雨量が上昇するなどの事象が頻発化しており、今後、さらに地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが危惧されることから、県が指定する土砂災害特別警戒区域等をもとにした土砂災害ハザードマップ及び、洪水浸水想定区域図をもとにした洪水ハザードマップを作成し、居住地の災害リスク情報を市民へ提供し、被災時の避難経路等を確認してもらうなど防災意識の啓もうを推進する。

【ため池の防災対策の推進】7-2

- ・ 農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強等のハード対策を計画的に推進する。また、大規模地震や異常豪雨により災害発生のあるため池について、ハザードマップを作成し、危険箇所を地域住民に周知する。

【要配慮者施設の避難計画策定の促進】1-2 2-5 4-2

- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。

【農地の適切な保全管理】5-3 7-3

- ・ 農地が有する保水効果など、防災や環境保全等の多面的機能を増進するため、担い手の育成や、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みを促進する。

【災害に強い森林づくり】1-2 7-3

- ・ 本市は市域の90%を森林が占めており、台風、豪雨時に山腹崩壊や溪流浸食の発生が危惧される。山地災害等を防止するため、間伐等の森林整備を計画的に実施することにより、水源涵養機能、土砂災害防止機能など森林の持つ公益的機能の維持増進を図る。
- ・ 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、郡上市森林マネジメント協議会等関係機関と連携して森林整備を促進する。
- ・ 林内の倒木等が豪雨時に下流へ流出し、民家・道路等に被害をおよぼすことを未然に防止するため、流出のおそれがある箇所の倒木処理を推進するとともに、集落、農地、生活道路等に隣接した森林の整備を行うことにより、風雪害による倒木、それにより誘発される土砂崩壊、雪崩による被害を防止する。
- ・ 木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、市産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する。

- ・ 適切な森林整備を継続的に実施するため、新規林業就労者の支援や、林業技術者の実地研修等により、林業の担い手確保・育成を推進する。

1-4) 暴風雪や豪雪、雪崩等による多数の死傷者の発生

【道路除雪体制及び監視体制の強化】2-2 5-2 6-3 4-2

- ・ 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する。
- ・ 大雪、暴風雪警報等の発令時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う。
- ・ 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る。

【道路ネットワークの確保】(沿道林の整備推進)2-2 4-1 5-2 6-1 6-3

- ・ 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する。

【地域交通事業者の災害対応力の強化、車両整備の推進】5-2 6-3

- ・ 災害時における市民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討するとともに、代替交通を確保するため、鉄道及びバスの連携体制を構築する。
- ・ 気象警報等発令の際は、気象情報や道路河川、発災状況など関係機関から情報収集を行い、交通事業者と連携のうえ、安全を最優先とした的確な運行体制を講じ、速やかに利用者への周知を行う。
- ・ 安全運行を確保するため、適正な車両整備を推進する。

【冬季観光事業者の災害対応力の強化】5-1

- ・ 市内には大規模なスキー場が多数存在し、毎年多くの観光客が訪れている。豪雪等の大雪災害からスキー客等の安全確保を図るため、郡上市スキー観光安全対策協議会が主体となって冬季観光客の安全対策に取り組む。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【災害時非常用物資の備蓄推進】2-2

- ・ 災害用備蓄品は、長期保存が可能なものから比較的短期で更新を要するものまで様々であり、整備計画に基づいて定期的かつ効率的な更新に努める。
- ・ 災害備蓄品の適正管理のため、保管倉庫等の整備を推進する。
- ・ 市内全域で大規模災害が発生した場合、市の備蓄品のみで対応することは困難と想定されることや、大規模災害で道路が寸断し集落が孤立することなどのリスクを回避するため、家庭や地域での備蓄品の整備を促進する。

【災害時応援協定の締結促進】2-3 2-6 3-1 5-3

- ・ 大規模災害が発生した場合には、市の災害用備蓄品だけでは、市民生活を確保することが困難であることが想定されるため、自治体や民間企業等との災害時応援協定を拡充し、食料、生活必需品、防災資機材等の供給体制の強化を図る。
- ・ 災害時応援協定先と大規模現地訓練等を通じて「顔の見える関係」の構築に努める。

【受援体制の整備】2-3 2-6 3-1

- ・ 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく。

【大規模避難所、防災物流拠点の整備推進】1-1 2-4 8-2

- ・ 長良川上流断層帯地震など大規模地震発生時において、市内住宅密集地からの避難者及び、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道を利用する帰宅困難者等の発生が想定され、これらの多くの避難者を受け入れることが可能な防災備蓄品を保有する防災物流拠点を兼ね備えた大規模避難所の整備を推進する。
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合、太平洋沿岸は巨大津波により壊滅的な被害を受ける可能性がある。太平洋沿岸の被災地への支援物資の運搬や復旧及び復興支援は日本海側からアクセスするのが効果的であるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道が連結する白鳥インター周辺に防災物流拠点の整備を促進する。

【上下水道の耐震、老朽化対策の推進】6-2

- ・ 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持するため、水道施設の点検・修繕を行い、延命化に努めるとともに、水道事業ビジョンにより計画的に施設更新を行う。また、周辺自治体と連携する応急給水、及び応急復旧の体制強化に努める。
- ・ 下水道ストックマネジメント計画により、計画的に下水施設の更新を行う。また、耐震化を推進するとともに、統合事業により下水道処理施設の効率化を図る。
- ・ 長期的な污水处理機能を確保するため、農業集落排水施設最適化整備構想に基づき、機能強化事業を推進し、污水处理機能の維持に努める。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生**【道路ネットワークの確保】****（狭隘箇所等の整備推進）5-2 6-3**

- ・ 山間地域に位置する本市においては、人、物の移動、輸送手段を車に大きく依存している。大規模災害時に地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、市管理道路をはじめとした、地域を繋ぐ道路整備を推進する。
- ・ とくに、狭隘箇所や崩落、落石危険箇所のある道路は、消火活動や救急活動をはじめ、災害時の避難行動の妨げとなることから、拡幅等の工事を推進する。

（沿道林の整備推進）1-4 4-1 5-2 6-1 6-3

- ・ 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施している

が、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する。

（農林道の整備推進）5-2 6-3

- ・ 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する。
- ・ 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に林道整備を推進する。

【道路啓開の迅速な実施】1-1 1-2 5-2 6-3

- ・ 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と情報共有を図るとともに連携した訓練を継続的に実施する。

【緊急ヘリポートの確保】

- ・ 市内には、ヘリポート専用の場外離着陸場が1箇所であり、多発した孤立集落の発生に対して迅速に国や県の支援を受けるためにはヘリポートが必要である。崖崩れ等が発生して陸路が遮断され、孤立が予想される地域にはヘリポートの計画的な整備を推進する。

【道路除雪体制及び監視体制の強化】1-4 4-2 5-2 6-3

- ・ 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する。
- ・ 大雪、暴風雪警報等の発令時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う。
- ・ 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る。

【孤立集落への情報伝達手段の確保】4-1

- ・ 孤立集落に支援を行ううえで通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信機器用の非常用電源の整備を推進する。

【災害時非常用物資の備蓄推進】2-1

- ・ 災害用備蓄品は、長期保存が可能なものから比較的短期で更新を要するものまで様々であり、整備計画に基づいて定期的かつ効率的な更新に努める。
- ・ 災害備蓄品の適正管理のため、保管倉庫等の整備を推進する。
- ・ 市内全域で大規模災害が発生した場合、市の備蓄品のみで対応することは困難と想定されることや、大規模災害で道路が寸断し集落が孤立することなどのリスクを回避するため、家庭や地域での備蓄品の整備を促進する。

【自主防災組織等の育成強化】2-3 2-6 3-1 8-4

- ・ 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人たちのコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、自主防災組織を育成するとともに、活動の活性化を図る。
- ・ 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、だれにでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを強化する。
- ・ 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める。
- ・ 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成するとともに、減災と地域防災力向上のた

めに活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成し、自主防災組織との連携を強化する。

- ・ 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。

2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

【業務継続体制の強化(消防部門)】 3-1

- ・ 大規模災害発生時にも消防等における災害対応業務を実施しつつ、通常業務を維持するため、郡上市業務継続計画の検証を行い、非常時優先業務と人員計画の不断の見直しを行う。
- ・ 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確保を検討する。
- ・ 岐阜県緊急消防援助隊受援計画に基づき、郡上市消防本部受援計画の見直しを行う。

【消防庁舎の老朽化対策】 1-1 3-1

- ・ 消防防災拠点である「市消防本部、郡上中消防署」「郡上北消防署」「南出張所」庁舎は、耐震基準は満たしているが、法定耐用年数から見ると老朽化が進んでいるため、施設の修繕を推進するとともに、大規模改修等を検討する。
- ・ 大規模改修等については、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する。

【災害時応援協定の締結促進】 2-1 2-6 3-1 5-3

- ・ 大規模災害が発生した場合には、市の災害用備蓄品だけでは、市民生活を確保することが困難であることが想定されるため、自治体や民間企業等との災害時応援協定を拡充し、食料、生活必需品、防災資機材等の供給体制の強化を図る。
- ・ 災害時応援協定先と大規模現地訓練等を通じて「顔の見える関係」の構築に努める。

【受援体制の整備】 2-1 2-6 3-1

- ・ 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく。

【消防力の強化】

（常備消防力の充実）

- ・ 大規模災害発生時においても災害活動等に支障をきたさないようにするため、適正な職員体制を検討する。
- ・ 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、隣接市以外での応援体制を検討する。
- ・ 消防の対応力強化のため、情報通信基盤や装備資機材の配備増強、更新を計画的に推進するとともに、更新された機器等について、職員の使用方法の習熟を図る。
- ・ 複雑、多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る。

（消防設備、資機材の整備）

- ・ 災害対策の要となる消防団の消防力維持、強化のため、小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車、消防ポンプ車等を計画的に更新整備するとともに、災害時の救助活動に必要な投光器や発電

機等の資機材の整備を推進する。

- ・ 火災の拡大を、早期の初期消火により防止するため、耐震性貯水槽や消火栓等の防火水利を計画的に整備する。

（消防団の災害対応力の強化）

- ・ 消防本部と消防団との連携強化を構築するため、各災害対応訓練を計画的に実施する。
- ・ 隣接地域への応援出動を迅速に実施するため、消防団各方面隊に対し、応援活動を想定した訓練を定期的な実施する。
- ・ 大規模災害時には、防災関係機関による救助活動が遅延するおそれがあるため、地域住民による自主的な防災活動が出来るよう消防団と自主防災組織との連携強化を図る。

【消防団員等人材の確保】 8-2

- ・ 地域の防災力を維持するため、県と連携したキャンペーン等の実施や地域ぐるみで消防力を応援する取組み等により、団員の確保を図る。

【自主防災組織等の育成強化】 2-2 2-6 3-1 8-4

- ・ 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで作る」という地域の人たちのコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、自主防災組織を育成するとともに、活動の活性化を図る。
- ・ 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、だれにでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを強化する。
- ・ 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める。
- ・ 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成するとともに、減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成し、自主防災組織との連携を強化する。
- ・ 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。

2-4) 観光客等の想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

【帰宅困難観光客等の誘導、受入れの体制の整備】

- ・ 大規模災害時に多数の観光客等の帰宅困難者が発生すると予想されるため、避難誘導、受入れ、備蓄品の配布等及び情報提供の方法について、マニュアル化を進めるなど、体制の強化を図る。
- ・ 「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置及び、帰宅困難者等に必要な物資の備蓄など防災機能を強化する。

【外国人観光客への避難誘導の実施】

- ・ 外国人観光客向けの避難情報の多言語化を推進するとともに、情報発信方法の整備等を促進する。

【大規模避難所、防災物流拠点の整備推進】 1-1 2-1 8-2

- ・ 長良川上流断層帯地震など大規模地震発生時において、市内住宅密集地からの避難者及び、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道を利用する帰宅困難者等の発生が想定され、これらの多くの

避難者を受け入れることが可能な防災備蓄品を保有する防災物流拠点を兼ね備えた大規模避難所の整備を推進する。

- ・ 南海トラフ地震が発生した場合、太平洋沿岸は巨大津波により壊滅的な被害を受ける可能性がある。太平洋沿岸の被災地への支援物資の運搬や復旧及び復興支援は日本海側からアクセスするのが効果的であるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道が連結する白鳥インター周辺に防災物流拠点の整備を促進する。

2-5) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災による医療機能の麻痺

【医療施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】1-1

- ・ 市民病院は、建設から13年以上が経過し、設備の老朽化も進んできたため、災害時に医療機能が低下しないための施設・設備の定期点検の実施、不具合部分の計画的修繕や更新など行うとともに、自家発電装置等のある地下室への浸水対策を検討する。

【病院医療器材の自衛的備蓄対策の推進】

- ・ 災害時の医療器材の需要に対応するため、医薬品、食料、非常用自家発電装置の燃料等の備蓄を推進する。
- ・ 非常用自家発電設備用の燃料を確保するために燃料供給事業者との連携強化を図る。

【事業継続計画の強化】(病院部門) 3-1

- ・ 災害時にも、患者や地域住民の生命や身体の安全に対応するため、医療を継続して提供するための病院機能を維持し、または機能停止・喪失状態を迅速に復旧させるための事業継続計画(BCP)の見直しを行う。

【災害医療体制の整備、充実】

- ・ 大規模災害を想定した現場設営やトリアージ訓練、非常参集訓練を年2回以上実施するとともに、地域災害拠点病院との連携体制の強化、医療支援チーム(DMAT)の受援体制の整備等を推進する。
- ・ 災害時における医師等医療従事者を確保するため、医師会等関係機関との連携強化を図る。

【社会福祉施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】1-1

- ・ 民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。
- ・ 非常災害対策計画の策定状況について早急を確認をし、未策定の場合は策定を支援する。
- ・ 停電による施設の機能低下を防ぐため、国庫補助事業などの活用を促すなど自家発電装置の設置を推進する。
- ・ 多様な災害に確実かつ迅速に対応できるよう、関係機関と連携した避難訓練の実施を支援する。
- ・ 土砂災害危険区域又は洪水危険区域に立地する、郡上偕楽園をはじめとする介護老人福祉施設の移転に向けた調査、検討を行う。

【要配慮者施設の避難計画策定の促進】1-2 1-3 4-2

- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。

2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【安全性と良好な生活環境を備えた避難所の確保】

- ・ 避難所機能を強化するため、避難所運営に必要な資機材、設備等を計画的に整備するとともに、備蓄品の適切な維持、管理に努める。
- ・ 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、県の「避難所運営ガイドライン」を踏まえて、郡上市避難所運営マニュアルを改定する。
- ・ 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生、蔓延を防ぐための衛生、防疫体制を確立する。
- ・ 避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する。

【指定避難所の耐震化推進】 1-1

- ・ 本市では指定避難所を公共施設のみで確保することは困難であるため自治会が管理する集会施設等を避難所に指定している。地震災害に対応する指定避難所は、耐震化されていることが必要であるため、自治会が実施する耐震化工事に補助金を交付して耐震化を推進する。
- ・ 浸水害に対応した指定避難所の中で、耐震化が完了していない施設については、地震災害にも対応できるよう耐震化を進める。

【福祉避難所の運営体制確保】

- ・ 福祉避難所が円滑に運営できるよう、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練を支援するとともに、福祉避難所の充実、強化に向けて、福祉避難所管理団体との連携を強化する。

【災害時健康管理体制の整備】

- ・ 災害時において市民の健康管理が適切に展開できるよう、本市の「災害時保健活動～保健師編～」や、県、国が作成している災害時保健活動に基づき、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。
- ・ 感染症予防や食中毒予防、エコノミークラス症候群予防、熱中症予防等、事前に予測できる疾患に関して、平素からパンフレット等を用いた健康教育を推進する。
- ・ 慢性疾患の悪化やストレスによるメンタルヘルスの悪化を防ぐための、健康相談等の体制を整備する。

【災害時応援協定の締結促進】 2-1 2-3 3-1 5-3

- ・ 大規模災害が発生した場合には、市の災害用備蓄品だけでは、市民生活を確保することが困難であることが想定されるため、自治体や民間企業等との災害時応援協定を拡充し、食料、生活必需品、防災資機材等の供給体制の強化を図る。
- ・ 災害時応援協定先と大規模現地訓練等を通じて「顔の見える関係」の構築に努める。

【受援体制の整備】 2-1 2-3 3-1

- ・ 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく。

【円滑かつ迅速な応急住宅の供給】 8-2

- ・ 災害発生後に必要な応急住宅戸を建設する候補地について、県にから示された最大必要戸数を

満たしていないので、適切な候補地を確保する。

【自主防災組織等の育成強化】 2-2 2-3 3-1 8-4

- ・ 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人たちのコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、自主防災組織を育成するとともに、活動の活性化を図る。
- ・ 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、だれにでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを強化する。
- ・ 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める。
- ・ 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成するとともに、減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成し、自主防災組織との連携を強化する。
- ・ 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【業務継続体制の強化】4-2

- ・ 郡上市業務継続計画（BCP）を策定し、非常時優先業務や職員参集想定等を定めているが、計画が形骸化しないよう、職員への周知を図るとともに継続的な見直しを行う。
- ・ 非常時優先業務の執行環境を維持するため、主要庁舎の非常用電源等の確保、管理に努めるとともに、職員用非常食、飲料水等の計画的な備蓄を推進する。
- ・ 市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）を早期に策定する。

（消防部門） 2-3

- ・ 大規模災害発生時にも消防等における災害対応業務を実施しつつ、通常業務を維持するため、郡上市業務継続計画の検証を行い、非常時優先業務と人員計画の不断の見直しを行う。
- ・ 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確保を検討する。
- ・ 岐阜県緊急消防援助隊受援計画に基づき、郡上市消防本部受援計画の見直しを行う。

（上下水道部門） 6-2

- ・ 災害時において上下水道施設の機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制の検証を行い、非常時優先業務と人員計画等の不断の見直しを推進する。

（病院部門） 2-5

- ・ 災害時にも、患者や地域住民の生命や身体の安全に対応するため、医療を継続して提供するための病院機能を維持し、または機能停止・喪失状態を迅速に復旧させるための事業継続計画（BCP）を見直すなど業務継続体制を強化する。

【庁舎等防災拠点機能の強化】 4-1

- ・ 災害対策本部及び支部が設置される庁舎が、災害対応の中核拠点として機能できるよう、施設

の耐震性を高めるとともに、長時間稼働の非常用電源の確保や高効率照明機器、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

- ・ 本庁舎及び支所庁舎の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応できるよう、浸水対策や土砂災害対策を着実に推進する。

【公共建築物等の耐震化及び老朽化対策】1-1

- ・ 公共建築物等の耐震化及び老朽化対策については、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行う。とくに平成28年4月の熊本地震において、避難所として指定された建築物の建築非構造部材が落下等することにより機能継続が困難となった事例が発生するなど、防災拠点となる建築物の建築非構造部材の耐震安全性の確保がこれまで以上に求められていることから、建築非構造部材（外壁、扉、ガラス、天井、間仕切り等）の耐震化も計画的に進める。
- ・ 公共建築物等の計画的な改修及び更新は、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する。

【消防庁舎の老朽化対策】1-1 2-3

- ・ 消防防災拠点である「市消防本部」「郡上中消防署」「郡上北消防署」「南出張所」庁舎は、耐震基準は満たしているが、法定耐用年数から見ると老朽化が進んでいるため、施設の修繕を推進するとともに、大規模改修等を検討する。
- ・ 大規模改修等については、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する。

【災害時応援協定の締結促進】2-1 2-3 2-6 5-3

- ・ 大規模災害が発生した場合には、市の災害用備蓄品だけでは、市民生活を確保することが困難であることが想定されるため、自治体や民間企業等との災害時応援協定を拡充し、食料、生活必需品、防災資機材等の供給体制の強化を図る。
- ・ 災害時応援協定先と大規模現地訓練等を通じて「顔の見える関係」の構築に努める。

【受援体制の整備】2-1 2-3 2-6

- ・ 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく。

【被災建築物応急危険度判定士の育成】8-2

- ・ 大規模地震発生時において、被災した住宅の危険度判定を円滑に実施するため、被災建築物応急危険度判定士の資格取得を推進し、危険度判定体制の強化を図る。

【災害ボランティア対策】8-2 8-4

- ・ 災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、行政、郡上市社会福祉協議会、NPO、災害ボランティア団体等が連携、協働して活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を推進する。
- ・ 郡上市社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりを指導、支援する。

【自主防災組織等の育成強化】2-2 2-3 2-6 8-4

- ・ 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人たちのコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、自主防災組織を育成するとともに、活動の活性化を図る。

- ・ 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、だれにでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを強化する。
- ・ 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める。
- ・ 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成するとともに、減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成し、自主防災組織との連携を強化する。
- ・ 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【情報伝達手段の整備、確保】

- ・ 防災行政無線（同報系）は、令和4年11月末までにスプリアス規制に対応するための改修が必要であること、また、デジタル化の整備を行ってから10年以上が経過していることから、計画的な施設整備を推進する。
- ・ 長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するなど、情報伝達施設の適切な維持管理に努める。
- ・ 防災行政無線（移動系）は、市内の防災行政機関や公用車及び消防車両用に230機を配備している。災害時に確実に機能するよう適切な維持管理に努めるとともに、更新時期等を検討する。
- ・ 災害時における避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール（安心・安全メール、エリアメール）など、多様なツールを導入しているが、一層の充実や迅速化を進めるため、各種サービスの効果的な利用、情報伝達手段の多重化を推進する。

【庁舎等防災拠点機能の強化】3-1

- ・ 災害対策本部及び支部が設置される庁舎が、災害対応の中核拠点として機能できるよう、施設の耐震性を高めるとともに、長時間稼働の非常用電源の確保や高効率照明機器、再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- ・ 本庁舎及び支所庁舎の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応できるよう、浸水対策や土砂災害対策を着実に推進する。

【孤立集落への情報伝達手段の確保】2-2

- ・ 孤立集落に支援を行ううえで通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信機器用の非常用電源の整備を推進する。

【道路ネットワークの確保】(沿道林の整備推進)1-4 2-2 5-2 6-1 6-3

- ・ 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する。

4-2) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【業務継続体制の強化】 3-1

- ・ 郡上市業務継続計画（BCP）を策定し、非常時優先業務や職員参集想定等を定めているが、計画が形骸化しないよう、職員への周知を図るとともに継続的な見直しを行う。
- ・ 非常時優先業務の執行環境を維持するため、主要庁舎の非常用電源等の確保、管理に努めるとともに、職員用非常食、飲料水等の計画的な備蓄を推進する。
- ・ 市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）を早期に策定する。

【土砂災害及び浸水害の警戒情報の提供】 1-2 1-3

- ・ 突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）により急激に河川水位が上昇、また土中雨量が上昇するなどの事象が頻発化しており、今後、さらに地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが危惧されることから、県が指定する土砂災害特別警戒区域等をもとにした土砂災害ハザードマップ及び、洪水浸水想定区域図をもとにした洪水ハザードマップを作成し、居住地の災害リスク情報を市民へ提供し、被災時の避難経路等を確認してもらうなど防災意識の啓もうを推進する。

【要配慮者施設の避難計画策定の促進】 1-2 1-3 2-5

- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。

【災害時避難行動要支援者登録制度の推進】

- ・ 災害時避難行動要支援者登録制度について周知を行い、要支援者本人、支援関係者の防災意識向上を推進するとともに、支援関係者の名簿管理の徹底を図る。
- ・ ダイレクトメールの発送等により、定期的な要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、要支援者ごとに個別計画の策定を推進し、その実効性を確保する。

【避難所における情報収集、連絡手段の確保】

- ・ 指定緊急避難場所において情報収集等の通信手段を確保するため、テレビ視聴と公衆無線LAN（Wi-Fi）ができる環境を整備した。災害時、これらの施設が適切に稼働できるよう、平時からの維持管理に努める。
- ・ 未整備の避難場所については、災害リスクを検証し、必要に応じてテレビ視聴、無線通信環境を整備する。

【道路除雪体制及び監視体制の強化】 1-4 2-2 5-2 6-3

- ・ 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する。
- ・ 大雪、暴風雪警報等の発令時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う。
- ・ 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る。

【防災教育の推進】

- ・ 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、水害や土砂災害などのリスクがある幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、避難訓練と合わせて、地域の災害リスク等を理解さ

せる防災教育を推進する。

- ・ 学校において、家庭や地域と連携した「命を守る」防災教育の取り組みを継続的に進めるとともに、学校の実情に応じた実効性のある自主的な取り組みの拡大に努める。

【小中学校の危機管理マニュアル整備】

- ・ 災害時において児童生徒の安全を確保するため、それぞれの小中学校の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応した実効性の高い危機管理マニュアルに見直す。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

【事業者の事業継続支援】

- ・ 市内事業者の災害対応力を強化するため、事業継続意識の向上に向けた啓発を強化するとともに、事業者の事業継続計画（BCP）策定を支援する。
- ・ 商工会や産業支援センターなどの関係機関と事業継続に係る連携を強化する。

【企業誘致の推進、企業立地の促進】

- ・ 市内産業の生産力を強化と、他地域との競争力向上につなげるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道の結節点という立地条件を活かし、製造業や物流施設等の企業誘致を推進する。

【冬季観光事業者の災害対応力の強化】 1-4

- ・ 市内には大規模なスキー場が多数存在し、毎年多くの観光客が訪れている。豪雪等の大雪災害からスキー客等の安全確保を図るため、郡上市スキー観光安全対策協議会が主体となって冬季観光客の安全対策に取り組む。

【観光施設の耐震強化及び防火対策の推進】 1-1 7-1 8-4

- ・ 観光施設の耐震設備や防火設備を定期的に点検し、必要に応じて補強を行う。
- ・ 観光施設等において火災、地震に対する避難訓練を定期的実施する。

5-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【広域的幹線道路の整備促進】 6-3

- ・ 切迫する南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、発災時には日本海側から太平洋沿岸の被災地へ支援物資の運搬など復興支援バックアップが期待される。福井県境に接する本市の地域性と、代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道へつながるアクセス道の強化を図るとともに、直轄管理国道及び濃飛横断自動車道をはじめとした主要な骨格幹線道路の整備を促進し、広域的かつ高規格の幹線道路を軸とした市内の幹線道路ネットワークを構築する。
- ・ 広域幹線道路ネットワークは、災害発生時の避難や救急救援物資の輸送、ライフラインの早期復旧などの役割を果たすだけでなく、地域資源を活かした産業の活性化や広域的な経済活動を促進する効果が期待されるため、今後も継続して広域的な幹線道路ネットワークの構築に取り組む。

【道路施設の維持、長寿命化対策の推進】 6-3

- ・ 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化の進行が見込まれるため「郡上市道路橋梁維持管理個別施設計画及び「郡上市道路トンネル維持管理個別施設計画」を策定し修繕を進めている。今後も引き続き計画的な点検、補修等を実施する。
- ・ 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあるため、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復等を地下構造物の管理者と連携して実施する。

【道路ネットワークの確保】

（狭隘箇所等の整備推進） 2-2 6-3

- ・ 山間地域に位置する本市においては、人、物の移動、輸送手段を車に大きく依存している。大規模災害時に地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、市管理道路をはじめとした、地域を繋ぐ道路整備を推進する。
- ・ とくに、狭隘箇所や崩落、落石危険箇所のある道路は、消火活動や救急活動をはじめ、災害時の避難行動の妨げとなることから、拡幅等の工事を推進する。

（沿道林の整備推進） 1-4 2-2 4-1 6-1 6-3

- ・ 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する。

（農林道の整備推進） 2-2 6-3

- ・ 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する。
- ・ 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に林道整備を推進する。

（無電柱化等の推進） 6-3

- ・ 本市においては「郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区」において無電柱化事業を実施しているが、幹線道路等については未実施である。防災拠点を結ぶ緊急輸送道路等について、大規模災害時のルート確保の必要性及び整備効果が高い箇所を選定し無電柱化等を推進する。

【道路啓開の迅速な実施】 1-1 1-2 2-2 6-3

- ・ 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と情報共有を図るとともに連携した訓練を継続的に実施する。

【道路除雪体制及び監視体制の強化】 1-4 2-2 4-2 6-3

- ・ 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する。
- ・ 大雪、暴風雪警報等の発令時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う。
- ・ 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る。

【住宅、建築物等の耐震化、防火対策の推進】（緊急輸送道路沿道建築物の耐震化） 1-1 6-3 7-1

- ・ 緊急輸送道路沿いの建築物の倒壊は、円滑な避難はもとより、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震改修を促進し、一層

の耐震化を図る。

【鉄道の老朽化対策、存続支援】 6-3

- ・ 長良川鉄道の安全運行を確保するため、老朽化した施設の整備や安全対策を重点的に支援する。また、地域を支える重要な交通機関であることから、引き続き利用促進や経営に対し支援を行う。
- ・ 鉄道の長期にわたる機能停止に備え、代替交通を確保するため、市内交通事業者との連携体制を構築する。

【地域交通事業者の災害対応力の強化、車両整備の推進】 1-4 6-3

- ・ 災害時における市民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討するとともに、代替交通を確保するため、鉄道及びバスの連携体制を構築する。
- ・ 気象警報等発令の際は、気象情報や道路河川、発災状況など関係機関から情報収集を行い、交通事業者と連携のうえ、安全を最優先とした的確な運行体制を講じ、速やかに利用者への周知を行う。
- ・ 安全運行を確保するため、適正な車両整備を推進する。

5-3) 食料等の安定供給の停滞

【災害時応援協定の締結促進】 2-1 2-3 2-6 3-1

- ・ 大規模災害が発生した場合には、市の災害用備蓄品だけでは、市民生活を確保することが困難であることが想定されるため、自治体や民間企業等との災害時応援協定を拡充し、食料、生活必需品、防災資機材等の供給体制の強化を図る。
- ・ 災害時応援協定先と大規模現地訓練等を通じて「顔の見える関係」の構築に努める。

【農地の適切な保全管理】 1-3 7-3

- ・ 農地が有する保水効果など、防災や環境保全等の多面的機能を増進するため、担い手の育成や、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みを促進する。

【農業施設の適切な保全管理】 7-3

- ・ 安定した食料供給に向け、引き続き農地や農業水利施設等の農業施設の改修及び、長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。
- ・ 農産物の安定生産を図るため、自然災害に強い農業施設の整備を推進する。

【農業担い手の育成、確保】 8-2 8-3

- ・ 農業従事者の高齢化と後継者不足による遊休農地の拡大防止を図るため、新規就農者確保のための相談対応や研修指導、施設整備など包括的な支援を展開することにより、農業の担い手の確保、育成を推進する。

6 市民生活の基盤となる電気、燃料、上下水道、交通ネットワーク等のライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電気・燃料等の長期にわたる機能停止

【燃料供給施設の事業継続支援】

- ・ 市民生活に必要な燃料供給施設の事業継続力を向上させるため、施設の修繕や備品整備等の支援を推進する。

【小水力等再生可能エネルギーの活用推進】

- ・ 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の創出と活用の取り組みを検討するとともに、農業水利施設等を活用した小水力発電施設の整備や保全及び、木質バイオマス発電の導入等を推進する。
- ・ 木質バイオマス発電燃料の安定供給を図るため、林地に残された未利用材の搬出を推進する。

【道路ネットワークの確保】(沿道林の整備推進) 1-4 2-2 4-1 5-2 6-3

- ・ 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する。

6-2) 上下水道及び污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

【上下水道の耐震、老朽化対策の推進】 2-1

- ・ 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持するため、水道施設の点検・修繕を行い、延命化に努めるとともに、水道事業ビジョンにより計画的に施設更新を行う。また、周辺自治体と連携する応急給水、及び応急復旧の体制強化に努める。
- ・ 下水道ストックマネジメント計画により、計画的に下水施設の更新を行う。また、耐震化を推進するとともに、統合事業により下水道処理施設の効率化を図る。
- ・ 長期的な污水处理機能を確保するため、農業集落排水施設最適化整備構想に基づき、機能強化事業を推進し、污水处理機能の維持に努める。

【業務継続体制の強化(上下水道部門)】 3-1

- ・ 災害時において上下水道施設の機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制の検証を行い、非常時優先業務と人員計画等の不断の見直しを推進する。

6-3) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【広域的幹線道路の整備促進】 5-2

- ・ 切迫する南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、発災時には日本海側から太平洋沿岸の被災地へ支援物資の運搬など復興支援バックアップが期待される。福井県境に接する本市の地域性と、

代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道へつながるアクセス道の強化を図るとともに、直轄管理国道及び濃飛横断自動車道をはじめとした主要な骨格幹線道路の整備を促進し、広域のかつ高規格の幹線道路を軸とした市内の幹線道路ネットワークを構築する。

- ・ 広域幹線道路ネットワークは、災害発生時の避難や救急救援物資の輸送、ライフラインの早期復旧などの役割を果たすだけでなく、地域資源を活かした産業の活性化や広域的な経済活動を促進する効果が期待されるため、今後も継続して広域的な幹線道路ネットワークの構築に取り組む。

【道路施設の維持、長寿命化対策の推進】 5-2

- ・ 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化の進行が見込まれるため「郡上市道路橋梁維持管理個別施設計画及び「郡上市道路トンネル維持管理個別施設計画」を策定し修繕を進めている。今後も引き続き計画的な点検、補修等を実施する。
- ・ 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあるため、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復等を地下構造物の管理者と連携して実施する。

【道路ネットワークの確保】

（狭隘箇所等の整備推進） 2-2 5-2

- ・ 山間地域に位置する本市においては、人、物の移動、輸送手段を車に大きく依存している。大規模災害時に地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、市管理道路をはじめとした、地域を繋ぐ道路整備を推進する。
- ・ とくに、狭隘箇所や崩落、落石危険箇所のある道路は、消火活動や救急活動をはじめ、災害時の避難行動の妨げとなることから、拡幅等の工事を推進する。

（沿道林の整備推進） 1-4 2-2 4-1 5-2 6-1

- ・ 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する。

（無電柱化等の推進） 5-2

- ・ 本市においては「郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区」において無電柱化事業を実施しているが、幹線道路等については未実施である。防災拠点を結ぶ緊急輸送道路等について、大規模災害時のルート確保の必要性及び整備効果が高い箇所を選定し無電柱化等を推進する。

（農林道の整備推進） 2-2 5-2

- ・ 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する。
- ・ 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に林道整備を推進する。

【道路啓開の迅速な実施】 1-1 1-2 2-2 5-2

- ・ 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と情報共有を図るとともに連携した訓練を継続的に実施する。

【道路除雪体制及び監視体制の強化】 1-4 2-2 4-2 5-2

- ・ 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する。
- ・ 大雪、暴風雪警報等の発令時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う。
- ・ 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る。

【住宅、建築物等の耐震化、防火対策の推進】(緊急輸送道路沿道建築物の耐震化) 1-1 5-2 7-1

- ・ 緊急輸送道路沿いの建築物の倒壊は、円滑な避難はもとより、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る。

【鉄道の老朽化対策、存続支援】 5-2

- ・ 長良川鉄道の安全運行を確保するため、老朽化した施設の整備や安全対策を重点的に支援する。また、地域を支える重要な交通機関であることから、引き続き利用促進や経営に対し支援を行う。
- ・ 鉄道の長期にわたる機能停止に備え、代替交通を確保するため、市内交通事業者との連携体制を構築する。

【地域交通事業者の災害対応力の強化、車両整備の推進】 1-4 5-2

- ・ 災害時における市民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討するとともに、代替交通を確保するため、鉄道及びバスの連携体制を構築する。
- ・ 気象警報等発令の際は、気象情報や道路河川、発災状況など関係機関から情報収集を行い、交通事業者と連携のうえ、安全を最優先とした的確な運行体制を講じ、速やかに利用者への周知を行う。
- ・ 安全運行を確保するため、適正な車両整備を推進する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

【住宅、建築物等の耐震化、防火対策の推進】

(住宅の耐震化の推進) 1-1 1-2

- ・ 住宅、建築物の倒壊は、人命や財産を奪うだけでなく、避難の妨げや火災の発生にもつながる。このため、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る。また、土砂災害特別警戒区域内においても安心して暮らせるよう、壁や基礎などの強化を行い、土砂災害に強い住宅づくりを推進する。

(住宅等の防火、防災対策の推進) 1-1 1-2

- ・ 住宅火災による死者を低減するため、住宅用火災警報器の設置率の向上を図るとともに、感震ブレーカー、住宅用消火器及び防災製品の必要性を認識させるなど火災予防を推進する。
- ・ 過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。
- ・ 危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と

発災時における危険物等の保安を確保するための措置を講じる。

（緊急輸送道路沿道建築物の耐震化） 1-1 5-2 6-3

- ・ 緊急輸送道路沿いの建築物の倒壊は、円滑な避難はもとより、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る。

【観光施設の耐震強化及び防火対策の推進】 1-1 5-1 8-4

- ・ 観光施設の耐震設備や防火設備を定期的に点検し、必要に応じて補強を行う。
- ・ 観光施設等において火災、地震に対する避難訓練を定期的の実施する。

【公園整備の促進】 1-1

- ・ 公園施設は、地震災害時に避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備に努める。
- ・ 公園施設の老朽化が進んでいることから、新たに作成する公園施設修繕計画に基づき更新、維持管理に努める。

7-2) ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【ため池の防災対策の推進】 1-3

- ・ 農業用ため池の老朽化による決壊により、下流域域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強等のハード対策を計画的に推進する。また、大規模地震や異常豪雨により災害発生の恐れがあるため池について、ハザードマップを作成し、危険箇所を地域住民に周知する。

【総合的な水害対策の推進】 1-3

- ・ 本市は、急峻な山々に囲まれて網の目のように河川が流れる地形が多く、集中豪雨などによる水害や土砂災害が発生しやすいことから、災害を未然に防ぐための危険箇所の早期解消を図るため、河川管理者と連携した河川整備を促進するとともに、洪水時の河川情報の充実を図るなど、ハード対策・ソフト対策の両面にわたって防災・減災対策を推進する。
- ・ また、平成30年7月豪雨で被害が発生した市が管理する普通河川において、河道拡幅等の河川整備を進め、早期に治水安全度の向上を図る。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農地の適切な保全管理】 1-3 5-3

- ・ 農地が有する保水効果など、防災や環境保全等の多面的機能を増進するため、担い手の育成や、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みを促進する。

【農業施設の適切な保全管理】 5-3

- ・ 安定した食料供給に向け、引き続き農地や農業水利施設等の農業施設の改修及び、長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。
- ・ 農産物の安定生産を図るため、自然災害に強い農業施設の整備を推進する。

【災害に強い森林づくり】 1-2 1-3

- ・ 本市は市域の90%を森林が占めており、台風、豪雨時に山腹崩壊や溪流浸食の発生が危惧され

る。山地災害等を防止するため、間伐等の森林整備を計画的に実施することにより、水源涵養機能、土砂災害防止機能など森林の持つ公益的機能の維持増進を図る。

- ・ 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、郡上市森林マネジメント協議会等関係機関と連携して森林整備を促進する。
- ・ 林内の倒木等が豪雨時に下流へ流出し、民家・道路等に被害をおよぼすことを未然に防止するため、流出のおそれがある箇所への倒木処理を推進するとともに、集落、農地、生活道路等に隣接した森林の整備を行うことにより、風雪害による倒木、それにより誘発される土砂崩壊、雪崩による被害を防止する。
- ・ 木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、市産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する。
- ・ 適切な森林整備を継続的に実施するため、新規林業就労者の支援や、林業技術者の実地研修等により、林業の担い手確保・育成を推進する。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物対策の推進】

- ・ 大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失及び浸水等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも迅速にごみを処理する体制を整えているが、より実効性を高めるための見直しを随時行っており、災害廃棄物処理体制の強化を図る。
- ・ 強靱な廃棄物処理施設を維持するとともに、停電等による廃棄物処理施設の機能低下を防ぐため、代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを各施設に整備する。

【河川に流出したごみ等の撤去】

- ・ 河川断面及び流下能力を阻害している流木、河道内樹木の撤去等、河川管理者が実施する災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去することにより、河川環境の保全を推進する。

8-2) 復興を支える人材等や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【消防団員等人材の確保】 2-3

- ・ 地域の防災力を維持するため、県と連携したキャンペーン等の実施や地域ぐるみで消防力を応援する取組み等により、団員の確保を図る。

【災害ボランティア対策】 3-1 8-4

- ・ 災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、行政、郡上市社会福祉協議会、NPO、災害ボランティア団体等が連携、協働して活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を推進する。

- ・ 郡上市社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりを指導、支援する。

【都市農村交流の推進】 8-3

- ・ 都市農村交流の推進を図るため、『「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会』等による地域間連携や、グリーン・ツーリズム実践者の受入体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組みがより一層行われるよう支援する。

【農業担い手の育成、確保】 8-3 5-3

- ・ 農業従事者の高齢化と後継者不足による遊休農地の拡大防止を図るため、新規就農者のための相談対応や研修指導、施設整備など包括的な支援を展開することにより、農業の担い手の育成、確保を推進する。

【建設業の担い手育成、確保】

- ・ 地域の復旧、復興の中心となる建設業を担う人材の育成、確保を図るため、魅力ある労働環境の整備をはじめ、担い手確保につながる魅力発信等を促進することにより、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。

【被災建築物応急危険度判定士の育成】 3-1

- ・ 大規模地震発生時において、被災した住宅の危険度判定を円滑に実施するため、被災建築物応急危険度判定士の資格取得を推進し、危険度判定体制の強化を図る。

【大規模避難所、防災物流拠点の整備推進】 2-1 1-1 2-4

- ・ 長良川上流断層帯地震など大規模地震発生時において、市内住宅密集地からの避難者及び、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道を利用する帰宅困難者等の発生が想定され、これらの多くの避難者を受け入れることが可能な防災備蓄品を保有する防災物流拠点を兼ね備えた大規模避難所の整備を推進する。
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合、太平洋沿岸は巨大津波により壊滅的な被害を受ける可能性がある。太平洋沿岸の被災地への支援物資の運搬や復旧及び復興支援は日本海側からアクセスするのが効果的であるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道が連結する白鳥インター周辺に防災物流拠点の整備を促進する。

【災害対策資機材の確保、充実】

- ・ 被災箇所の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き平時に災害時応急対策用資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を行い、災害に備える。

【円滑かつ迅速な応急住宅の供給】 2-6

- ・ 災害発生後に必要な応急住宅戸を建設する候補地について、県にから示された最大必要戸数を満たしていないので、適切な候補地を確保する。

【地籍調査の推進】

- ・ 災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を計画的に推進するとともに、緊急輸送路の地図を重点的に整備する。

8-3) 人口減少・高齢化の進展により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【移住、定住、交流推進】

- ・ 発災後に地域の活性化を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするために、都市住民等を受け入

れる移住や定住、交流人口の増加等につながる、地域間交流の開催や空き家、就業情報等の提供などの支援対策を総合的に推進する。

【小さな拠点とネットワークの推進】

- ・ 市では、小さな拠点とネットワークの形成に当たり、行政サービスの諸機能を有し、市域間でネットワークを構築できる旧町村の単位を「小さな拠点エリア」として設定している。小さな拠点エリアにおいて「防災・減災」「自助・共助」等の活動を機能させ、未充足の分野を市域内のネットワークで補完するために、小さな拠点とネットワークの考え方を広く周知するとともに、活動拠点の設定を促進し、地域経営を組織する仕組みづくりを進める。

【都市農村交流の推進】 8-2

- ・ 都市農村交流の推進を図るため、『「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会』等による地域間連携や、グリーン・ツーリズム実践者の受入体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組みがより一層行われるよう支援する。

【農業担い手の育成、確保】 5-3 8-2

- ・ 農業従事者の高齢化と後継者不足による遊休農地の拡大防止を図るため、新規就農者確保のための相談対応や研修指導、施設整備など包括的な支援を展開することにより、農業の担い手の確保、育成を推進する。

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【教育、文化施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進】

(文化財保護対策の推進)

- ・ 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や耐震調査等への支援を行う。また、後世へ資料を良好な状態で継承するため、文化財の資料、写真などのデジタルデータ化や、保存整理ができる人材を育成する。

(八幡城天守耐震補強事業) 1-1

- ・ 多くの観光客が訪れる八幡城について、地震等による石垣及び天守の崩壊を防ぐために石垣の調査及び改修、また天守の耐震補強を実施する。
- ・ 近年世界遺産等が火災で滅失していることから、八幡城の耐震補強と併せて防火対策についても強化する。

【観光施設の耐震強化及び防火対策の推進】 1-1 5-1 7-1

- ・ 観光施設の耐震設備や防火設備を定期的に点検し、必要に応じて補強を行う。
- ・ 観光施設等において火災、地震に対する避難訓練を定期的に実施する。

【自主防災組織等の育成強化】 2-2 2-3 2-6 3-1

- ・ 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人たちのコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、自主防災組織を育成するとともに、活動の活性化を図る。
- ・ 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、だれにでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを強化する。
- ・ 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努め

る。

- ・ 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成するとともに、減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成し、自主防災組織との連携を強化する。
- ・ 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。

【災害ボランティア対策】 8-2 3-1

- ・ 災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、行政、郡上市社会福祉協議会、NPO、災害ボランティア団体等が連携、協働して活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を推進する。
- ・ 郡上市社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりを指導、支援する。

郡上市国土強靱化地域計画

令和2年4月

〒501-4297

岐阜県郡上市八幡町島谷228

郡上市総務部総務課

TEL : 0575-67-1121

FAX : 0575-67-1711

E-mail : soumu@city.gujo.lg.jp